

資料編

1. 参考にした資料

①人権に関する市民意識調査結果報告書（平成24年3月亀山市）

- ・調査対象：市内在住の満18歳以上の市民
- ・配布数：1,499人
- ・抽出方法：無作為抽出法
- ・調査期間：平成23年8月22日～平成23年9月20日
- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・回収結果：有効回答数（率）、690人（46.0%）

※市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の取組を進めるための課題を明らかにするための基礎資料とするため実施したもので、この中から抜粋して加工し、図表を作成しています。

②人権問題に関する三重県民意識調査報告書（平成26年2月三重県）

- ・調査対象：県内居住の20歳以上の男女（外国人を含む）
- ・標本数：3,000人
- ・抽出方法：無作為抽出法（県内29市町の住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査期間：平成25年1月10日～平成25年1月25日
- ・調査方法：郵送による配布、回収（調査票による本人記入形式）
- ・回収結果：有効回答数（率）、1,209人（40.4%）

※平成26年4月三重県から発行された報告書から抜粋して加工し、図表を作成しています。

※資料の一部は、平成27年2月三重県人権センター発行「人権問題に関する三重県民意識調査からみえてきたこと」から引用しています。

③人権擁護に関する世論調査（内閣府大臣官房政府広報室）

- ・調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者
- ・標本数：3,000人
- ・抽出方法：層化2段無作為抽出法
- ・調査期間：平成24年8月23日～9月2日
- ・調査方法：調査員による個別面接聴取法
- ・回収結果：有効回収数（率）、1,864人（62.1%）

※人権擁護に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、5年毎に行っている内閣府の調査です。今回は、世論調査報告書平成24年8月調査から抜粋して加工し、図表を作成しています。

④第1次亀山市総合計画後期基本計画市民意識調査報告書（平成26年3月亀山市）

- ・調査対象：市内在住の満18歳以上の市民
（人口分布に比例させて地区ごとに抽出）
- ・配布数：2,004人
- ・調査方法：無作為抽出法
- ・調査期間：平成26年2月20日～平成26年3月6日
- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・回収結果：有効回答数（率）、1,050人（52.4%）

※第1次亀山市総合計画の後期基本計画の施策を評価するにあたり、現在実施している施策の満足度や今後市民がまちづくりに求めるものを把握するために実施したもので、この中から一部抜粋して加工し、図表を作成しています。

⑤亀山市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査（平成25年9月）

- ・調査対象：対象年齢児童を持つ保護者
- ・調査期間：平成25年9月
- ・調査方法：学校・園を通じた配布・回収（一部、未就園児は郵送）
- ・回収結果：

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査(0～5歳児)	1,000	853	85.3%
小学校児童調査(1～3年生)	400	377	94.3%

※子ども・子育て支援法に基づき待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むため策定した、平成27年度から5年間を計画期間とする「亀山市子ども・子育て支援事業計画」アンケート調査等から一部を抜粋して加工し、図表を作成しています。

⑥亀山市男女共同参画に関する市民意識調査（平成23年8月亀山市）

- ・調査対象：市内在住の満18歳以上の男女
- ・配布数：1,474人
- ・抽出方法：無作為抽出法
- ・調査期間：平成23年6月17日～平成23年7月11日
- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・回収結果：有効回答数（率）、740人（50.2%）

※亀山市男女が生き生き輝く条例に基づき策定した、平成24年度から平成28年度までを期間とする「亀山市男女共同参画基本計画」アンケート調査等から一部を抜粋して加工し、図表を作成しています。

⑦亀山市第4期障がい福祉計画の策定にかかるアンケート調査（平成26年8月亀山市）

- ・調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ・配布数：2,322人
- ・調査時期：平成26年8月
- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・回収結果：有効回収数（率）、1,040人（44.6%）

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき策定した、平成27年度から平成29年度までを期間とする「第4期亀山市障がい福祉計画」アンケート調査等から一部抜粋して加工し、図表を作成しています。

⑧亀山市障がい者福祉計画・(第3期)障がい福祉計画の策定にかかるアンケート調査（平成23年9月亀山市）

- ・調査対象：身体・知的・精神障がい者（児）
- ・配布数：2,200人
- ・抽出方法：悉皆調査
- ・調査時期：平成23年9月
- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・回収結果：有効回収数（率）、1,152人（52.4%）

※障害者基本法に基づき策定した、平成24年度から平成28年度までを期間とする「亀山市障がい者福祉計画」アンケート調査等から一部抜粋して加工し、図表を作成しています。

⑨亀山市高齢者福祉計画（平成27年3月）

※老人福祉法に基づき策定した、平成27年度から平成29年度までを期間とする「亀山市高齢者福祉計画」から一部抜粋して加工し、図表を作成しています。

※介護保険事業は、広域連合を構成している鈴鹿市と合同で実施しているため、鈴鹿亀山地区広域連合が平成26年1月に実施した高齢者介護に関する調査のうち、亀山市を調査地域とした部分を抽出して加工し、図表を作成しています。

※上記以外の資料については、各図表にその資料の出典について記載しています。

※HO年度と記載がある場合は、各年4月～翌年3月までの期間を表しています。

※HO年と記載がある場合は、各年1月～12月までの期間を表しています。

※HOと記載がある場合は、その年の〇月〇日現在を表しています。

※各資料における割合（%）は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※各資料は、本資料編への掲載の許可を得ていますので、転載は行わないでください。

2. 図表集

【図表】 1

＜民間賃貸住宅における入居選別の状況＞

平成27年4月17日に国土交通省が公表した「安心居住政策研究会」の中間とりまとめの成案から抜粋して加工し、掲載しています。（参考資料からも抜粋して加工し、掲載しています）

【財団法人日本賃貸住宅管理協会による調査】

会員企業にアンケート調査を実施（H22.1.1）157社（約99.6万人のオーナー）から回答

A. 入居に拒否感がある賃貸人の割合 ※安心居住目標

	オーナーに占める割合 H22年調査時	⇒	H32年度 目標値
高齢者世帯	59.2%		30%以下
障がい者のいる世帯	52.9%		30%以下
小さい子供のいる世帯	19.8%		10%以下

B. 入居者を拒否している賃貸人の割合

	オーナーに占める割合
単身の高齢者	8.0%
高齢者のみ世帯	6.8%
障がい者のいる世帯	4.0%
小さい子供のいる世帯	4.0%
母子（父子）世帯	1.3%

※国土交通省は、平成27年4月、高齢者・子育て・障がい者世帯に住宅を貸すことに拒否感を持つ家主の割合を、平成32年度までに半減させる数値目標を決定しました。資料から多くの家主に拒否感があることがうかがえます。

※安心居住目標は本文「3. 今後取り組むべき対策」に記載された対策を計画的かつ総合的に実施すること等により、目標の達成を目指すものです。

【三重県による調査】

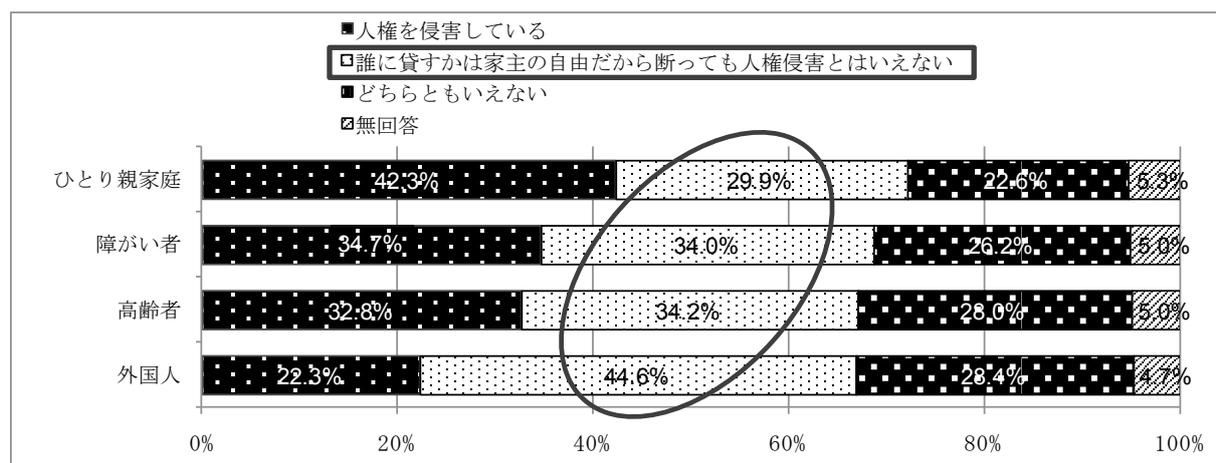
三重県内の宅建業者にアンケート調査を実施（H23.3）約830社から回答

	オーナーに占める割合
高齢者世帯は不可	30.8%
障がい者世帯は不可	17.8%
母子・父子世帯は不可	11.3%

【図表】 2

問：家主が賃貸マンションを次の人であることを理由に貸すことを断ることについて、あなたはどのように思いますか。それぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ〇をつけてください。

（資料②三重県人権意識調査）



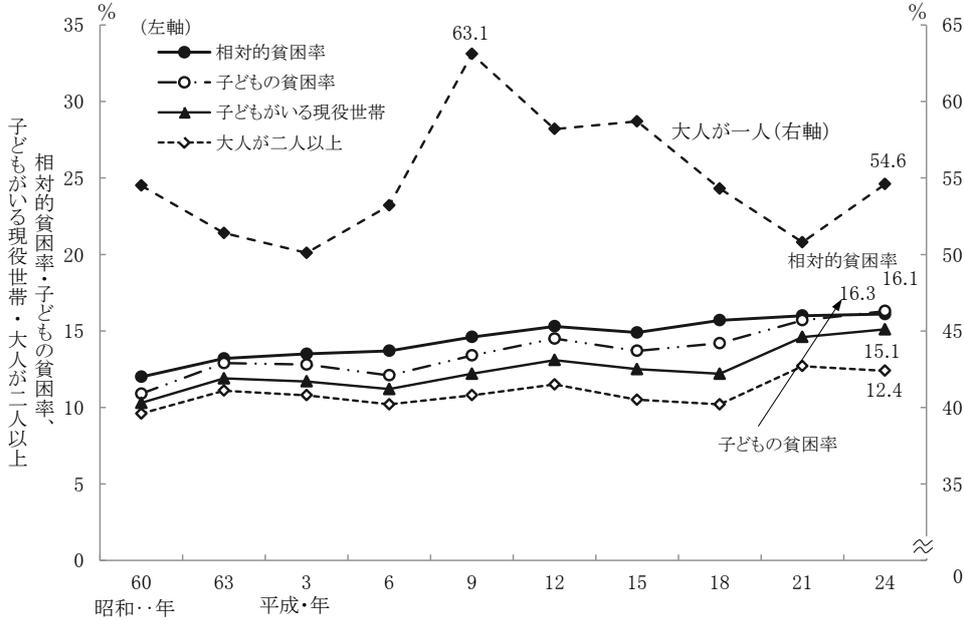
※県調査でも、家主が賃貸マンションをひとり親家庭、障がい者、高齢者、外国人であることを理由に貸すことを断ることについて、「誰に貸すのかは家主の自由だから人権を侵害しているとはいえない」と3割前後の人が回答している中、特に外国人に対する割合が高くなっています。

【図表】 3

＜貧困率の年次推移＞

平成26年7月15日厚生労働省大臣官房統計情報部人口・動態・保健社会統計課世帯統計室が公表した平成25年国民生活基礎調査の結果から、一部資料を抜粋して掲載しています。

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、運営に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を、その間の各年は調査事項と対象世帯の少ない簡易な調査を実施しています。平成25年は、第10回目の大規模な調査の実施年に当たります。

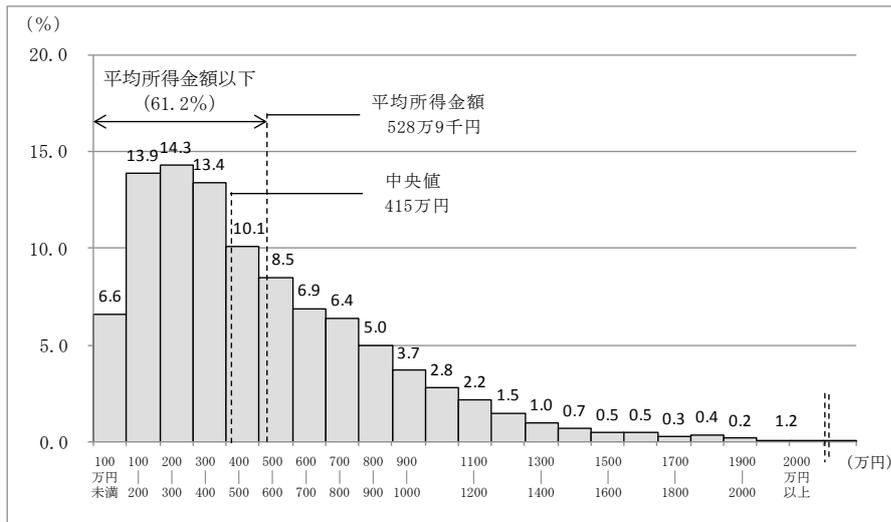


※平成25年国民生活基礎調査の結果では、相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%と生活が苦しい状況がうかがわれ、特に、ひとり親家庭の場合は、54.6%とさらに厳しくなっています。

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

＜所得の分布状況：所得金額階級別世帯数の相対度数分布＞

平成27年7月2日厚生労働省大臣官房統計情報部人口・動態・保健社会統計課世帯統計室が公表した平成26年国民生活基礎調査の結果から、一部資料を抜粋して加工し掲載しています。

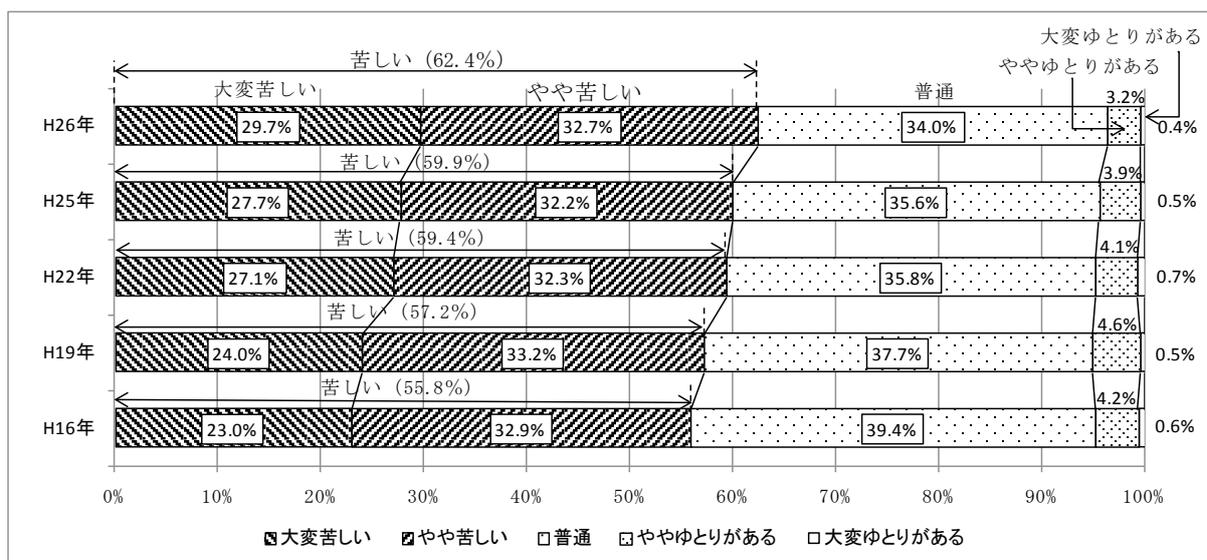


※所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「200～300万円未満」が14.3%、「100～200万円未満」が13.9%及び「300～400万円未満」が13.4%と多くなっています。中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界面)は415万円であり、平均所得金額(528万9千円：H25年調査は537万2千円)以下の割合は61.2%となっています。

※所得は、平成25年1月1日から12月31日までの1年間の所得

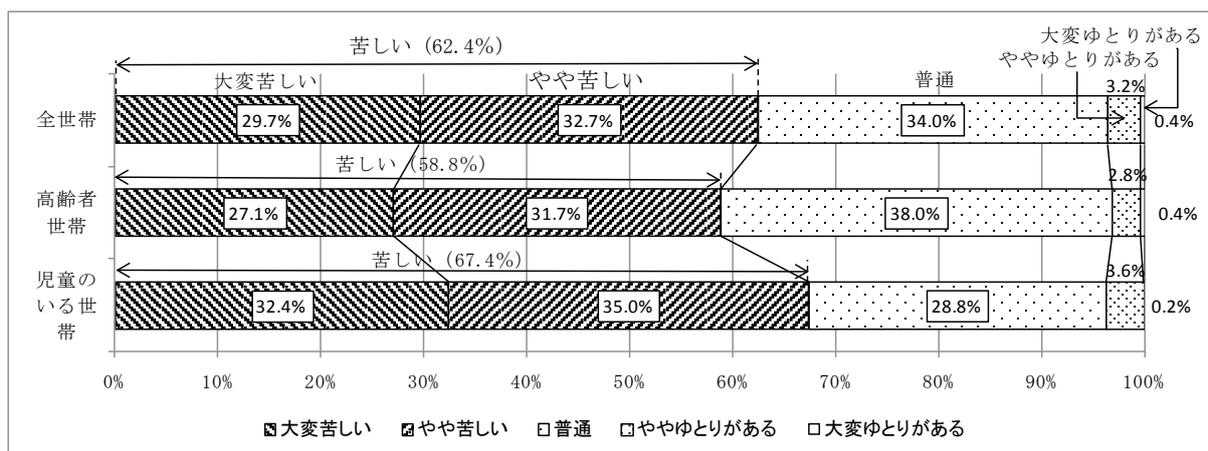
<生活意識の状況>

A. 世帯の生活意識の年次推移



※世帯の生活意識をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が62.4%、「普通」が34.0%と、「苦しい」とした世帯が上昇傾向にあります。

B. 各種世帯の生活意識



※各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が58.8%、「児童のいる世帯」が67.4%となっています。

【図表】 4

問：これまで、学校、職場、地域などで次のような人権問題の解決に熱心にとりくんでいる人に
 出会ったことがありますか。あてはまる回答に○をつけてください。

(資料②三重県人権意識調査)

三重県調査 (回答者数1,209人)	回答(%)		
	ある	ない	無回答
同和問題	27.0%	68.5%	4.5%
障がい者の人権問題	23.6%	70.1%	6.3%
子どもの人権問題	17.5%	75.5%	6.9%
女性の人権問題	15.9%	77.3%	6.9%
高齢者の人権問題	15.8%	77.6%	6.6%
在日韓国・朝鮮人の人権問題	9.0%	83.6%	7.4%
患者の人権問題	7.8%	84.5%	7.7%
外国人(在日韓国・朝鮮人を除く)の人権問題	5.8%	87.0%	7.2%
犯罪被害者の人権問題	4.9%	87.5%	7.6%
その他の人権問題	1.2%	75.4%	23.5%

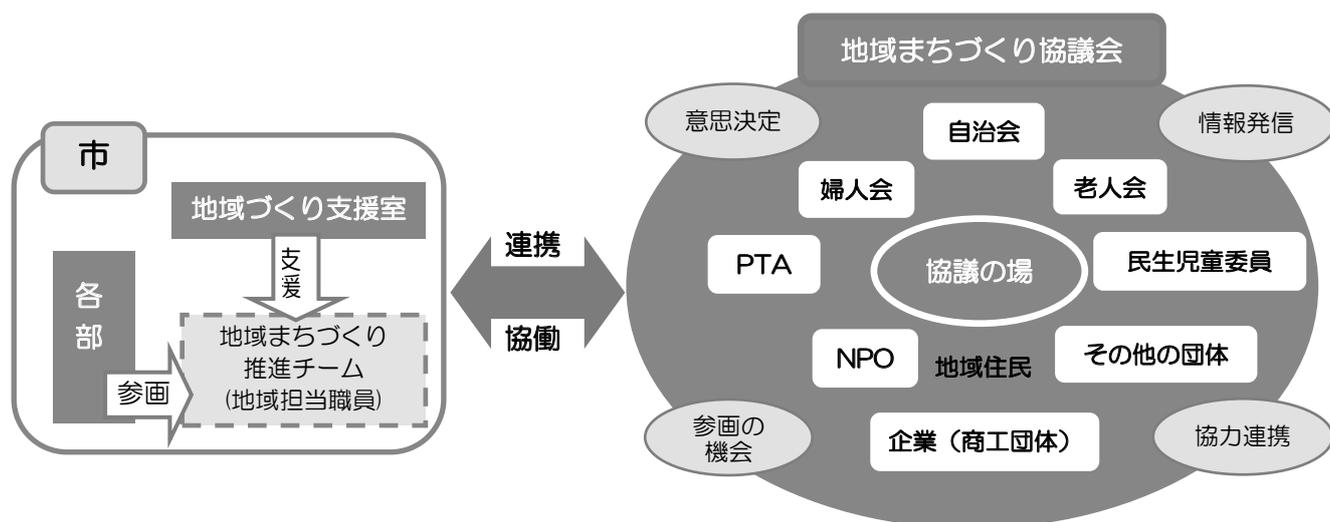
※県調査で、学校、地域や職場の中で人権問題の解決に取り組んでいる人の認知度についてたずねたところ、同和問題や障がい者の人権問題については20%以上の人が知っていると回答しています。

【図表】 5

＜地域まちづくり協議会＞

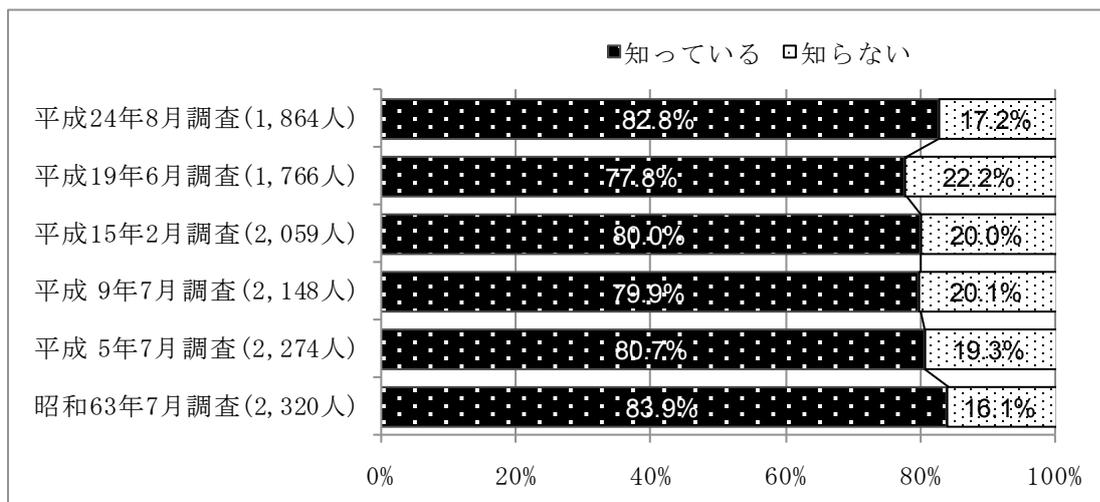
自分たちの住む地域を自分たちで創りあげるという意識のもとに、地域課題の解決に向けて、話し合う場づくりや意思決定できる新たな地域自治のしくみとして、地域まちづくり協議会の設立を促進しています。

地域まちづくり協議会は、地区コミュニティを基盤としつつ、地域自治の考え方や補完性の原則を取り組み、地域の一体感の醸成、地域課題の解決及び地域活性化を目的に活動を展開し、文化、福祉、防災、環境、交通など幅広い範囲に対応する組織です。



【図表】 6

問：基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されることを知っていますか。
 (資料③内閣府人権意識調査)



※内閣府調査中で、基本的人権の認知度についての問いに対して、「知っている」と答えた割合は、大きな変化はなくおおよそ80%前後で推移しています。

【図表】 7

問：人権に関する宣言や法律には、いろいろありますが、あなたは次のような宣言や条約、法律、条令があることをご存知ですか。(それぞれ〇は一つ)
 (資料①亀山市人権意識調査、資料②三重県人権意識調査一部省略)

項目	亀山市調査(回答者数690人)			三重県調査(回答者数1,209人)		
	知っている	知らない	無回答	※知っている	知らない	無回答
世界人権宣言	58.8%	34.2%	7.0%	82.4%	15.6%	2.1%
男女共同参画基本法	56.1%	37.4%	6.5%	72.5%	25.4%	2.2%
障害者基本法	50.6%	41.7%	7.7%	69.2%	28.2%	2.6%
人種差別撤廃条約	42.9%	49.1%	8.0%	64.3%	33.5%	2.2%
子どもの権利条約	41.9%	50.3%	7.8%	58.5%	38.5%	3.0%
同和対策審議会答申	31.4%	59.9%	8.7%	49.8%	47.6%	2.6%
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	25.7%	66.2%	8.1%	43.3%	54.2%	2.5%
水平社宣言	15.7%	75.9%	8.4%	31.9%	65.8%	2.3%

※「内容(趣旨)を知っている」+「あることは知っている」の計

※本市調査と県調査の集計方法の違いから割合に差があるものの全体として本市調査の方が認知度が低く、特に、世界人権宣言、人権差別撤廃条約について、「知っている」とした回答の差が大きくなっています。

【図表】 8

問：三重県では、「性別、出身地、障がいの有無などによる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を發揮できる機会がだれにでも与えられる社会」の実現をめざしています。をめざしています。あなたは、「三重県は人権が尊重されている社会になっている」と感じますか。あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。（資料②三重県人権意識調査）

三重県調査	感じている	どちらかといえば感じている	どちらともいえない	どちらかといえば感じない	感じない	わからない	無回答
1,209人	41人	241人	421人	208人	128人	140人	30人
100.0%	3.4%	19.9%	34.8%	17.2%	10.6%	11.6%	2.5%

※「感じている」及び「どちらかといえば感じている」と回答した人は、23.3%に留まっています。

【図表】 9

問：あなたは人権問題に、どの程度関心を持っていますか。（○は1つ）
（資料①亀山市人権意識調査）

亀山市調査	非常に関心があるA	多少関心があるB	A+B	あまり関心がないC	関心がないD	C+D	無回答
690人	51人	370人	421人	216人	41人	257人	12人
100.0%	7.4%	53.6%	61.0%	31.3%	5.9%	37.2%	1.7%

※「非常に関心がある」及び「多少関心がある」と回答した人は61%となっています。

【図表】 10

問：つぎのような人権問題について、家族や友人と話し合うことがありますか。
（資料①亀山市人権意識調査）

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18~29歳 74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳~ 154人
子どもに対する人権侵害 (児童虐待等について)	42.3%	32.4%	50.6%	54.3%	43.7%	48.4%	29.9%
障がいのある人に対する人権侵害	33.6%	25.7%	38.2%	35.1%	37.8%	37.9%	27.9%
高齢者に対する人権侵害	20.1%	6.8%	11.2%	9.6%	24.4%	28.8%	27.3%
女性に対する人権侵害	16.1%	12.2%	14.6%	17.0%	22.7%	16.3%	13.6%
外国人に対する人権侵害	13.5%	20.3%	21.3%	18.1%	16.8%	9.2%	5.2%
部落出身者に対する人権侵害	12.6%	16.2%	11.2%	10.6%	15.1%	12.4%	11.7%
インターネット(パソコンや携帯電話)による人権侵害	10.0%	6.8%	14.6%	24.5%	12.6%	7.8%	0.6%
性同一性障がい(身体的な性と心の性が一致しない)がある人への人権侵害	3.0%	5.4%	6.7%	2.1%	3.4%	1.3%	1.9%
その他	0.6%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	1.3%
特になし	27.0%	43.2%	23.6%	22.3%	21.0%	22.2%	31.8%
無回答	9.4%	6.8%	5.6%	3.2%	6.7%	10.5%	16.2%

問：つぎのような人権問題について、家族や友人と話し合うことがありますか。
 (資料②三重県人権意識調査)

三重県調査：それぞれの項目ごとに「ある＋と きどきある」と回答 (回答者数1,209人)	全体	20歳代 109人	30歳代 160人	40歳代 216人	50歳代 181人	60歳代 248人	70歳～ 249人
児童虐待について	79.7%	78.9%	81.3%	84.3%	81.2%	83.4%	71.5%
原子力発電所事故による放射線被ばく風評被害について	71.2%	62.3%	58.2%	72.2%	73.5%	81.4%	71.1%
障がい者差別について	64.3%	50.4%	53.8%	69.0%	71.3%	71.7%	62.3%
女性差別について	53.7%	47.7%	49.4%	54.2%	59.1%	56.5%	52.2%
高齢者虐待について	52.4%	36.7%	41.9%	50.4%	58.0%	61.3%	56.7%
部落差別について	51.0%	40.4%	43.8%	56.5%	55.3%	57.3%	48.2%
インターネット上の差別や誹謗中傷の書き込みについて	49.3%	53.2%	61.3%	61.6%	54.7%	46.4%	29.3%
犯罪被害者やその家族のプライバシーの侵害について	47.6%	38.5%	43.7%	51.4%	50.2%	51.6%	45.4%
在日韓国・朝鮮人差別について	42.7%	36.7%	35.7%	53.2%	45.8%	42.0%	39.7%
外国人労働者差別について	40.2%	31.2%	31.9%	42.1%	49.1%	41.5%	38.9%
性的マイノリティ(性同一障がい者や同性愛者など)差別について	27.9%	33.0%	26.3%	36.1%	29.9%	24.6%	20.9%
感染症患者(HIV感染者、エイズ患者など)に対する差別について	27.0%	23.8%	16.9%	26.0%	27.7%	29.4%	32.9%

問：日本における人権問題について、あなたの関心があるものはどれですか。この中からいくつでもあげてください。(資料③内閣府人権意識調査)

内閣府調査：複数回答 (回答者数1,864人)	全体	20歳代 151人	30歳代 248人	40歳代 324人	50歳代 315人	60歳代 417人	70歳～ 409人
障がい者	39.4%	47.7%	41.1%	49.1%	45.1%	38.1%	24.4%
子ども	38.1%	39.1%	50.0%	47.8%	40.3%	31.4%	27.9%
インターネットによる人権侵害	36.0%	44.4%	44.8%	48.5%	43.8%	31.9%	15.9%
高齢者	34.8%	26.5%	26.6%	34.6%	39.7%	37.2%	36.9%
東日本大震災に伴う人権問題	28.4%	27.8%	28.6%	30.2%	30.8%	29.3%	24.4%
女性	26.9%	35.1%	31.5%	36.4%	31.7%	20.1%	16.9%
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	26.5%	12.6%	20.6%	24.1%	33.0%	30.0%	28.6%
犯罪被害者等	19.3%	24.5%	21.8%	25.9%	19.0%	17.0%	13.2%
刑を終えて出所した人	15.8%	18.5%	12.1%	15.4%	17.8%	17.3%	14.2%
HIV感染者等	14.1%	15.9%	16.9%	18.5%	18.7%	13.2%	5.6%
同和問題	13.4%	9.9%	10.5%	17.0%	17.1%	14.9%	9.3%
ハンセン病患者・回復者等	13.4%	11.9%	12.1%	17.9%	18.4%	11.5%	9.0%
ホームレス	12.4%	17.2%	8.9%	12.3%	18.1%	11.3%	9.5%
外国人	10.7%	19.2%	11.3%	14.2%	13.7%	7.7%	5.1%
人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)	10.2%	10.6%	10.9%	12.3%	11.7%	9.4%	7.6%
性同一性障がい者(生物学的な性と性の自己意識(こころの性)が一致しない者)	9.6%	16.6%	15.3%	12.7%	9.5%	7.0%	3.9%
性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)	9.2%	11.9%	10.1%	10.5%	12.1%	6.7%	6.8%
アイヌの人々	5.7%	5.3%	6.9%	8.0%	6.7%	5.3%	2.9%
その他	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.7%	0.7%
特になし	8.6%	6.6%	4.8%	1.2%	5.7%	8.6%	19.8%

※本市・県・内閣府調査のそれぞれ■の箇所は、各年代間で関心の差が大きい箇所を示しています。
 ※本市・県・内閣府いずれの調査も、年代間で関心対象が異なります。
 ※本市調査と県調査と比べてみると、選択方法などの違いがあるため本市の数値が全体的に低くなっていますが、一番高いのは共通して子どもの話題であり、本市の方が関心が低いのは、女性、インターネット及び部落などの項目です。また、内閣府調査と比べるとインターネット、高齢者、女性の順で本市調査の方が関心が低くなっています。

【図表】 11

問：人権に関する問題をめぐって、さまざまな意見があります。あなたはどのように思いますか。

(それぞれひとつに○)

(資料①亀山市人権意識調査と資料②三重県人権意識調査が同じ内容のもののみ記載)

項目	亀山市調査(回答者数690人)							三重県調査(回答者数1,209人)						
	そう思うA	どちらかといえばそう思うB	A+B=D	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答	そう思うA	どちらかといえばそう思うB	A+B=E	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
身体障がいのある人が利用できるように、すべての公共の建物を改造すべきだ	24.8%	39.1%	63.9%	24.9%	3.6%	3.0%	4.5%	26.1%	34.2%	60.4%	26.6%	5.5%	5.3%	2.2%
※1 罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ	31.7%	32.0%	63.8%	23.2%	5.1%	3.6%	4.3%	36.1%	31.1%	67.2%	20.5%	5.8%	4.4%	2.2%
高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たち自身の問題である	27.2%	33.2%	60.4%	23.5%	4.6%	6.4%	5.1%	32.7%	30.4%	63.1%	25.2%	4.5%	5.4%	1.8%
※2 子育ての間は、母親は育児に専念したほうがよい	25.9%	27.0%	52.9%	25.1%	6.4%	11.4%	4.2%	15.0%	19.2%	34.2%	29.8%	13.6%	20.4%	2.1%
※3 定住外国人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ	15.5%	25.7%	41.2%	36.8%	9.1%	7.8%	5.1%	12.8%	23.6%	36.4%	43.2%	9.9%	8.1%	2.4%
※4 国会等で女性議員の割合が低いのは問題だ	12.0%	21.0%	33.0%	41.3%	10.0%	11.4%	4.2%	12.3%	20.9%	33.3%	39.6%	11.5%	13.4%	2.2%
障がいのある人を雇用する義務をはたしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ	7.1%	19.4%	26.5%	44.8%	12.5%	11.6%	4.6%	9.7%	18.1%	27.8%	46.5%	11.7%	11.9%	2.1%
そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく	12.2%	13.5%	25.7%	24.3%	15.8%	29.4%	4.8%	12.9%	15.9%	28.8%	25.6%	16.3%	27.2%	2.2%
部落差別は、いけないことだが、自分には関係のない話だ	6.5%	12.6%	19.1%	29.1%	18.3%	28.4%	5.1%	7.4%	18.4%	25.8%	28.9%	17.8%	25.6%	1.8%
外国人は、仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方ない	4.3%	7.4%	11.7%	34.5%	22.2%	27.2%	4.3%	3.1%	6.9%	10.0%	31.3%	23.2%	33.1%	2.4%

※1 三重県の質問項目は、犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ

2 三重県の質問項目は、子育ての間は、母親は育児に専念するべきだ

3 三重県の質問項目は、「外国人住民は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ」

4 三重県の質問項目は、国会で女性議員の割合が低いのは問題だ

※■の箇所は、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答で、本市調査と県調査結果の差が大きいところを示しています。

※いずれも上位3位までが「身体障がいのある人が利用できるように、すべての公共の建物を改造すべきだ」、「罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ」、「高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たち自身の問題である」となっていますが、比較してみると、「子育ての間は母親は育児に専念」、「外国人が日本の文化にとけ込む努力」といった意見が本市で多く、反対に「部落差別はいけないことだが自分には関係ないこと」の意見が本市では低くなっています。

【図表】 12

問：人権や差別をめぐっていろいろな考え方がありますが、あなたはどのようにお考えですか。
 (それぞれひとつに○)
 (資料①亀山市人権意識調査と資料②三重県人権意識調査が同じ内容のもののみ記載)

項目	亀山市調査(回答者数690人)						三重県調査(回答者数1,209人)							
	そう思うA	どちらかといえばそう思うB	A+B=D	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答	そう思うA	どちらかといえばそう思うB	A+B=E	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある	54.6%	30.7%	85.4%	7.0%	1.0%	0.9%	5.8%	53.2%	33.1%	86.3%	9.0%	0.7%	1.7%	2.3%
差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである	59.0%	25.5%	84.5%	8.8%	1.3%	0.9%	4.5%	55.6%	32.5%	88.1%	7.4%	1.2%	1.5%	1.8%
あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	46.8%	30.9%	77.7%	13.3%	1.6%	1.9%	5.5%	47.2%	33.5%	80.7%	13.5%	1.2%	2.2%	2.4%
誰もが自己的人権についてもっと学ぶ機会をもつべきだ	32.0%	40.4%	72.5%	18.1%	1.2%	2.0%	6.2%	37.4%	40.2%	77.6%	16.5%	2.2%	1.2%	2.6%
思いやりや、やさしさをみんながもてば人権問題は解決する	42.2%	25.5%	67.7%	18.6%	4.1%	5.8%	3.9%	37.6%	27.0%	64.6%	20.1%	5.6%	7.7%	2.0%
※人権や権利ばかり主張して、がまんすることができない者が増えている	28.7%	31.0%	59.7%	25.8%	4.5%	4.3%	5.7%	38.9%	32.6%	71.5%	20.6%	2.6%	2.8%	2.6%
差別は法律で禁止する必要がある	31.6%	25.9%	57.5%	28.6%	3.0%	5.7%	5.2%	31.8%	31.3%	63.0%	25.1%	4.4%	5.1%	2.4%
差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない	10.4%	17.4%	27.8%	33.6%	12.6%	20.1%	5.8%	11.3%	21.0%	32.3%	33.4%	15.2%	16.5%	2.5%
人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係がない	3.9%	5.2%	9.1%	16.7%	19.3%	49.1%	5.8%	1.7%	3.6%	5.4%	20.8%	19.8%	51.3%	2.7%

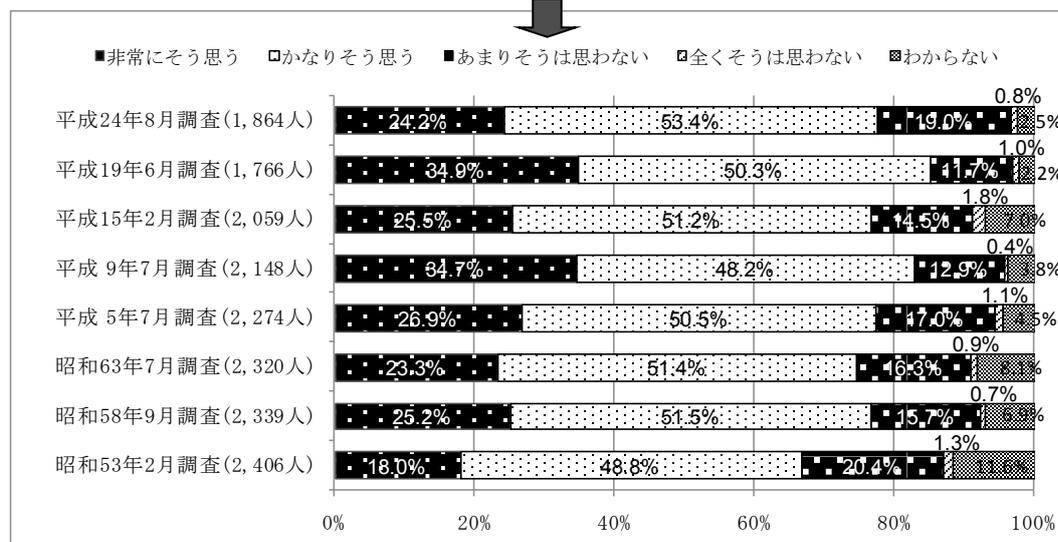
※三重県の質問項目は、「人権や権利ばかり主張して、他人の迷惑を考えない人が増えている」
 ※■の箇所は「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答で、本市調査と県調査結果の差が大きいところを示し、いずれの項目も大きな差はありませんが、「人権や権利ばかり主張して、がまんすることができない者が増えている」、「差別は法律で禁止する必要がある」、「誰もが自己的人権についてもっと学ぶ機会をもつべきだ」の意見が本市では低くなっています。

【図表】 13

問：「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見に対して、あなたはごどう思いますか。この中から1つだけお答えください。
 (資料③内閣府人権意識調査)

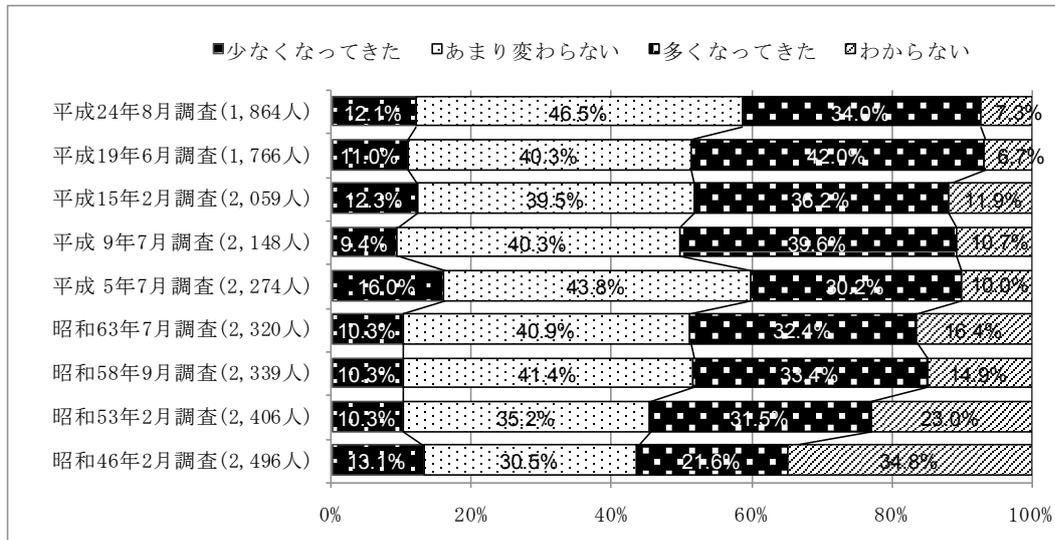
項目	内閣府調査(回答者数1,864人)					
	非常にそう思うA	かなりそう思うB	A+B=D	あまりそう思わない	全くそう思わない	わからない
人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた	24.2%	53.4%	77.6%	19.0%	0.8%	2.5%

＜内閣府人権意識調査推移＞※5年毎の調査結果です。年度によりバラツキがあります。



【図表】 14

問：新聞、テレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されるとありますが、あなたは、この5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思いますか。あまり変わらないと思いますか。それとも次第に多くなってきたと思いますか。この中から1つだけお答えください。（資料③内閣府人権意識調査）



※年度により多少についての変化はありますが、「わからない」との回答は年々減ってきており、意識の向上がうかがえます。

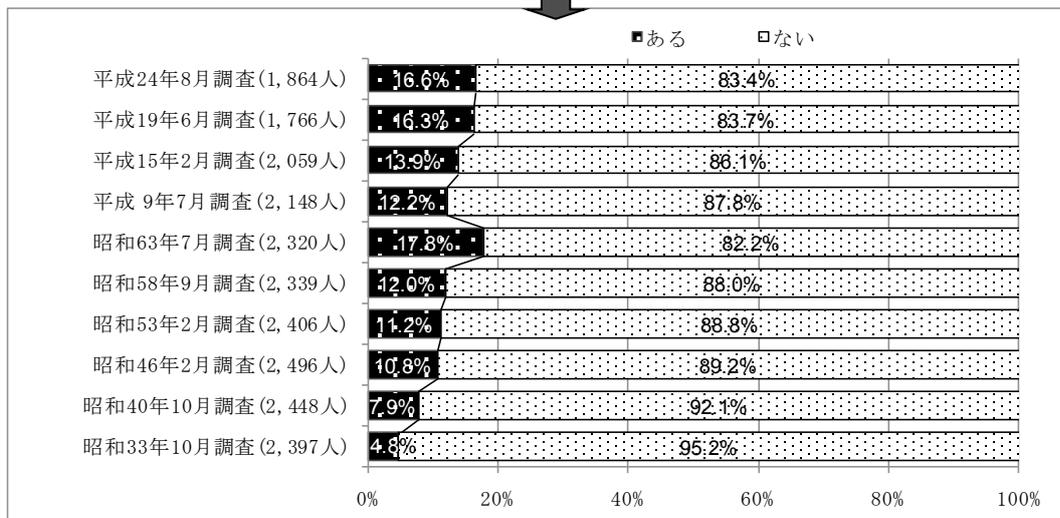
【図表】 15

問：人権侵害を受けた経験

（資料①亀山市人権意識調査、資料②三重県人権意識調査、資料③内閣府人権意識調査）

調査種別	質問内容	ある	ない	無回答
亀山市調査 (回答者数690人)	あなた自身は、今までに、ご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。	204人 29.6%	471人 68.3%	15人 2.2%
三重県調査 (回答者数1,209人)	あなたは、最近5年間でご自分の人権が侵害されたと感じられたことがありますか。	152人 12.6%	996人 82.4%	61人 5.0%
内閣府調査 (回答者数1,864人)	あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか、それともそういうことはありませんか。	310人 16.6%	1,554人 83.4%	

※人権侵害を受けた経験については、本市・県・内閣府調査を比べると、「ある」と回答した人は本市が29.6%で多くなっています。内閣府調査の年度別推移をみると、年々若干ではありますが増加している状況です。



【図表】 16

問：人権侵害を受けたときの内容について

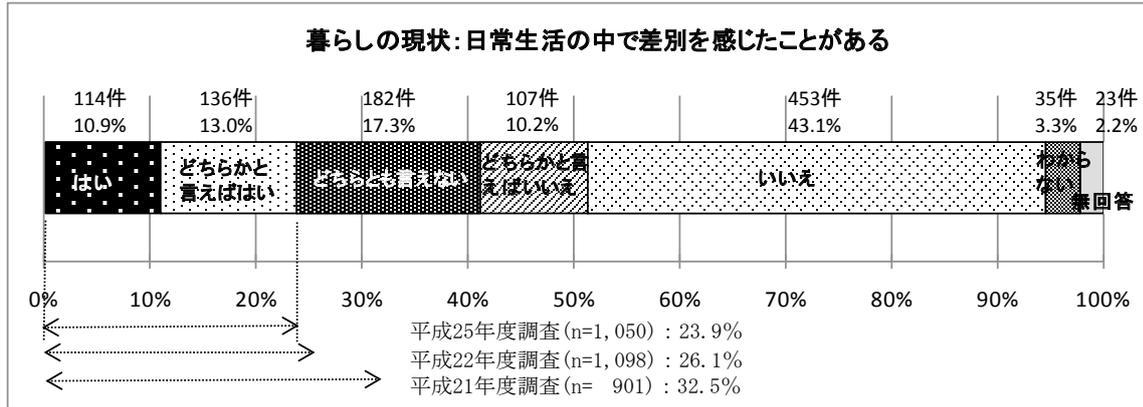
(資料①亀山市人権意識調査、資料②三重県人権意識調査、資料③内閣府人権意識調査)

亀山市調査 複数選択(回答者数204人)		三重県調査 複数選択(回答者数152人)		内閣府調査 複数選択(回答者数310人)	
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	58.3%	あらぬ噂、悪口で名誉・信用を傷つけられた	45.4%	あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	47.4%
いじめ	26.5%	仲間はずれやいじめなどを受けた	26.3%	学校でのいじめ	17.7%
				職場での嫌がらせ	24.2%
				地域社会での嫌がらせ	6.1%
名誉・信用のき損、侮辱	26.0%			名誉・信用のき損、侮辱	18.1%
プライバシーの侵害	21.6%	プライバシーを侵害された	14.5%	プライバシーの侵害	20.0%
悪臭・騒音等の公害	9.3%			悪臭・騒音等の公害	12.3%
暴力(DV等)、脅迫、強要	8.3%	暴力、脅迫、強要を受けた	11.2%	暴力、強迫、強要 <small>(社会的地位、慣習、脅迫等により、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)</small>	8.7%
		家庭で虐待や暴力を受けた	3.3%	ドメスティック・バイオレンス <small>(配偶者やパートナーからの暴力)</small>	6.1%
雇用者による労働強制等の不当な待遇	8.3%			使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	14.8%
差別	7.8%	差別待遇を受けた	23.0%	差別待遇 <small>(人種・信条・性別・社会的身分等により、就職や結婚等の社会生活の上で不平等又は不利益な取扱いをされた)</small>	19.7%
セクシュアル・ハラスメント	6.4%	セクシュアル・ハラスメントを受けた	11.8%	セクシュアル・ハラスメント <small>(性的嫌がらせ)</small>	5.8%
警察官の不当な扱い	5.4%			警察官等の公務員からの不当な取扱い	12.9%
		公的機関や企業、団体などによって不当な扱いを受けた	22.4%		
住居の安全に関するもの	4.9%				
特定の人に執拗につきまとわれる	4.4%				
なんとなく	3.9%			なんとなく	2.3%
答えたくない	2.5%			答えたくない	1.9%
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	2.0%				
社会福祉施設での不当な扱い	1.5%			社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	2.6%
その他	7.4%	その他	13.8%	その他	1.9%
無回答	0.0%	無回答	1.3%		

※それぞれ質問項目が異なるため、□(塗りつぶし箇所)は項目がなく、他については類似質問を並べています。人権侵害の内容では、本市・県・内閣府調査いずれも「あらぬ噂、悪口、かげ口」が一番多く、「差別」については本市が少なくなっています。

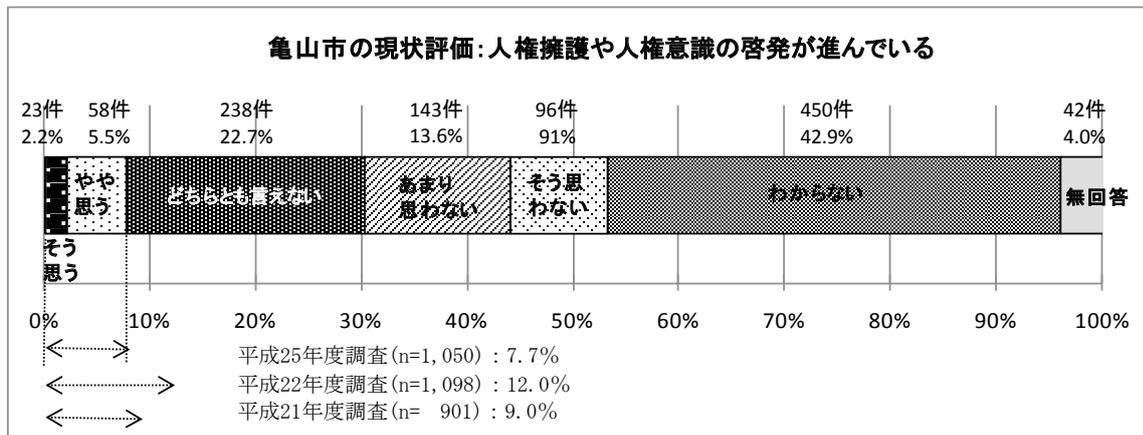
【図表】 17

問：暮らしの現状：日常生活の中で差別を感じたことがある。（資料④亀山市総合計画意識調査）



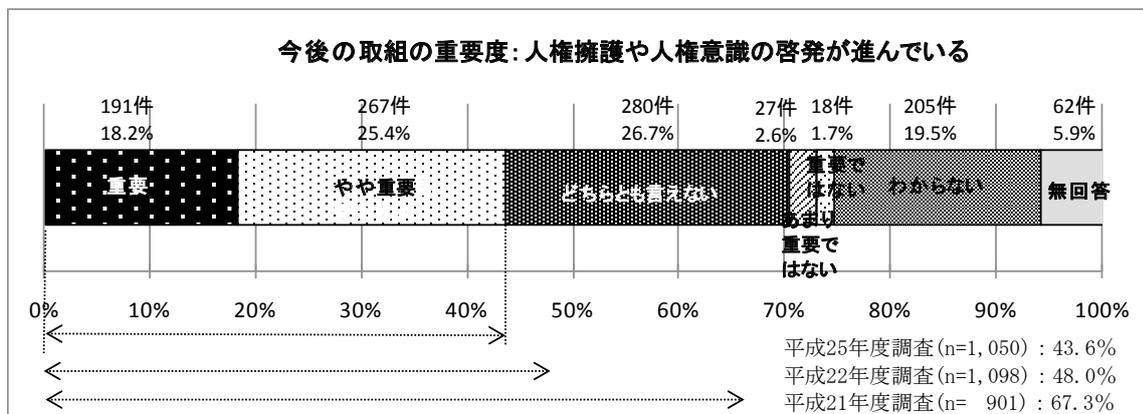
※第1次亀山市総合計画後期基本計画市民意識調査の中の暮らしの現状についての調査項目のうち、日常生活の中で差別を感じることにについては、「はい」及び「どちらかと言えばはい」が23.9%で当初調査以降、若干ながらその割合が減少してきており、よい傾向となっています。

問：亀山市の現状評価：人権擁護や人権意識の啓発が進んでいる。
（資料④亀山市総合計画意識調査）



※亀山市の現状評価項目のうち、「外国人住民との交流が活発」6.2%、「人権擁護や人権意識の啓発が進んでいる」7.7%と、ともに下位で人権に関して啓発が進んでいない状況です。

問：今後の取組の重要度：人権擁護や人権意識の啓発が進んでいる。
（資料④亀山市総合計画意識調査）



※今後の取組の重要度の項目についても、下位が「外国人住民との交流が活発」36.6%、「人権擁護や人権意識の啓発が進んでいる」43.6%の順で、人権擁護の重要性が認識されていません。

【図表】 18

＜市内小中学校での人権教育の取組＞

区 分	取 組 内 容
学校の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区の人権フォーラム 中学校区ごとに、6年生と中学生の代表が一緒になってテーマに基づいて話し合う機会を開催 ・ 各小中学校の人権フォーラム 各校で、全校（場合によっては全校でない）が一緒になってテーマに基づいて話し合う機会を開催 ・ いじめアンケート・人権アンケートの実施（小中学校で共通の人権アンケートを実施） 自分の学校の課題を明らかにするために活用するとともに、中学校区の特徴もここから明らかにし、人権フォーラムの内容を決定していくときにも活用している。 ・ 地区集会や教育協議会、学習会で保護者や地域の方に人権教育の取組を紹介し啓発している。 ・ 人権サークルの取組 全中学校に人権サークルがあり、生徒が自主的・主体的にサークル活動に参加し、人権意識の高揚を目指す活動に取り組んでいる。人権フォーラムの企画・運営、人権の取組の発表、人権宣言の作成などを活動の核として、地道に活動を続けている。（3中学校人権サークル交流会・亀山高校人権サークルとも連携・亀山高校人権サークル発表会への参加）
亀山市人権教育推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各小中学校の人権教育担当者を全員集める人権教育推進協議会を、年間7～8回開催 ・ 人権教育推進計画の交流や授業公開と事後検討会、実践レポート交流会等を実施

※資料：教育研究室

【図表】 19

問：最近5年間で、県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか。あなたの参加状況について、あてはまる回答の数字の一つだけ〇
(資料②三重県人権意識調査)

三重県調査	3回以上参加した	1～2回参加した	一度も参加したことがない	無回答
1,209人	64人	167人	940人	38人
100.0%	5.3%	13.8%	77.8%	3.1%

問：「一度も参加したことがない」と選択された方におたずねします。その理由としてあてはまる回答の一つだけ〇をつけてください。(資料②三重県人権意識調査)

三重県調査 (回答数940人)	全体	20歳代 97人	30歳代 139人	40歳代 164人	50歳代 137人	60歳代 178人	70歳～ 198人
講演会や研修会が開催されていることを知らなかった	41.6%	53.6%	47.5%	43.9%	37.2%	42.1%	32.3%
関心がない	26.1%	32.0%	35.3%	27.4%	21.2%	21.9%	22.7%
時間や場所の問題で参加できなかった	14.1%	5.2%	10.1%	14.0%	21.2%	12.9%	17.7%
人権については十分理解しているので、参加しなかった	8.7%	5.2%	2.2%	7.3%	10.2%	12.4%	12.1%
参加対象者が限定されており参加できなかった	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	2.5%
その他	6.6%	3.1%	4.3%	7.3%	8.8%	5.1%	9.1%
無回答	2.1%	1.0%	0.7%	0.0%	1.5%	4.5%	3.5%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※講演会や研修会への参加状況についてたずねたところ、「一度も参加したことがない」との回答が77.8%となっており、その理由としては講演会等の認知不足や関心不足が多く、特に若い年代ほどその傾向が高くなっています。

【図表】 20

問：ある市が、住宅地域の中心に、知的障がい者のための生活施設の建設を計画したところ、地元の住民から反対運動が起ってきました。こうした住民の態度について、あなたはどのように思いますか。あてはまる回答の数字の一つだけ〇をつけてください。(資料②三重県人権意識調査)

三重県調査 (回答者数1,209人)	障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことであり、それに反対するのは、人権を侵害している	自分たちの環境を守ろうとしているのであって、人権を侵害しているとはいえない	どちらともいえない	無回答
知的障がい者生活施設建設計画	51.0%	15.6%	29.5%	4.0%

※「人権を侵害している」は51.0%（前回平成16年度調査60.4%）、「人権を侵害しているとはいえない」は15.6%（前回11.2%）となっています。

＜講演会・研修会の参加経験による意識の違い＞（◆図表19）

講演会・研修会の参加経験	人権を侵害している	人権侵害とはいえない	どちらとも言えない	無回答
3回以上参加した	75.0%	9.4%	14.1%	1.6%
1～2回参加した	61.1%	9.6%	26.9%	2.4%
一度も参加したことがない	48.4%	16.9%	31.1%	3.6%

※講演会等への参加回数が多い人ほど、人権意識が高いことがうかがえます。

【図表】 21

問:あなたが、効果的だと思う人権に関する教育・啓発・広報活動の方法は何だと思えますか。
(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査:複数選択 (回答者数690人)	回答
学校の授業	62.8%
行政の広報 (「広報かめやま」、ホームページなど)	43.6%
多様な団体 (行政を含む) が協力して行うイベント (講演会、発表会、映画、コンサート等)	28.1%
職場の研修	26.2%
行政による出前講座や学習会などを各コミュニティ単位で実施	21.4%
ポスター展示、啓発物品の配布	13.6%
その他	2.9%
わからない	8.4%
無回答	6.5%

問:今後、本市において教育・啓発・広報の内容について、どのような方向性が最も良いと考えますか。(○は主なもの1つ)(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査: (回答者数690人)	回答
自分を大切にするとともに、他人を大切にする意識の醸成	40.3%
市民が互いに尊重し合える関係づくり	28.0%
命を大切にする意識の向上	12.6%
人権がすべての取組の基盤にあるまちづくり	5.9%
教育・啓発・広報の必要はない	1.0%
その他	1.0%
無回答	11.2%

※人権問題についての効果的な啓発方法として、本市調査、以下の県調査及び内閣府調査をみると、さまざまな方法、情報発信ツールに意見が分かれますが、選択項目に学校教育を入れた本市調査、内閣府調査の結果をみると、比較的教育現場への期待が高くなっています。

問:人権問題に関する正しい理解と認識を深めるために、どのような啓発手法が効果的だと思いますか。効果的だと思うものを三つ以内で数字に○をつけてください。
(資料②三重県人権意識調査)

三重県調査: 3つ選択 (回答者数1,209人)	回答
テレビ・ラジオ	36.4%
講演会・研修会	35.2%
障がい者・高齢者・外国人などとの交流会、懇談会	27.9%
地域での懇談会や学習会	24.2%
広報誌・パンフレット	20.3%
新聞・雑誌などへの広告	17.7%
映画やビデオの上映	17.7%
啓発イベント	17.0%
インターネット	8.4%
ポスターや標語、作文などの募集	7.4%
ポスター掲示	5.6%
その他	2.2%
わからない	10.6%
必要ない	3.7%
無回答	3.5%

問：人権啓発を推進するためには、国民に対してどのような方法による啓発広報活動が効果的であると思いますか。この中からいくつでもあげてください。（資料③内閣府人権意識調査）

内閣府調査：複数選択（回答者数1,864人）		回答
テレビ・ラジオを利用した啓発広報		71.1%
新聞・雑誌を利用した啓発広報		44.9%
講演会、シンポジウム、研修会等		30.0%
広報紙・パンフレット・ポスター		29.1%
インターネット・Eメール（メールマガジン等）を利用した啓発広報		28.1%
自由な意見の交換ができる会合		24.8%
交通広告（電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等）		19.6%
映画・ビデオを利用した啓発広報		18.8%
高齢者・障がい者等との交流会		17.5%
高齢者・障がい者疑似体験		14.6%
ワークショップ（参加者による少人数の討論会や参加体験型の研修プログラム等）		11.4%
展示会（資料、写真等）		11.2%
その他		1.3%
特になし		2.5%
わからない		5.1%

問：国は、人権問題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいとおもいますか。この中からいくつでもあげてください。（資料③内閣府人権意識調査）

内閣府調査：複数選択（回答者数1,864人）		回答
学校内外の人権教育を充実する		55.3%
人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する		42.8%
地方自治体、民間団体等の関係機関と連携を図る		38.5%
人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する		36.2%
犯罪の取締りを強化する		35.7%
人権課題に対応する専門の相談機関・施設を充実する		32.5%
人権侵害事件の調査・処理や人権相談に関する人員を充実する		29.8%
人権に関する情報の収集及び提供を充実する		20.4%
その他		0.6%
特になし		2.5%
わからない		5.8%

問：亀山市が実施している、次のような人権に関する取組を見聞きしたり、参加したことがありますか。（資料①亀山市人権意識調査）

亀山市調査：3つ選択 （回答者数690人）	全体	18～29 歳74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
広報による活動	32.6%	13.5%	21.3%	33.0%	29.4%	42.5%	39.6%
人権習字・ポスターの展示・啓発	28.3%	23.0%	29.2%	31.9%	28.6%	30.7%	25.3%
人権擁護委員による人権相談	17.1%	1.4%	12.4%	9.6%	16.0%	25.5%	24.0%
人権週間における街頭啓発	12.9%	6.8%	9.0%	6.4%	11.8%	16.3%	18.8%
ヒューマンフェスタin亀山	10.7%	14.9%	11.2%	19.1%	10.1%	9.2%	5.2%
その他	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.6%
見聞きしたものはなし	35.7%	51.4%	47.2%	38.3%	37.0%	30.1%	25.3%
無回答	8.8%	1.4%	3.4%	3.2%	6.7%	9.8%	18.8%

※■の箇所は、「見聞きしたものはなし」を除く各年代の上位2位までを示しています。

※18～29歳では、見聞きしたことがないが50%を超えていますが、ヒューマンフェスタへの参加については、年代別の40歳代に次いで2位となっています。年齢が上がるにつれて「見聞きしたものはなし」は減少していきませんが、60歳以上では「広報による活動」が約40%となっています。

【図表】 22

平成 26 年度のヒューマンフェスタ in 亀山（平成 26 年 12 月 6 日開催）は、基本方針の策定作業を踏まえて、分科会やパネルディスカッションを行うとともに、人権意識等のアンケートを実施しました。アンケート調査結果（回答者数 124 人）及び分科会報告から一部抜粋して掲載します。

＜人権意識等アンケートから抜粋＞

問：みなさんが日ごろ人権について、どのようなお考えをもってみえるのかをお聞かせください。

項 目	ヒューマンフェスタ調査(回答者数124人)							無回答
	そう思う A	どちらかとい えばそう 思う	思う A+B	どちら ともい えない	どちら かとい えばそ う思わ	そう思 わない D	思わな い C+D	
誰もが自分の人権について学ぶ機会をもつべきである	71.0%	17.7%	88.7%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%
差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ	2.4%	1.6%	4.0%	5.6%	10.5%	71.8%	82.3%	8.1%
差別は差別される側に問題がある	1.6%	2.4%	4.0%	23.2%	10.4%	52.8%	63.2%	9.6%

※■の箇所は、図表 12 との違いを示しています。設問は異なるものの、参加者の人権意識の高さがうかがえます。

問：昨年「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」が制定・施行されたことを知っていますか。

ヒューマンフェスタ調査(回答者数124人)		
知っている	知らない	無回答
49.2%	36.3%	14.5%

※人権意識の高い参加者にあっても、人権条例を「知っている」と回答した人は、49.2%であり、さらなる啓発が必要です。

問：人権意識は高まったと思いますか。（ヒューマンフェスタ in 亀山に参加して）

ヒューマンフェスタ調査(回答者数124人)						
とても思う A	思う B	思う A+B	あまり思わ ないC	思わない D	思わない C+D	無回答
14.5%	65.3%	79.8%	5.6%	0.0%	5.6%	14.5%

※ヒューマンフェスタに参加することで、人権意識が高まったと回答した人は、79.8%ありました。

問：人権について、気になっていることをお聞かせください。（複数回答可）

ヒューマンフェスタ調査：複数選択(回答者数124人)							
子どもの人権	障がい者の人権	部落差別に関する事	女性の 人権	外国人の 人権	高齢者の 人権	その他	無回答
45.2%	45.2%	36.3%	34.7%	32.3%	26.6%	3.2%	18.5%

※「子どもの人権」、「障がい者の人権」が一番多く、「高齢者の人権」が若干少ないのは、回答された方の年齢構成が影響しているものと思われます。（下表は回答のあった参加者の年齢）

ヒューマンフェスタ調査(回答者数124人)							
～15歳	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
2.4%	1.6%	11.3%	16.9%	21.8%	20.2%	15.3%	10.5%

<分科会報告から抜粋>

①女性の人権（女性が家庭や地域で生き生きと生活するには）

- ・子育て
家族の協力は欠かせない。また、地域や職場の理解や協力もあり、子育てをしている。感謝の気持ちを持ちながら子育ての分担をし、周囲を巻き込んでいく。子育ては女性だけの問題ではなく社会全体で行うこと。子どもを預かる環境として「かめのこサポート」などが活動している。
- ・社会全体へ
女性は、障がい者・高齢者など、いわゆる生活弱者と言われる方の目線で人に接することができる。介護を担っているが、毎日ストレスを解消できているし、地域の中で見守ってもらっている。女性の社会進出が余儀なくされているが、男性と調和、協力しながら社会を作っていくことが大事。
- ・基本的な人権
男尊女卑時代をずっと過ごしてきたので、これからの女性には平等でいきいきと暮らせる世の中になると良い。子どもの虐待の加害者は母親が最も多い。母親の負担が大きいことが大きな原因の一つだと思うが、その大変さが男性に理解してもらっていないと感じる。DV相談も日々受け、困難な事例もある。

②障がい者の人権（障がい者の自立・就職、金銭管理及び雇用について）

- ・命産まれた時から命がなくなるまで、福祉は、ずっと続くものであり、途切れることが無いようにしなければならない。
- ・お金の管理については、権利擁護事業で支援があり、また成年後見制度もあるが、選挙権の問題等もあり、個々に関わって、どのメニューで支援していくのかを決めるべきである。
- ・障がいを持った方や親御さん達の直接的な声など、言いにくいことであっても、信頼関係の上で言うてもらうことで、問題を解決していくことができる。
バリアフリーを目指す中で「偏見」と「バリア」を一体化することはしない方が良く、避けることなく、傾聴することを重視しながら、関わりを持つことがとても大切である。世の中がアンバランスにならないよう行政としての役割を使命感を持って果たしていただきたい。
- ・就職にも必要な読み書き・計算等、学齢期でしっかり教えていただくことも大切であり、市の雇用促進も是非すすめていただきたい。
- ・行政として関わっていただく際、人事異動で人が代わって1から説明するのは、保護者、当事者には苦痛なことである。きちんとした引き継ぎをしていただければ、異動があっても安心できるが、できる限り異動はやめてほしい。でも、異動した先で、行政の方が新たな知識を得て、また福祉に戻っていただけることは非常に望ましいことである。
- ・<学校の先生から>子どもたちと一緒に「生きていくための力」を付けていく取り組みで、本物の現金で擬似体験も行っている。とても大切な取り組みだと感じている。
- ・障がいを“受け止める”のは本人だが、それを“認める”のは周りであり、認め合って支えていける地域支援であったり、学校での支援が必要。

③高齢者の人権（高齢者が暮らしやすい地域とは）

- 「暮らしやすい」＝「居心地がいい・心地がいい」と捉えて考えてみると・・・
- ・核家族、独居高齢者、高齢者のみ世帯が増える中、近所とのコミュニケーションや見守りが必要。
 - ・身近な場所に、大勢で話したり、お茶を飲んだり、笑うことができる場があるといい。
ただ、家の外だけでなく、家庭の中でも話をして家族がつながることが大切。
 - ・“人とつながっている”ことで、“生きている”という実感を感じられる場や機会が大切。
 - ・公民館でのサロンなどだけでなく、空き家を活用した集いの場づくりや近所宅を順に回って集まるなどができるといいのでは。
 - ・高齢者だけでなく、乳幼児がいるお母さんなど、いろんな世代の人が一緒に集えるといいのではないかな。

人同士の“つながり”が大切



つながりをつくるには・・・

- ・あいさつをしよう!
- ・人と触れ合う機会をつくろう!
- ・友達をつくろう! 趣味を持とう!

④子どもの人権Ⅰ（ネグレクト・児童虐待をなくすためには）

全国的に児童虐待が多く発生しており、生命を落とす事案もある。亀山市においても、虐待事案はある。

- ・児童虐待をなくすには、セーフティネットがしっかり張り巡らされていることが大切であり、そこからこぼれ落ちる家庭が無いようにすること。そして、近所、地域とのつながり（人とのつながり）を切らないこと。
- ・保育園、幼稚園、小中学校、学童保育所、ファミリーサポートに勤めている職員が注意して見ていくこと。
- ・最近、スーパーや公共施設等で、母親が子どもを罵ったり、体罰（暴力）をしている場面を見ることが多くなった。親を支援していくことが大切である。
- ・子どもの心に耳を傾けるゆとりが無いといけない。
- ・最後に、関中学校3年の男子生徒が真剣に自分の意見をしっかりと述べてくれたことが、みんなの印象に残りました。

⑤子どもの人権Ⅱ（子どもの学力保障に関することなど）

- ・学校では
理解が進みにくい子・・・認めておいて、動きや遊びの中で、「がんばろうね」などと声掛けするようになっている。一生懸命になってくれる大人がいることはありがたい。
間違いは直す・・・・・・1年生は基本なのでルールとして教えるようにしている。
6年生になれば、早く書けるのならあまり言わないようにしている。
→そこだけではなく良い所も見つけることが大事。また、次にできた時は誉める。
- ・放課後子ども教室
異年齢の子と学習・・・・上の子が下の子に、「困るで」などの話し掛けができる。
- ・学力保障
基礎学力だけではなく、その子の得意な場を与えていく。
多様な学びの場があることがいい。計算は苦手だが漢字を認められたなど。
- ・中学校
漢字が書けているのならば、書き順などはあまり言わないようにしている。
出来てほしいことは正すようにしている。
いじめ・・・・・・メールが多い（以前はお金）。人間関係などに問題。また、携帯を触っている時間が多いのも問題。
- ・高校
座学の講義が多い
→アクティブラーニング、協同学習をしようとしているが、小中での形が生かされていない。
タブレットを導入したこともあり、今後変わっていくだろう。
家庭学習が減っている（少ない）→小学校～大学にわたっての課題
やらされる勉強ではダメ。
いろいろな機関との連携が大事。教師の負担を減らしていくことも。

⑥偏見・差別（異文化・多文化への理解について）

- ・外国人とのふれあいを持つことの大切さ
 - ①未来塾を通して
 - ②趣味・スポーツ（サッカー）
 - ③散歩中に声をかける（犬の散歩など）
 - ④料理教室・バーベキューなどへの積極的な参加
- ・気付いたことを注意する勇氣
 - ①ゴミの分別
 - ②ゴミのポイ捨て
 - ③勇氣を出して声掛けする
- ・偏見を捨てることが大事
 - ①自分の文化を基準にして考えない
 - ②外国人を特別視しない（日本語でズバツと言う）
- ・解決案
問題が起きたら個人で解決するのではなく地域で解決する。
- ・その他
外国人から学ぶことも多い（接してみると）
行政として、気軽に相談できる窓口を増やしていくことも必要と思う。

【図表】 23

問：あなたは、人権擁護相談機関としてどのようなものを知っていますか。（〇はいくつでも）
（資料①亀山市人権意識調査）

亀山市調査：複数選択（回答者数690人）	回答
市・県の相談窓口	53.9%
人権擁護委員	38.4%
人権に関する電話無料相談	37.1%
弁護士	36.8%
警察	27.4%
法務局	10.3%
民間運動団体	8.3%
その他	1.6%
無回答	11.9%

問：あなた自身は、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（〇は1つ）
「ある」と答えた方にお聞きします。そのとき、だれかに相談しましたか。（〇はいくつでも）
（資料①亀山市人権意識調査）

亀山市調査：複数選択（回答者数690人中、「ある」と回答204人）	回答
友人、同僚、上司	34.8%
両親、兄弟、子ども、親戚	33.8%
自分で処理（解決）した	25.0%
何もしなかった	22.1%
市・県の相談窓口	4.9%
警察	4.4%
弁護士	3.4%
学校の先生	2.9%
人権擁護委員	2.0%
法務局	1.5%
人権に関する電話無料相談	1.0%
その他	3.4%
無回答	1.0%

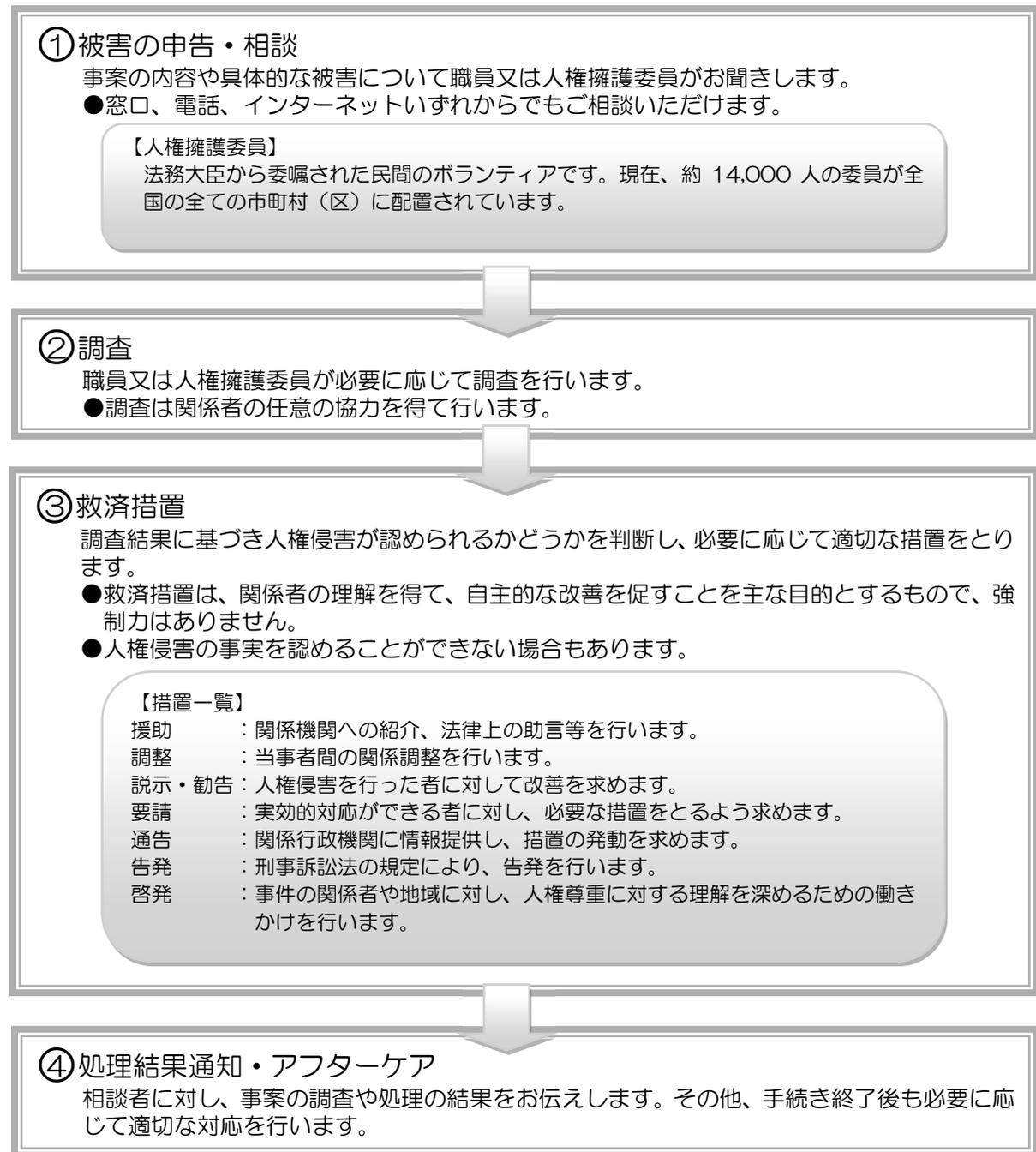
問：あなたは、最近5年間でご自分の人権が侵害されたと感じられたことがありますか。人権侵害を受けたとき、あなたはどのような対応をしましたか。あてはまる回答の数字にいくつでも〇をつけてください。（資料②三重県人権意識調査）

三重県調査：複数選択（回答者数1,209人中「ある」と回答152人、12.6%）	回答
家族や友人など身近な人に相談した	40.1%
何もせず、がまんした	38.2%
相手に抗議した	28.9%
会社の上司や学校の先生などに相談した	10.5%
市・県・国の相談窓口	10.5%
弁護士に相談した	7.2%
警察に相談した	3.3%
法テラスに相談した	2.6%
人権擁護委員に相談した	0.0%
NPOなどの民間窓口に相談した	0.0%
その他	9.9%
無回答	2.6%

※本市調査の中の人権擁護機関の認知度を尋ねたところ、市・県の相談窓口や人権擁護委員、電話無料相談の回答が多いものの、実際にだれに相談したかを尋ねた結果では、本市調査や県調査の結果、身近な家族や友人などで、市・県・国の相談窓口の利用度が低いことがうかがえます。

【図表】 24

＜法務省の人権擁護機関における人権相談から問題解決までの流れ＞



人権についての相談はなんでも
【みんなの人権 110 番】
0570-003-110

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら
【子どもの人権 110 番】
0120-007-110

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら
【女性の人権ホットライン】
0570-070-810

※出典：法務省人権擁護局リーフレットから一部抜粋して加工し、掲載しています。

<法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談件数の推移>

単位：件

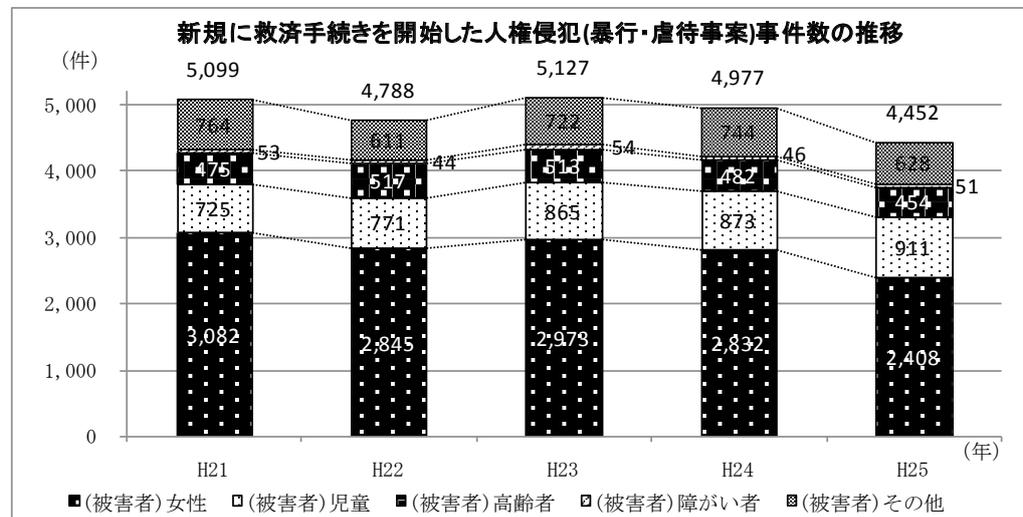
内 容	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
私人等に関するもの	261,949	246,862	239,500	234,502	250,940	238,425	236,258	226,013	224,468
住居・生活の安全(相隣間、公害、不動産他)	79,243	65,797	64,506	59,797	62,248	58,335	56,008	55,192	52,885
強制・強要(家族間、セクハラ、ストーカー他)	30,986	21,433	21,901	19,924	19,539	18,619	17,450	16,599	15,471
暴行・虐待(家族間他)	13,471	13,720	14,527	13,553	13,070	14,443	14,649	13,233	12,812
プライバシー(報道、インターネット、相隣間他)	9,293	9,067	9,251	9,402	8,978	8,876	9,730	10,352	9,708
労働権(不当労働行為、労基法違反他)	7,158	6,497	6,874	7,278	7,192	7,212	8,208	8,203	9,825
医療機関	3,910	3,855	3,664	3,918	4,949	5,691	5,927	6,490	6,012
差別待遇(女性、高齢者、障がい者、同和問題他)	6,355	5,254	5,609	4,962	4,820	5,094	5,045	4,921	6,448
人身の自由関係(精神保健・精神障害者福祉法関係他)	3,783	3,529	3,553	3,579	4,338	3,988	4,096	3,792	4,000
社会福祉施設関係(施設職員他)	848	796	855	887	994	1,121	1,309	1,372	1,769
その他	106,902	116,914	108,760	111,202	124,812	115,046	113,836	105,859	105,538
公務員等の職務執行に関するもの	14,597	26,407	22,134	22,773	30,037	28,240	30,231	30,434	28,946
学校におけるいじめ	4,573	14,374	10,614	10,564	14,240	14,282	14,746	13,957	12,013
教職員(体罰、その他)	4,047	5,906	4,850	4,695	5,365	5,230	6,339	7,151	5,986
警察官	2,105	2,092	2,285	2,523	3,601	2,677	2,836	2,911	3,718
その他(国家公務員、地方公務員、その他)	3,872	4,035	4,385	4,991	6,831	6,051	6,310	6,415	7,229
総 数(件)	276,546	273,269	261,634	257,275	280,977	266,665	266,489	256,447	253,414

<新規に救済手続きを開始した人権侵犯処理件数の推移>

単位：件

内 容	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
私人等に関するもの	19,039	17,677	17,955	17,706	16,957	17,027	16,646	15,562	15,753
暴行・虐待(家族間他)	5,181	4,937	5,269	5,099	4,788	5,127	4,977	4,452	4,134
住居・生活の安全(相隣間、公害、不動産他)	4,202	4,120	4,133	3,985	3,889	3,732	3,542	3,265	3,256
強制・強要(家族間、セクハラ、ストーカー他)	5,314	3,947	3,983	3,646	3,564	3,283	3,060	2,894	2,327
労働権(不当労働行為、労基法違反他)	957	1,036	1,132	1,257	1,293	1,275	1,559	1,597	2,245
プライバシー(報道、インターネット、相隣間他)	1,460	1,692	1,627	1,869	1,752	1,788	1,740	1,773	2,079
差別待遇(女性、高齢者、障がい者、同和問題他)	912	840	809	790	712	753	780	630	869
医療機関	134	146	160	199	200	233	224	281	228
社会福祉施設関係(施設職員他)	142	114	128	153	193	203	180	208	246
人身の自由関係(精神保健・精神障害者福祉法関係他)	72	115	95	99	102	101	92	83	72
その他	665	730	619	609	464	532	492	379	297
公務員等の職務執行に関するもの	2,289	3,829	3,457	3,512	4,739	5,141	6,284	6,875	5,965
学校におけるいじめ	973	2,152	1,923	1,787	2,714	3,306	3,988	4,034	3,763
教職員(体罰、その他)	664	975	814	953	1,159	1,055	1,423	2,022	1,505
警察官	169	189	227	227	226	198	208	237	214
その他(国家公務員、地方公務員、その他)	483	513	493	545	640	582	665	582	483
総 数(件)	21,328	21,506	21,412	21,218	21,696	22,168	22,930	22,437	21,718

<新規に救済手続きを開始した人権侵犯(暴行・虐待事案)事件数の推移(人権教育・啓発白書から)>



※出典：法務省 「人権侵犯事件」統計資料から抜粋して加工し、掲載しています。新規に救済手続きを開始した人権侵犯(暴行・虐待事案)事件数の推移については、人権教育・啓発白書から一部抜粋して加工し、掲載しています。

※法務省の人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局、地方法務局及び支局、人権擁護委員)における人権相談件数の推移をみると、一番多い「住居・生活の安全関係」の相談が減少しているのに対して、「学校におけるいじめ」の相談件数が高止まり傾向にあります。

※新規に救済手続きを開始した人権侵犯処理件数の推移をみると、「暴行・虐待」に関するものが一番多いものの若干減少してきており、「学校におけるいじめ」が増加してきています。

＜専用相談電話「子どもの人権110番」統計資料(平成16年～26年)＞

単位：件

相談内容	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
暴行・虐待	333	344	359	690	722	688	741	697	776	669	728
いじめ	1,052	1,175	2,582	4,728	3,517	3,345	3,447	3,320	4,287	4,097	3,384
体罰等	1,091	1,175	1,905	2,915	2,467	2,329	2,700	2,415	3,114	3,463	2,913
その他	5,643	6,433	8,039	14,587	14,647	16,485	20,822	19,482	20,207	20,618	18,686
合 計	8,119	9,127	12,885	22,920	21,353	22,847	27,710	25,914	28,384	28,847	25,711

※出典：法務省「子どもの人権110番」統計資料から抜粋して加工し、掲載しています。
 ※子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。
 平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。
 ※相談件数は、年々増加傾向にあります。

＜専用相談電話「女性の人権ホットライン」統計資料(平成16年～26年)＞

単位：件

相談内容	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
暴行・虐待	2,478	2,285	2,241	2,447	2,657	2,369	2,003	2,183	2,111	1,813	1,676
強制・強要(セクハラ・ストーカー除く)	3,086	2,758	2,404	2,004	2,271	2,195	1,920	1,501	1,307	1,254	1,312
セクハラ	694	705	707	545	447	446	355	413	402	334	412
ストーカー	425	286	257	281	379	291	301	321	328	438	383
その他	20,225	18,287	19,676	17,292	18,243	18,125	18,710	17,590	17,572	17,280	17,250
合 計	26,908	24,321	25,285	22,569	23,997	23,426	23,289	22,008	21,720	21,119	21,033

※出典：法務省「女性の人権ホットライン」統計資料から抜粋して加工し、掲載しています。
 ※男女共同参画基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、さまざまな女性の人権をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。
 相談者の利便のさらなる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としています。
 ※電話利用件数は年々減少傾向にあります。

＜配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力関係相談件数等の推移＞

内閣府男女共同参画局が公表している、平成16年度から平成25年度までの「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」から抜粋して加工し、図表を作成しています。

単位：件

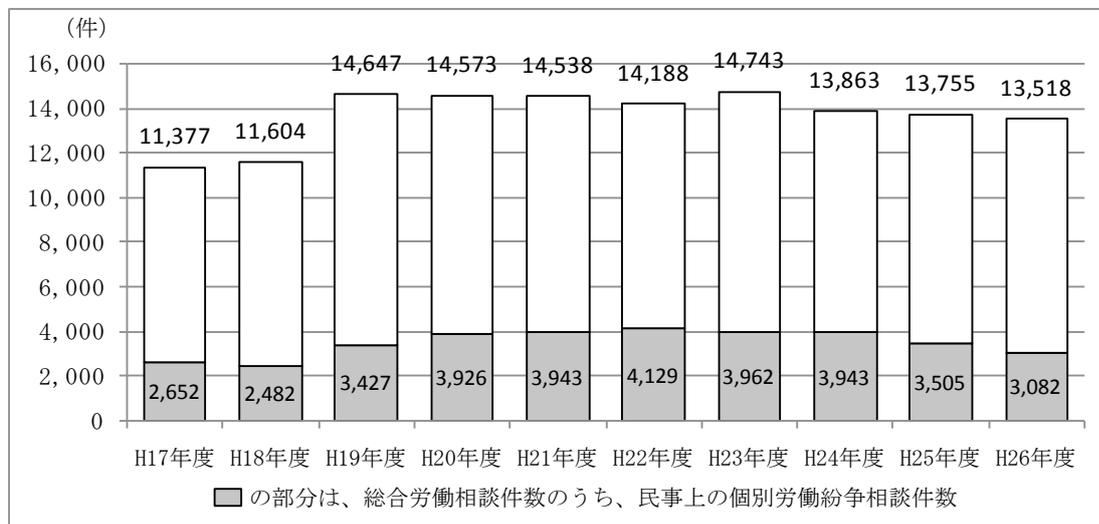
相談施設等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
婦人相談所	34,821	34,528	37,276	36,908	40,330	39,868	40,150	42,974	42,736	41,775
女性センター	10,264	12,885	11,661	13,252	13,532	16,849	19,206	17,466	14,991	15,141
福祉事務所・保健所	2,868	3,054	6,734	7,953	8,744	8,621	8,707	9,123	9,866	11,881
児童相談所	1,209	1,244	1,336	1,657	1,761	2,246	3,093	3,052	2,946	3,078
その他	167	434	1,521	2,308	3,829	5,208	6,178	9,484	18,951	28,086
合 計	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961

※平成14年4月1日から、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング等を行っています。
 ※相談件数は年々増加傾向にあります。

＜三重労働局総合労働相談センターにおける労働相談の推移＞

平成 27 年 6 月 26 日付けホームページで、三重労働局が公表した「平成 26 年度における個別労働紛争解決制度の利用状況」から抜粋して加工し、掲載しています。
 三重労働力では、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、県内 7 箇所に総合労働相談センターを開設し相談にあたっています。

A. 総合労働相談件数の推移



※平成 26 年度の 1 年間に寄せられた相談は 13,518 件であり、高止まりの傾向となっています。
 このうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談（労働関係法令上の違反を伴うものを除く。）は、3,082 件と減少しました。

B. 民事上の個別労働紛争に関する主な相談内容の推移

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
いじめ・嫌がらせ	407	770	629	663	779	739	904	869	685
自己都合退職	208	297	329	326	432	440	485	480	480
退職勧奨	273	358	335	367	424	403	367	318	327
解雇	458	617	880	916	805	690	552	409	315
労働条件の引き下げ	239	416	573	543	502	534	428	312	287
雇止め	90	106	247	183	237	149	151	116	95

※■の箇所は、各年度で一番多い相談内容を示しています。
 ※1 回の相談時に異なる事項があれば、重複計上しています。
 ※割合としては、「いじめ・嫌がらせ」が平成 23 年度から一番多くなっています。

【図表】 25

＜人権擁護委員による相談＞

法務局における常設相談の他、本市では月3回の特設相談を実施しています（人権相談、よろず人権相談）。平成25年度の相談実績は次のとおりです。

	常設相談		特設相談	計
	面談	電話	面談	
医療関係	0	5	2	7
公務員の職務執行	1	4	0	5
差別待遇	0	4	1	5
社会福祉施設関係	0	4	0	4
強制・強要	1	3	0	4
暴行・虐待	0	3	0	3
プライバシー侵害	1	2	0	3
労働関係	0	3	0	3
相隣関係	1	2	0	3
人身の自由関係	0	1	0	1
その他	8	65	2	75
計	12	96	5	113

※常設相談・・・法務局での相談（基本的には、津市、鈴鹿市、亀山市の住民からの相談）

※特設相談・・・亀山市役所、関支所、あいあいでの相談

本市各相談窓口における相談については、それぞれの分野別の欄で記載しています。

＜子どもの虐待相談＞

図表 29 参照

＜女性の虐待相談＞

図表 37 参照

＜障がい者相談＞

図表 40 参照

【図表】 26

<人権関係相談窓口一覧表>

相談機関名等	相談窓口名称・内容等	電話番号等
法務局	常設相談：みんなの人権110番	0570-003-110 全国共通人権相談ダイヤル
法務局	インターネット人権相談受付窓口 (24時間受付)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
津地方法務局人権擁護課	常設及び特設人権相談所 (電話相談・来所相談)	059-228-4711 電話相談は全国共通ダイヤルあり
三重県人権センター	三重県人権センター 人権相談 (面接及び電話相談、法律相談)	059-233-5500
法テラス三重法律事務所	法テラス・サポートダイヤル (法律相談窓口情報提供)	一般相談 0570-078374 犯罪被害者相談 0570-079714
法務局	子どもの人権110番	0120-007-110 全国共通フリーダイヤル
法務局	子どもの人権SOSミニレター	小学校・中学校の児童・生徒に、 ミニレター(便箋兼封筒)配布
厚生労働省	児童相談所全国共通ダイヤル	189
三重県児童相談センター	三重県児童相談センター(北勢児童 相談所)	059-347-2030
三重県立小児心療センター あすなる学園	あすなる学園 (問題行動、発達等：電話相談)	059-235-5666
三重県警察本部広聴広報課 警察安全相談室	少年相談110番 (少年非行、いじめ等の被害相談)	0120-41-7867(少年相談110番)
三重県教育委員会人権教育 課調査研修班	三重県教育委員会人権教育課調査 研修班 人権教育相談 (人権教育に係る面接及び電話相 談)	059-233-5522
三重県教育委員会研修企 画・支援課教育相談班(三重 県総合教育センター)	小中高校生の教育相談 (心や体の問題について：面談・電 話相談)	059-226-3729(教育相談専用電話)
三重県教育委員会研修企 画・支援課教育相談班(三重 県総合教育センター)	保育・教育相談 (保育所・幼稚園、家庭：面談・電 話相談)	059-228-0032(専用電話)
三重県教育委員会研修企 画・支援課教育相談班(三重 県総合教育センター)	いじめ電話相談 (学校におけるいじめ問題)	059-226-3729(いじめ相談専用電 話)
法務局	女性の人権ホットライン	0570-070-810 全国共通ナビダイヤル
三重県男女共同参画セン ター「フレンテみえ」	フレンテみえ相談室 (女性のための電話相談、男性のた めの電話相談)	059-233-1133 059-233-1134(男性専用)
三重県女性相談所	三重県女性相談所(配偶者暴力相談 支援センター) (電話・来所相談、弁護士相談)	059-231-5600
みえ性暴力被害者支援セン ター「よりこ」	暴力相談専用電話 (女性相談員対応)	059-253-4115
三重県健康福祉部障がい福 祉課	三重県健康福祉部障がい福祉課 (障がい者の保健・福祉に関する相 談等：電話相談)	059-224-2273(精神) 059-224-2266、059-224-2215(身 体・知的)

相談機関名等	相談窓口名称・内容等	電話番号等
三重県障害者相談支援センター	三重県障害者相談支援センター (福祉相談及び医学的判定等：予約制)	059-232-7356(身体障害者支援課) 059-232-7531(知的障害者支援課)
三重県こころの健康センター	①ひきこもり専門相談・依存症専門相談(電話・面接相談)	059-253-7826：毎週水曜日13時から16時(※祝日・年末年始を除く)
	②自殺予防・自死遺族相談(電話・面接相談)	059-253-7823：毎週月曜日13時から16時(※祝日の場合は、火曜日。年末年始を除く)
	③こころの傾聴テレフォン(傾聴電話)	059-223-5237 059-223-5238 平日10時から16時(※祝日・年末年始を除く)
法務局	外国人のための人権相談所(電話相談及び面談)通訳有り	全国8か所の法務局・地方法務局 名古屋法務局人権擁護部 052-952-8111
厚生労働省 (三重労働局監督課) (Tel 059-226-2106)	外国人労働者向け相談ダイヤル(労働条件等について5言語対応)	英語 0570-001701
		中国語 0570-001702
		ポルトガル語 0570-001703
		スペイン語 0570-001704
		タガログ語 0570-001705
公益財団法人三重県国際交流財団	外国人住民総合ヘルプデスク事業による多言語相談(県内在住外国人が抱える問題：電話及び面談相談)	059-223-5006
三重労働局総務部企画室	総合労働相談コーナー(労働問題に関する相談：面談及び電話相談)	059-226-2110
三重県雇用経済部雇用対策課(労働相談)	三重県労働相談室(労働相談、弁護士相談)通訳あり	059-224-3110 059-213-8290
三重労働局雇用均等室	男女の均等な待遇・パートタイム労働法・育児介護休業等に関する相談	059-226-2318
消費者庁	消費者ホットライン	188
三重県環境生活部交通安全・消費生活課	消費生活相談(三重県消費生活センター)(電話相談、弁護士相談)	059-228-2212
公益財団法人暴力追放三重県民センター	公益財団法人暴力追放三重県民センター 相談電話(暴力団員による不当な行為等に関する相談：電話相談、法律相談)	0120-31-8930フリーダイヤル 059-229-2140
公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 相談電話(犯罪被害でお悩みの方：電話相談、心理相談、法律相談)	059-221-7830

<身近な相談窓口>

相談機関名等	相談窓口名称・内容等	電話番号等
人権擁護委員	人権相談 (来所相談)	84-5066(問合せ:共生社会推進室) 市役所・関支所
人権擁護委員	よろず人権相談 (来所相談)	84-5066(問合せ:共生社会推進室) 総合保健福祉センターあいあい
共生社会推進室	人権相談 (電話及び来所相談)	84-5066 共生社会推進室
子ども総合センター 子ども支援室	子ども総合相談 児童虐待相談 女性相談 (電話及び来所相談)	83-2425 83-3715 総合保健福祉センターあいあい
青少年総合支援センター	ニート・引きこもり・青少年の自立支援	82-6000(適応指導教室) 青少年研修センター
障害者総合相談支援センター「あい」	障がい者相談 (電話及び来所相談)	84-4711 総合保健福祉センターあいあい
高齢障がい支援室	高齢者虐待相談 障がい者虐待相談	83-3575 84-3313 総合保健福祉センターあいあい
地域包括支援センター「きずな」	高齢者相談 (電話及び来所相談)	83-3575 総合保健福祉センターあいあい
鈴鹿亀山消費生活センター	消費生活相談	059-375-7611
亀山市社会福祉協議会	自立支援相談	82-7985 総合保健福祉センターあいあい
亀山市社会福祉協議会	住居確保給付金支給の受付	82-7985 総合保健福祉センターあいあい
亀山市社会福祉協議会	家計相談支援	82-7985 総合保健福祉センターあいあい

※開設日時、受付時間等については、それぞれの相談窓口、相談内容、方法等によって異なります。

詳細については、各相談機関にご確認ください。

※各相談機関名等については、変更される場合があります。

【図表】 27

＜人権侵害の類型別救済制度等＞

A. 主な人権侵害類型の多くのものに共通する事項

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	・人権侵害一般に関し、法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件調査処理の手續がある。
司法的救済	・損害賠償 不法行為（民法709条）、債務不履行（民法415条）による損害賠償 ・原状回復・差止め 名誉毀損については、謝罪広告等の名誉を回復する措置を請求することができる。また、一定の人格権侵害については、判例上、差止めが認められている。 ・訴訟手續のほか、仮処分、民事調停がある。
その他の救済	・日弁連、弁護士会の人権擁護委員会による救済活動 ・各分野における民間団体による相談・援助

B. 児童虐待・いじめ

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育の拒否・怠慢)、心理的虐待、いじめ(身体的、心理的、インターネット・携帯電話を使った誹謗中傷)

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<p>＜家庭内における虐待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、被虐待児童の発見・通告、一時保護、立入調査、里親委託・施設入所、虐待した保護者の指導、親権喪失宣告請求等の児童相談所を中心とした一連の手續きのほか、児童虐待防止法に基づき、以下の点等につき手当がなされている。 児童虐待の定義（児童虐待防止法2条） 児童の福祉に職務上関係ある者の虐待を早期に発見すべき努力義務（児童虐待防止法5条） 通告を受けた児童相談所による児童の安全の確認等（児童虐待防止法8条） 立入調査等に対する警察への援助要請（児童虐待防止法10条） 虐待をした保護者の児童福祉司等による指導を受ける義務（児童虐待防止法11条）等 ・調停、仲裁、勧告、公表、訴訟援助 ・関係機関との連携協力による早期発見や被害者の保護・支援の努力義務 ・被害者に対する事後的なカウンセリング、加害者へのカウンセリングによる再発防止 ・警察による保護・支援（女性・子どもを守る施策実施要綱） ・三重県児童相談センター、児童相談所への相談 ・住所などの住民基本台帳情報の保護（住民基本台帳法） <p>＜施設内における虐待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事等による児童福祉施設に対する監督（報告要求、質問、立入検査）、改善勧告、改善命令、事業停止命令（児童福祉法46条） ・都道府県知事等による無認可（児童福祉目的）施設に対する報告要求、立入調査、事業停止・施設閉鎖命令（児童福祉法59条） ・都道府県知事による社会福祉施設に対する調査（報告要求、検査）、改善命令、経営制限・停止命令、許可の取消し（社会福祉法70条～72条） ・三重県児童相談センターへの相談

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<p><いじめ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校・園への相談 ・市町教育委員会への相談 ・三重県児童相談センター、児童相談所への相談 ・三重県総合教育センター（教育相談）への相談 ・三重県教育委員会人権教育課調査研修班への相談 ・子どもの人権110番 ・三重県警察本部広聴広報課警察安全相談室への相談 ・三重県立小児診療センター（あすなろ学園）への相談 ・三重県こころの健康センター（自殺予防）への相談 ・三重県人権センターへの相談
司法的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償 ・暴力禁止、接近禁止（仮処分を含む） ・親権喪失宣告、後見人等解任（民法834条、846条等） ・職務執行停止・職務代行者選任、子の生活妨害禁止等の審判前の仮処分
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行、脅迫、傷害等は犯罪（刑法208条、222条、204条） ・児童に対する虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）の禁止（児童虐待防止法3条） ・児童に対する懲戒の権限の濫用の禁止（児童福祉施設最低基準9条の3）
その他の救済	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体による保護活動

C. セクシュアル・ハラスメント

対価型：職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、当該当事者がその労働条件につき不利益を受けるもの

環境型：性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・三重労働局（総合労働相談）による事業主に対するセクシュアルハラスメント防止のための助言、指導等（男女雇用機会均等法29条） ・三重労働局（総合労働相談）に配置されたセクシュアルハラスメント相談員の活用による労働者等に対する相談 ・三重県女性相談所への相談 ・三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）への相談 ・（公財）三重県国際交流財団（外国人ヘルプデスク）への相談 ・津地方法務局人権擁護課（人権相談所）への相談 ・三重県人権センター（人権相談室）への相談
司法的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償 行為者、使用者双方について可能
企業内での救済	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主はセクシュアルハラスメントを防止すべき措置義務を負っており（男女雇用機会均等法11条）、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）を踏まえ、企業内における相談窓口や苦情処理制度等雇用管理上必要な9項目の措置を講ずることが義務付けられている。

D. ドメスティック・バイオレンス
 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・警察による加害者の検挙、加害者への指導警告、被害女性への支援等（女性・子どもを守る施策実施要綱） ・三重県女性相談所を中心とした配偶者暴力相談支援センター等による被害者への支援 ・婦人相談員による相談（配偶者暴力防止法4条） ・婦人保護施設による保護（配偶者暴力防止法5条） ・福祉事務所による自立支援（配偶者暴力防止法8条の3） ・三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）への相談 ・津地方法務局人権擁護課（人権相談所）への相談 ・三重県警察本部（警察安全相談）への相談 ・みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」への相談 ・住所などの住民基本台帳情報の保護（住民基本台帳法）
司法的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償 ・接近禁止（仮処分を含む） ・裁判離婚（暴力は、婚姻を継続し難い重大事由として離婚原因になり得る） ・夫婦関係調整家事調停 ・警察官による被害の防止（配偶者暴力防止法8条） ・警察本部長等の援助（配偶者暴力防止法8条の2） ・保護命令（配偶者暴力防止法10条）
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行、脅迫、傷害、強姦等は犯罪（刑法208条、222条、204条、177条等） ・保護命令の申立て（配偶者暴力防止法12条）
その他の救済	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体による相談、自立支援等

E. ストーカー

つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、乱暴な言動、無言電話・連続した電話・ファクシミリ、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・警察による加害者の検挙、加害者への指導警告、被害女性への支援等（女性・子どもを守る施策実施要綱） ・三重県女性相談所への相談 ・三重県警察本部（警察安全相談）への相談 ・住所などの住民基本台帳情報の保護（住民基本台帳法）
司法的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償 ・電話、接近禁止（仮処分を含む）
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・脅迫、名誉毀損（刑法222条、230条）、軽犯罪法、地方自治体の迷惑防止条例の違反に当たるストーカー行為は犯罪 ・ストーカー行為の犯罪化、加害者への警告、禁止命令及び違反に対する処罰、被害者への援助等（ストーカー規制法3条～7条）

F. 高齢者・障がい者虐待

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待、介護虐待、その他

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<p><家庭内における虐待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待、障がい者虐待に関しては、それぞれの虐待防止法により、虐待の防止、虐待を受けた高齢者、障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されている。 ・高齢者や障がい者、養護者に対する相談、指導、助言（高齢者虐待防止法6条、障害者虐待防止法14条） ・通報を受けた場合、速やかな安全確認、通報等に係る事実確認、対応について協議（高齢者虐待防止法9条、障害者虐待防止法9条） ・立入調査の実施（高齢者虐待防止法11条、障害者虐待防止法11条） ・立入調査の際の警察に対する援助要請（高齢者虐待防止法12条、障害者虐待防止法12条） ・措置がとられた高齢者、障がい者に対する養護者の面会の制限（高齢者虐待防止法13条、障害者虐待防止法13条）等 ・調停、仲裁、勧告、公表、訴訟援助 ・関係機関との連携協力による早期発見や被害者の保護・支援の努力義務 ・被害者に対する事後的なカウンセリング、加害者へのカウンセリングによる再発防止 ・三重県障害者相談支援センターへの相談 ・三重県立小児診療センター（あすなろ学園）への相談 ・三重県健康福祉部障がい福祉課への相談
救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<p><施設内における虐待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事による社会福祉施設に対する調査（報告要求、検査）、改善命令、経営制限・停止命令、許可の取消し（社会福祉法70条～72条） ・養介護施設従事者、障害者福祉施設従事者等による虐待を発生した場合の速やかな市町村への通報（高齢者虐待防止法21条、障害者虐待防止法16条） ・市町村長又は都道府県知事による虐待の防止及び高齢者・障がい者の保護を図るため権限の適切な行使（高齢者虐待防止法24条、障害者虐待防止法19条） ・都道府県知事による障害者支援施設に対する報告要求、質問、立入検査、事業停止・廃止命令（障害者総合支援法85条、86条） ・精神病院入院者に関する精神医療審査会による処遇の審査、都道府県知事による退院・処遇改善命令、厚生労働大臣・知事による精神病院に対する報告要求、立入検査、改善命令、医療の提供制限命令（精神保健福祉法38条の2～38条の7） ・三重県障害者相談支援センターへの相談 ・三重県立小児診療センター（あすなろ学園）への相談 ・三重県健康福祉部障がい福祉課への相談
司法的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償 ・暴力禁止、接近禁止（仮処分を含む）
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行、脅迫、傷害等は犯罪（刑法208条、222条、204条） ・障害者差別解消法（※2016年より施行）

G. 雇用差別

募集・採用、解雇を含む各種労働条件に関する差別（女性、高齢者、障がい者、同和関係者、アイヌの人々、外国人、H I V感染者、同性愛者等）

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・募集・採用、解雇を含む各種労働条件に関する差別に係る紛争について都道府県労働局長による紛争解決援助（助言・指導・勧告）（男女雇用機会均等法17条） ・労働条件に関する差別に関し、機会均等調停委員会による調停（男女雇用機会均等法18条） ・労働条件に係る紛争について都道府県労働局長による紛争解決（助言・指導）（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律4条） ・三重労働局総務部企画室による相談 ・三重県雇用経済部雇用対策課（労働相談）による相談 ・就職差別を未然に防止するという観点からの公共職業安定所による雇用主に対する指導（平成9年3月「職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の一般対策への円滑な移行について」により通達）
司法的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償 女性に対する賃金・昇格差別等に関し、損害賠償を命じた裁判例がある。 ・解雇無効・地位確認 女性の結婚・若年定年、H I V感染を理由とする解雇等に関し、解雇無効等を認めた裁判例がある。 ・仮処分（地位保全・賃金仮払い）
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・募集・採用や解雇を含む各種労働条件に関する性差別が禁止されている。（男女雇用機会均等法5条～9条） ・国籍、信条、社会的身分に関する各種労働条件差別、性別による賃金差別が禁止されている。（違反には刑事罰。労働基準法3条、4条） ・職業紹介・職業指導に関し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別が禁止されている。（職業安定法3条） ・労働者の募集等については、応募者等の人種、社会的身分、本籍、信条等の情報収集が原則的に禁止されるなど、個人情報保護措置が講じられている。（職業安定法5条の4、労働大臣指針等）。 ・上記の法規制以外にも、法の下での平等を定めた憲法14条が、民法の一般規定（公序良俗違反の法律行為を無効とする 民法90条等）を介して適用される場面等がある。

H. 結婚・交際における差別

同和関係者、アイヌの人々等に対する差別

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）による相談 ・（公財）三重県国際交流財団による相談 ・三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）による相談 ・三重県警察本部安全相談室による相談 ・三重県人権センターによる相談
司法的救済	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償 婚約不履行等を構成するものに関し、損害賠償を命じた裁判例がある。

I. 商品・サービス・施設等の提供拒否

外国人に対する入居拒否、診療拒否、入浴拒否、入店拒否、融資拒否、ゴルフクラブへの入会拒否等

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	・三重県環境生活部消費生活課による相談
司法的救済	・損害賠償 外国人に対する入居拒否、入店拒否、ゴルフクラブへの入会拒否等に関し、損害賠償を命じた裁判例がある。
法規制	・電気、水道、ガス、電話、公共交通機関、医師、旅館等については、各業法等に差別禁止規定がある。

J. 財産権侵害

悪徳商法による高齢者、障がい者の財産権侵害

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	・三重県消費生活センター、鈴鹿亀山消費生活センター及び各市町の相談窓口による相談、情報提供、助言、あっせん等 ・津地方法務局人権擁護課（人権相談所）への相談
司法的救済	・意思表示の錯誤による契約の無効、詐欺・脅迫による契約の取消（民法95条、96条） ・勧誘時の行為により消費者が誤認又は困惑した場合の契約の取消、不当な契約条項の無効（消費者契約法） ・クーリング・オフ制度による契約解除等（特定商取引法、割賦販売法）
法規制	・窃盗、横領等は犯罪（刑法235条、244条、252条、255条） ・各業法における不当な商取引の禁止と違反に対する刑事罰
その他の救済	・弁護士会等による相談窓口

K. 犯罪被害

当該犯罪自体に起因する被害：医療費等の経済的負担、深刻な精神的被害（PTSD）

取材・報道等による二次被害：犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害 等

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	・犯罪被害者等給付金の支給 ・（公財）みえ犯罪被害者総合支援センターによる犯罪被害者等に対する精神的ケア、相談等 ・津地方法務局人権擁護課（人権相談所）への相談
司法的救済	・損害賠償
その他の救済	・民間被害者支援組織による相談、カウンセリング等

L. マスメディアによる侵害

報道によるプライバシー侵害・名誉毀損、誤報、過剰な取材、出版物における差別表現

救済にかかわる主な制度等	
行政的救済	・津地方法務局人権擁護課（人権相談所）への相談
司法的救済	・損害賠償、謝罪広告等の名誉回復措置 ・出版等差止め（仮処分を含む）
法規制	・名誉毀損、侮辱は犯罪（刑法230条、231条）
その他の救済	・マスメディア各社による苦情処理と自主的な訂正、謝罪広告等 ・不実の放送に関し、訂正放送が義務づけられている。（放送法4条） ・放送につき、放送倫理・番組向上機構（BPO）、放送と人権等権利に関する委員会（BR C）による苦情処理

※三重県人権センターが、主な人権侵害の種類ごとに、具体的な人権侵害事象と救済にかかわる主な制度等について、ホームページで紹介しています。この中から抜粋し、関係各室等の追加分を含めて加工し、掲載していますので、法律等の改正により変更する場合があります。

【図表】 28

問：子どもの人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。（〇は3つまで）
（資料①亀山市人権意識調査）

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18～29 歳74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待	68.8%	70.3%	70.8%	77.7%	75.6%	78.4%	48.1%
子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ	40.0%	35.1%	38.2%	48.9%	45.4%	42.5%	32.5%
大人が子どもの意見を聞かずに自分の意見を子どもに強制すること	36.2%	52.7%	42.7%	40.4%	31.9%	30.1%	32.5%
暴力や性犯罪など子どもにとっての有害な情報の氾濫	28.4%	16.2%	25.8%	23.4%	27.7%	40.5%	27.3%
インターネット（パソコンや携帯電話）を使ってのいじめ	19.3%	14.9%	29.2%	24.5%	26.9%	15.0%	11.0%
大人が「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと	18.6%	23.0%	20.2%	10.6%	16.0%	19.6%	20.8%
教師などによる言葉の暴力や体罰	11.0%	12.2%	13.5%	11.7%	13.4%	9.2%	8.4%
その他	1.0%	0.0%	2.2%	2.1%	0.8%	0.0%	1.3%
わからない	6.2%	6.8%	2.2%	4.3%	5.0%	3.3%	13.0%
無回答	5.7%	2.7%	1.1%	6.4%	0.8%	5.2%	13.0%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※各年代共通して子どもへの虐待やいじめに対して問題意識があるものの、70歳以上については虐待への問題意識が他に比べて少なく、逆に29歳未満では、大人が子どもに自分の意見を強制することに対する問題意識が強く、年代間で意識が異なることがうかがえます。

※質問項目の違いがありますが、内閣府調査と比べると「いじめ、体罰」の項目は、本市調査の方が割合が少なくなっています。

問：子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。（資料③内閣府人権意識調査）

内閣府調査：複数選択 (回答者数1,864人)	全体	20歳代 151人	30歳代 248人	40歳代 324人	50歳代 315人	60歳代 417人	70歳～ 409人
いじめを受けること	76.2%	76.8%	79.0%	80.3%	80.3%	71.7%	72.4%
虐待を受けること	61.0%	70.9%	66.1%	69.8%	69.8%	55.9%	45.7%
いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする こと	55.8%	60.3%	66.9%	67.0%	59.7%	50.6%	41.1%
学校や就職先の選択等の子どもの意見につ いて、大人がその意見を無視すること	31.9%	31.1%	34.3%	39.5%	39.4%	31.9%	18.8%
児童買春・児童ポルノ等の対象となること	28.4%	30.5%	35.9%	34.3%	30.5%	24.7%	20.8%
体罰を受けること	24.8%	19.9%	25.8%	28.1%	27.3%	24.5%	22.0%
その他	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.7%
特にない	3.6%	0.7%	0.8%	0.9%	2.2%	4.8%	8.6%
わからない	1.9%	0.0%	0.8%	0.3%	1.3%	2.9%	4.2%

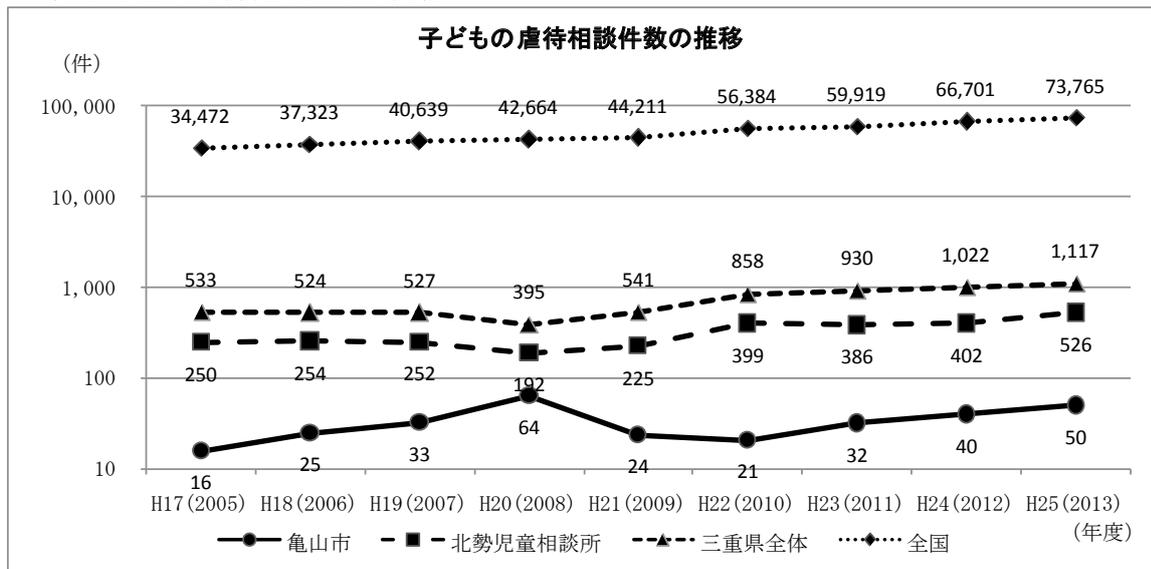
※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※各年代ともいじめや虐待に関して問題があると捉えているが、70歳以上では、虐待や大人が子どもの意見を無視することなど他の年代と比べて少なくなっています。

【図表】 29

＜子どもの虐待相談＞

A. 子どもの虐待相談件数の推移



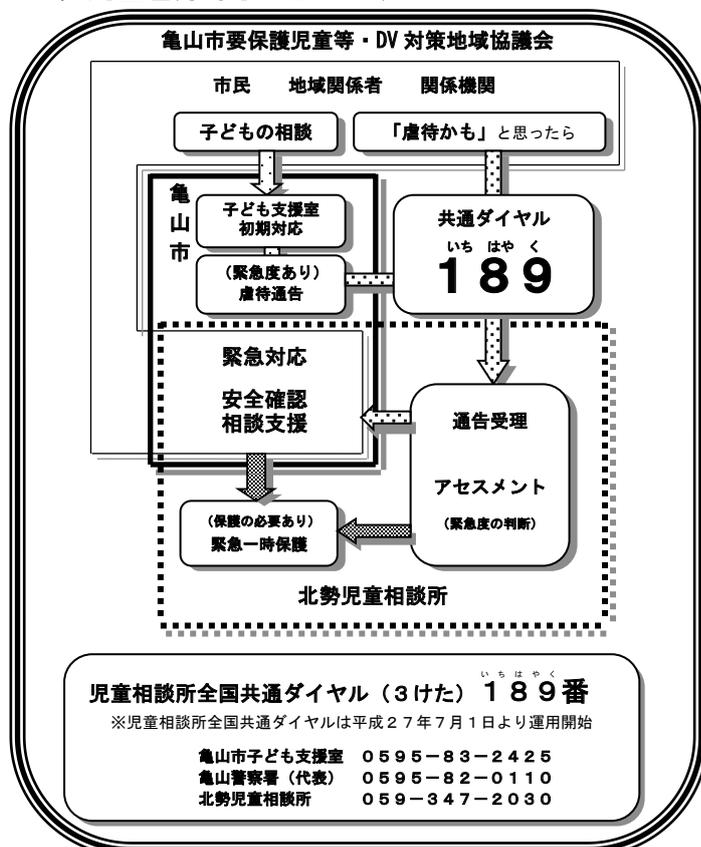
B. 平成 25 年度内訳

単位：件

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	計
0～3歳未満	2	0	0	4	6
3歳～就学前児童	5	0	5	10	20
小学生	1	0	4	6	11
中学生	2	0	4	4	10
高校生・その他	0	0	2	1	3
計	10	0	15	25	50

※子どもの虐待については、虐待死などの事件が耐えることがなく、また、全国的に相談件数が年々増加していますが、本市においても増減はあるものの、増加傾向にあります。

C. 児童虐待対応フローチャート



※資料：子ども総合センター子ども支援室

【図表】 30

＜児童虐待及び福祉犯の検挙状況＞

警察庁ホームページ、児童虐待及び福祉犯の検挙状況から抜粋して加工し、掲載しています。

A. 児童虐待事件の検挙状況（検挙事件に係る被害児童数）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
総 数 (人)	229	316	315	316	346	360	398	476	475	708
身体的虐待	162	215	224	217	244	277	282	347	336	535
性的虐待	56	77	69	82	91	67	97	113	104	151
怠慢又は拒否	11	24	22	17	11	16	18	10	16	11
心理的虐待	0	0	0	0	0	0	1	6	19	11

B. 福祉犯の取締り状況（児童買春事件の送致事件に係る被害児童数）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
総 数 (人)	1,504	1,325	1,144	846	889	741	619	471	462	466
未 就 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 学 生	7	7	2	0	2	1	1	1	2	3
中 学 生	588	478	378	323	319	280	222	177	178	178
高 校 生	558	460	460	343	331	324	276	190	225	200
その他の学生	4	4	5	1	5	3	1	0	2	1
有 職 少 年	52	49	50	23	34	13	15	12	5	12
無 職 少 年	295	327	249	156	198	120	104	91	50	72

C. 福祉犯の取締り状況（児童ポルノ事件の送致事件に係る被害児童数）

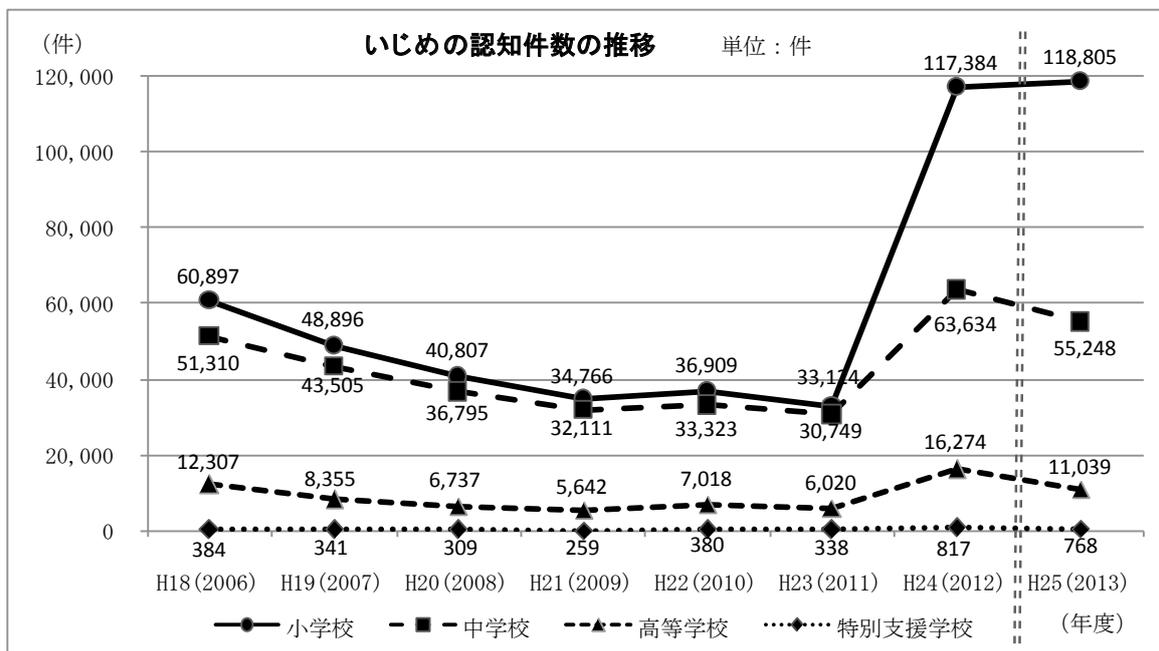
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
総 数 (人)	246	253	275	338	405	614	600	531	646	746
未 就 学	5	12	6	6	9	33	20	16	12	31
小 学 生	26	26	24	33	53	93	81	57	80	107
中 学 生	68	126	105	126	157	223	233	200	272	284
高 校 生	119	74	122	147	161	228	228	233	256	296
その他の学生	0	2	0	0	0	1	3	2	1	1
有 職 少 年	4	3	6	7	3	9	6	7	9	5
無 職 少 年	24	10	12	19	22	27	29	16	16	22

※福祉犯：児童に淫行をさせる行為等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪
 ※児童虐待事件に係る被害児童数は、平成 17 年に比し 3 倍に増えています。また、児童買春事件の被害児童数は減少傾向にあるものの、児童ポルノ事件の被害児童数は平成 17 年に比し 3 倍に増加しています。

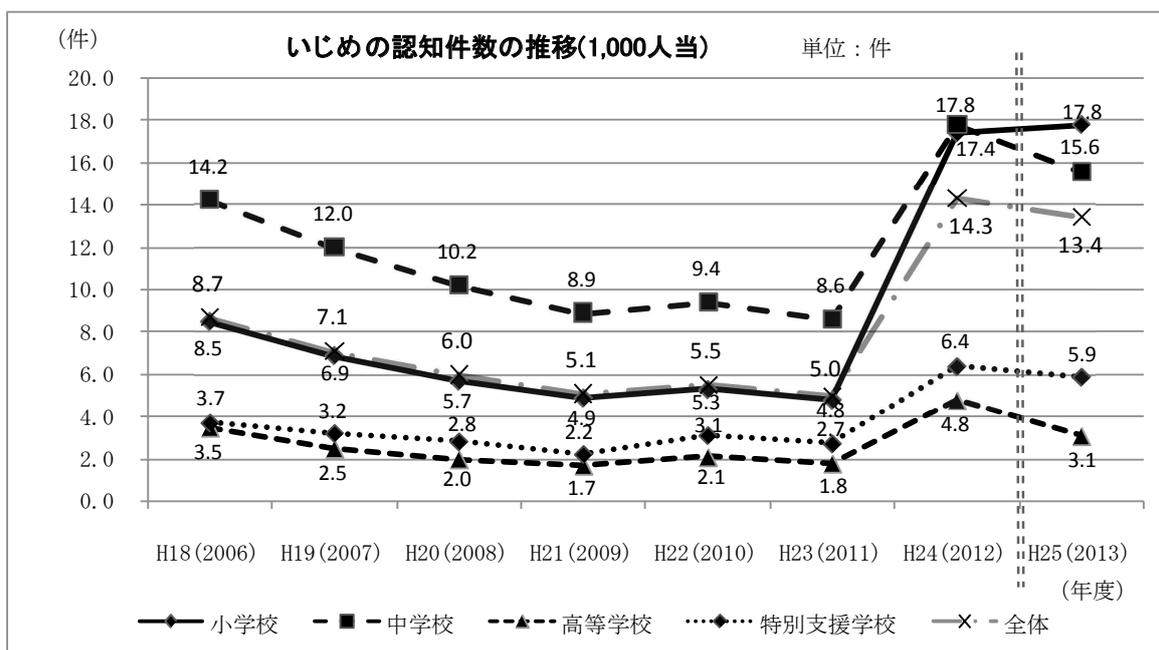
【図表】 31

＜平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について＞
 平成 26 年 10 月 16 日 文部科学省初等教育局児童生徒課公表資料から抜粋して加工し、掲載
 しています。

A. いじめ認知数の推移



B. 1,000人当りの認知件数



※平成 24 年度から大幅に件数が増えた理由について、文部科学省は、平成 23 年度に起こった滋賀県大津市中 2 男子自殺事件を受けて、「いじめのわずかな兆候も見逃さないとの意識が高まったから」としています。平成 25 年度からは、高等学校に通信制課程を含めています。

＜市内小中学校におけるいじめの認知件数の推移＞

単位: 件

H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
30	16	9	5	4	4	64	33

※資料: 教育研究室

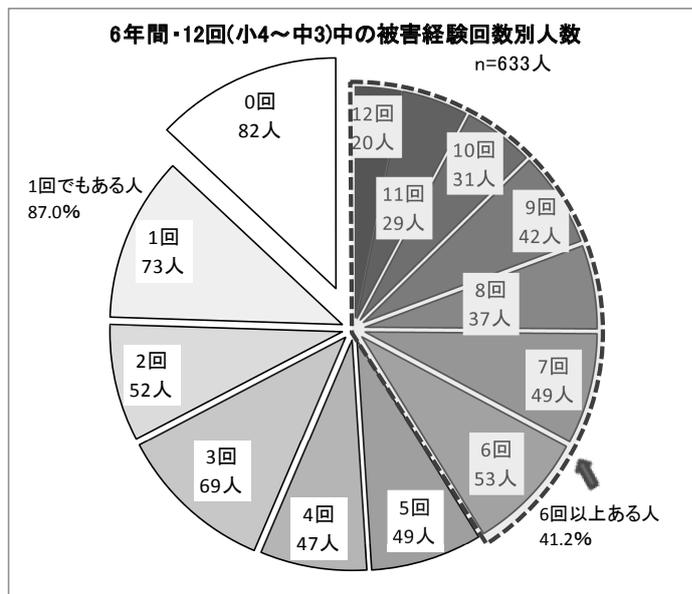
【図表】 32

<いじめ追跡調査 2010-2012 いじめQ&A>

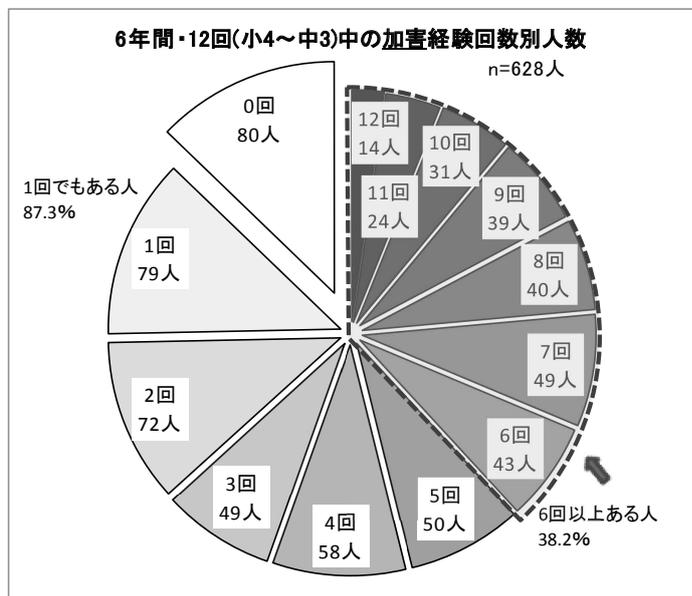
平成25年7月文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターが発行している冊子から抜粋して加工し、掲載しています。

いじめの実態把握に関して、学術研究において最も適した方法とされる自記式の質問紙調査法により、いじめやそれに関連する要因について、定点観測的に国立教育政策研究所が行ってきた「いじめ追跡調査」結果から、2007年度に小学4年生であった児童が中学3年生になるまでの6年間、12回の調査期間における被害経験及び加害経験について抜粋しています。

A. 被害経験



B. 加害経験



※2007年度小学4年生から中学3年生までの6年間における12回の調査期間中に、暴力を伴わない「仲間はずれ・無視・陰口」といった経験について、被害・加害のいずれにおいても1回でも経験のある児童生徒が87%以上となっており、6回以上ある経験者は、被害経験で41.2%、加害経験で38.2%と、どの子どもにも起こりえるものであります。

【図表】 33

問：女性の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つまで)
(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	女性 366人	男性 316人
結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境	51.7%	51.9%	51.6%
職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)	39.4%	36.6%	42.4%
固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」といった考え方など)	35.1%	37.7%	32.3%
性犯罪や売春・買春	15.8%	17.5%	13.9%
セクシュアル・ハラスメント	14.8%	13.4%	16.8%
アダルトビデオやポルノ雑誌など、女性を性の対象物ととらえる社会風潮	13.5%	17.2%	9.2%
家庭や職場、地域などで女性の意見が尊重されないこと	12.3%	16.1%	8.2%
DV(ドメスティック・バイオレンス)	10.3%	9.8%	11.1%
その他	1.3%	1.4%	1.3%
わからない	9.3%	8.5%	10.1%
無回答	7.1%	6.8%	7.3%

問：女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつかあげてください。(資料③内閣府人権意識調査)

内閣府調査：複数選択口回答者数1,864人	全体	女性1,023人	男性841人
セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	42.7%	40.7%	45.2%
職場において差別待遇(女性が管理職になりにくい等)を受けること	39.8%	40.8%	38.5%
ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)	35.3%	37.9%	32.1%
男女の固定的な役割分担意識(「家事は女性」等)に基づく差別的取扱いを受けること	24.2%	28.5%	18.9%
売春・買春	16.4%	15.3%	17.6%
「令夫人」,「婦人」,「未亡人」,「家内」のように女性に用いられる言葉が使われること	8.4%	8.8%	7.8%
その他	0.3%	0.4%	0.2%
特になし	13.7%	13.7%	13.8%
わからない	6.8%	6.1%	7.7%

※■の箇所は、男女の意識の差が大きい箇所を示しています。

※本市調査では、男女とも、仕事が続けにくい社会環境に問題があるという意識が多いものの、差別意識については男性の方が多く、性の対象として捉えられることや意見が尊重されないことなどの意見は女性の方が多く感じており、男女間の意識が異なっていることがうかがえます。

※内閣府調査では問題意識として女性では差別待遇、男性ではセクシュアル・ハラスメントが一番多く、ドメスティック・バイオレンスや固定的役割分担意識について女性が男性を上回っています。

※質問項目の違いがありますが、内閣府調査に対して「セクシュアル・ハラスメント、DV」の項目で本市の割合が少なく、反対に「固定的な役割分担意識」が本市で多くなっています。

【図表】 34

問：「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。次の中から選んで〇印をつけてください。(資料⑥亀山市男女共同参画調査)

男女共同参画市民意識調査 (回答者数738人)	全体	18~29 歳64人	30歳代 107人	40歳代 87人	50歳代 120人	60歳代 196人	70歳~ 160人
同感する	9.1%	3.1%	6.5%	5.7%	2.5%	7.1%	22.5%
どちらかといえば同感する	38.5%	28.1%	28.0%	41.4%	35.0%	44.9%	42.5%
A. 同感する+どちらかといえば同感する	47.6%	31.2%	34.5%	47.1%	37.5%	52.0%	65.0%
どちらかといえば同感しない	21.1%	18.8%	22.4%	21.8%	30.0%	20.4%	15.6%
同感しない	22.5%	34.4%	32.7%	25.3%	28.3%	19.4%	8.8%
B. どちらかといえば同感しない+同感しない	43.6%	53.2%	55.1%	47.1%	58.3%	39.8%	24.4%
わからない	7.5%	14.1%	10.3%	5.7%	3.3%	7.1%	7.5%
無回答	1.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.8%	1.0%	3.1%

※■の箇所は、年代間で意識の差が大きい箇所を示しています。(以下この項の設定問同じ)

※「A. 同感する+どちらかといえば同感する」では、47.6%、「B. どちらかといえば同感しない+同感しない」は43.6%とほぼ同じですが、年代別にみると、Aの回答が年代が上がるにつれ割合が高くなる傾向にあり、Bでは60歳代以上と若い年代の意見が異なります。

問：なぜそう思いますか。同感する人、同感しない人それぞれ、あてはまるものすべてを選んで○印をつけてください。

A. 同感する+どちらかといえば同感すると答えた方
(うち女性)

男女共同参画市民意識調査：複数回答(回答者数738人中Aと回答351人)のうち女性174人	全体	18～29歳13人	30歳代21人	40歳代23人	50歳代23人	60歳代40人	70歳～53人
役割分担をした方が効率がよいと思うから	41.4%	38.5%	52.4%	39.1%	39.1%	35.0%	43.4%
子どもの成長にとってよいと思うから	36.2%	23.1%	38.1%	43.5%	43.5%	47.5%	22.6%
個人的にそうありたいと思うから	22.4%	38.5%	28.6%	17.4%	17.4%	20.0%	20.8%
日本の伝統・美德だと思うから	16.1%	15.4%	9.5%	8.7%	13.0%	25.0%	17.0%
その他	4.6%	7.7%	9.5%	8.7%	4.3%	2.5%	1.9%
理由を考えたことはない	5.2%	0.0%	0.0%	8.7%	8.7%	0.0%	9.4%
無回答	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	3.8%

(うち男性)

男女共同参画市民意識調査：複数回答(回答者数738人中Aと回答351人)のうち男性177人	全体	18～29歳7人	30歳代16人	40歳代18人	50歳代22人	60歳代62人	70歳～51人
役割分担をした方が効率がよいと思うから	48.0%	28.6%	43.8%	22.2%	54.5%	54.8%	51.0%
子どもの成長にとってよいと思うから	31.6%	42.9%	31.3%	38.9%	18.2%	40.3%	21.6%
個人的にそうありたいと思うから	15.3%	28.6%	6.3%	16.7%	18.2%	11.3%	19.6%
日本の伝統・美德だと思うから	15.8%	0.0%	6.3%	11.1%	27.3%	11.3%	23.5%
その他	2.3%	14.3%	0.0%	5.6%	4.5%	0.0%	2.0%
理由を考えたことはない	5.1%	0.0%	12.5%	16.7%	0.0%	3.2%	3.9%
無回答	1.7%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	1.6%	2.0%

※男女とも、「役割分担をした方が効率がよい」、「子どもの成長にとってよい」と思うの回答が1.2位となっていますが、年代間、特に男性の年代間で意識にバラツキがあることがうかがえます。

B. どちらかといえば同感しない+同感しないと答えた方
(うち女性)

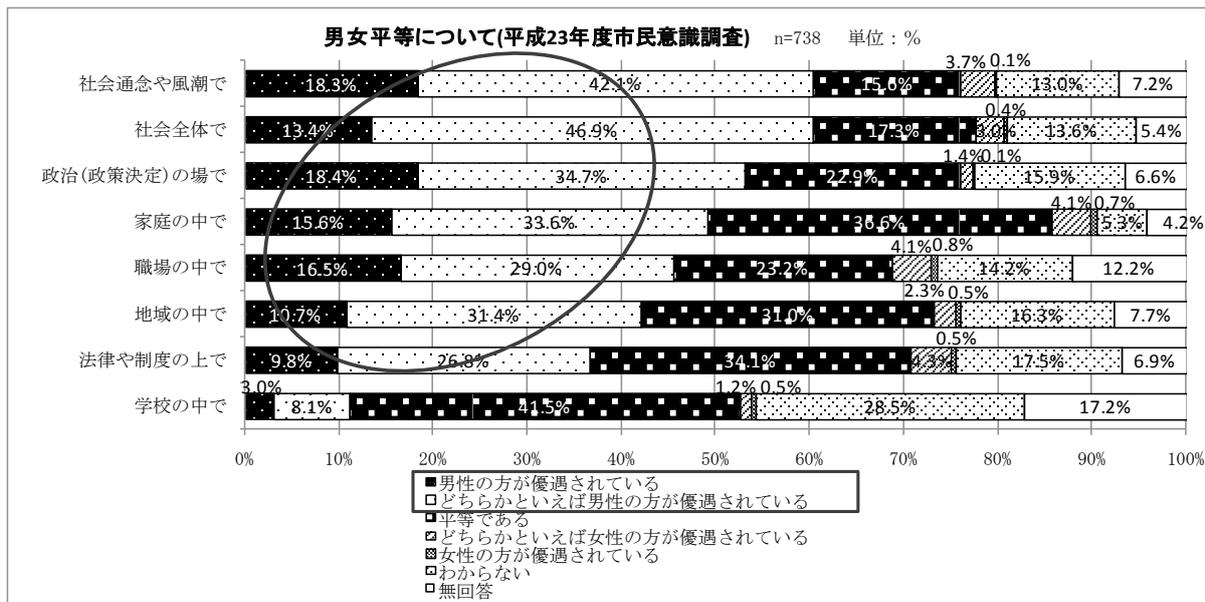
男女共同参画市民意識調査：複数回答(回答者数738人中Bと回答322人)のうち女性188人	全体	18～29歳15人	30歳代36人	40歳代27人	50歳代36人	60歳代46人	70歳～28人
男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとってよいと思うから	67.0%	66.7%	77.8%	74.1%	63.9%	58.7%	64.3%
一方的な考え方を押しつけるのはよくないと思うから	35.1%	40.0%	33.3%	44.4%	41.7%	28.3%	28.6%
男女平等に反すると思うから	23.9%	40.0%	22.2%	18.5%	22.2%	23.9%	25.0%
女性が家庭のみでしたか活躍できないことは、社会にとって損失だと思うから	18.1%	6.7%	8.3%	11.1%	27.8%	28.3%	14.3%
少子高齢化に伴う労働力の減少に対応するため	5.3%	0.0%	5.6%	7.4%	5.6%	6.5%	3.6%
その他	6.4%	6.7%	5.6%	3.7%	8.3%	8.7%	3.6%
理由を考えたことはない	1.1%	0.0%	0.0%	3.7%	2.8%	0.0%	0.0%
無回答	4.3%	0.0%	2.8%	0.0%	2.8%	8.7%	7.1%

(うち男性)

男女共同参画市民意識調査：複数回答(回答者数738人中Bと回答322人)のうち男性133人	全体	18～29歳19人	30歳代23人	40歳代14人	50歳代34人	60歳代32人	70歳～11人
男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとってよいと思うから	57.9%	52.6%	60.9%	57.1%	64.7%	56.3%	45.5%
一方的な考え方を押しつけるのはよくないと思うから	37.6%	42.1%	43.5%	35.7%	38.2%	34.4%	27.3%
男女平等に反すると思うから	21.8%	10.5%	17.4%	28.6%	23.5%	31.3%	9.1%
女性が家庭のみでしたか活躍できないことは、社会にとって損失だと思うから	21.8%	15.8%	26.1%	42.9%	23.5%	15.6%	9.1%
少子高齢化に伴う労働力の減少に対応するため	6.0%	5.3%	4.3%	14.3%	2.9%	9.4%	0.0%
その他	5.3%	5.3%	8.7%	7.1%	2.9%	6.3%	0.0%
理由を考えたことはない	1.5%	5.3%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	6.3%	27.3%

※「男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとってよいと思うから」、の回答が1位ですが、特に30歳未満の女性は、「男女平等に反する」の回答が多く、40歳代の男性は、「女性が家庭のみでしたか活躍できないことは社会にとって損失と思う」の回答が多くなっています。

問：あなたは、次の分野において男女の地位が平等になっていると思いますか。
 (資料⑥亀山市男女共同参画調査)



※学校の中では、女が平等であるとの意識が多いものの、他のすべての分野において男性の方が優遇されているあるいはどちらかといえば男性が優遇されていると感じていることがうかがえます。

【図表】 35

問：あなたは現在、収入を得る仕事(産前・産後休暇、育児・介護休業中も含む)をしていますか。次の中から1つ選んで○印をつけてください。(資料⑥亀山市男女共同参画調査)

回答者数 (738人)	女性(403人)				男性(333人)			
	全体 人数	している 割合(%)	していない 割合(%)	無回答 割合(%)	全体 人数	している 割合(%)	していない 割合(%)	無回答 割合(%)
総数	403	48.1%	47.4%	4.5%	333	64.9%	32.1%	3.0%
18～29歳	31	71.0%	29.0%	0.0%	33	78.8%	18.2%	3.0%
30～39歳	63	73.0%	27.0%	0.0%	44	93.2%	6.8%	0.0%
40～49歳	54	72.2%	27.8%	0.0%	33	97.0%	3.0%	0.0%
50～59歳	63	68.3%	30.2%	1.6%	57	89.5%	10.5%	0.0%
60～69歳	98	36.7%	60.2%	3.1%	98	51.0%	48.0%	1.0%
70歳以上	93	7.5%	77.4%	15.1%	67	22.4%	65.7%	11.9%

※■の箇所は、男女間で差が大きい箇所を示しています。(以下この項の設定問同じ)

※30～60歳未満では、男女間で仕事をしている人の割合が大きく異なります。

A：「仕事をしている」と答えた方にお聞きします。あなたの働いているところでは、男性と女性は平等だと思いますか。次の中から1つ選んで○印をつけてください。

男女共同参画市民意識調査 (回答者数738人中「している」と回答410人、55.6%)	全体	女性 194人	男性 216人
平等である	60.7%	57.7%	63.4%
女性の方が優遇されている	4.1%	3.6%	4.6%
男性の方が優遇されている	29.5%	33.0%	26.4%
無回答	5.6%	5.7%	5.6%

※男女いずれも「平等である」との回答が約60%となっていますが、女性の方が男性の方が優遇されているとの回答が多くなっています。

A-1：「女性の方が優遇されている」、「男性の方が優遇されている」と答えた方にお聞きします。あなたが働いているところで、男女が平等だと思わないのはどのようなことですか。次の中からあてはまるものすべてを選んで○印をつけてください。

男女共同参画市民意識調査：複数回答 (回答者数410人中「男女それぞれが優遇」と回答138人、33.7%)	全体	女性 194人	男性 216人
賃金	46.4%	46.5%	46.3%
昇進、昇格	45.7%	38.0%	53.7%
能力評価	37.7%	33.8%	41.8%
採用時の条件	17.4%	19.7%	14.9%
補助的な仕事しかやらせてもらえない	15.9%	15.5%	16.4%
定年まで勤め続けにくい雰囲気がある	10.9%	11.3%	10.4%
結婚したり子どもが生まれたりすると、勤め続けにくい雰囲気がある	16.7%	21.1%	11.9%
教育訓練を受ける機会に差がある	6.5%	1.4%	11.9%
その他	11.6%	9.9%	13.4%
わからない	5.1%	8.5%	1.5%
無回答	0.7%	1.4%	0.0%

※男女が平等だと思わないのは賃金面との回答が男女とも1位ですが、「昇進、昇格」、「結婚したり子どもが生まれたりすると、勤め続けにくい雰囲気がある」、「教育訓練を受ける機会に差がある」といった項目で男女間の意識が異なります。

問：女性が職業をもつことについてあなたはどのように思いますか。次の中から1つ選んで○印をつけてください。をつけてください。(資料⑥亀山市男女共同参画調査)

男女共同参画市民意識調査 (回答者数738人)	全体	女性 403人	男性 333人
結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業をもつ方がいい	53.9%	55.3%	52.3%
結婚して子どもが生まれた後も、職業をもち続ける方がいい	26.2%	26.1%	26.1%
結婚して子どもができるまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい	3.3%	2.2%	4.5%
結婚するまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい	2.0%	1.5%	2.7%
職業は一生もたない方がいい	0.3%	0.0%	0.6%
その他	4.1%	4.5%	3.6%
わからない	4.7%	5.2%	4.2%
無回答	5.6%	5.2%	6.0%

※■の箇所は、男女間で差が大きい箇所を示しています。

※男女いずれも、「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業をもつ方がいい」が50%以上を占め、「結婚して子どもが生まれた後も、職業をもち続ける方がいい」は、26%に留まっています。

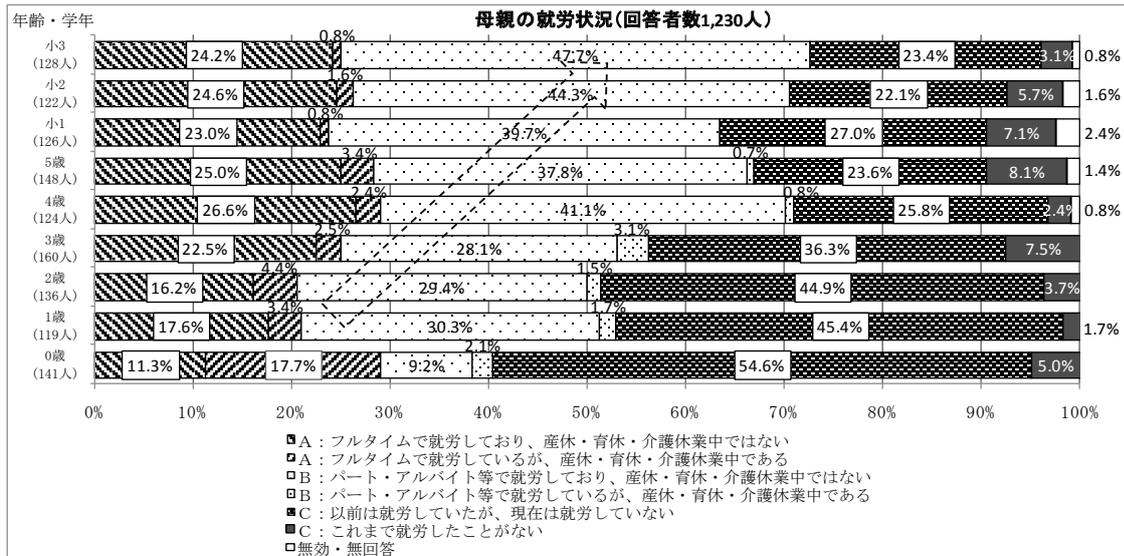
問：女性が働き続けていくうえで、大きな障がいになっているのは何だと思えますか。次の中から主なものを3つまで選んで○印をつけてください。(資料⑥亀山市男女共同参画調査)

男女共同参画市民意識調査：3つまで選んで回答(回答者数738人)	全体	18~29歳 64人	30歳代 107人	40歳代 87人	50歳代 120人	60歳代 196人	70歳~ 160人
家事や育児との両立が難しいこと	69.8%	73.4%	76.6%	78.2%	79.2%	63.3%	60.0%
家族の協力や理解が得にくいこと	32.5%	21.9%	30.8%	36.8%	36.7%	33.2%	31.3%
育児休業制度などの条件が整っていないこと	31.4%	29.7%	40.2%	25.3%	35.8%	32.1%	24.4%
老人や病人の介護・看護があること	31.2%	21.9%	15.9%	29.9%	40.0%	34.2%	35.6%
企業が結婚・出産した女性の雇いをきらい傾向があること	22.6%	29.7%	34.6%	27.6%	22.5%	18.4%	13.1%
女性自身の就労に対する意識が低いこと	13.0%	9.4%	12.1%	13.8%	15.0%	14.8%	11.3%
企業が女性に責任ある仕事を任せないこと	10.3%	10.9%	12.1%	11.5%	10.0%	12.8%	5.6%
その他	1.4%	0.0%	2.8%	4.6%	1.7%	1.5%	3.8%
特に障がいはないと思う	3.7%	4.7%	2.8%	2.3%	0.0%	5.6%	3.8%
無回答	6.4%	4.7%	1.9%	0.0%	0.8%	5.6%	18.8%

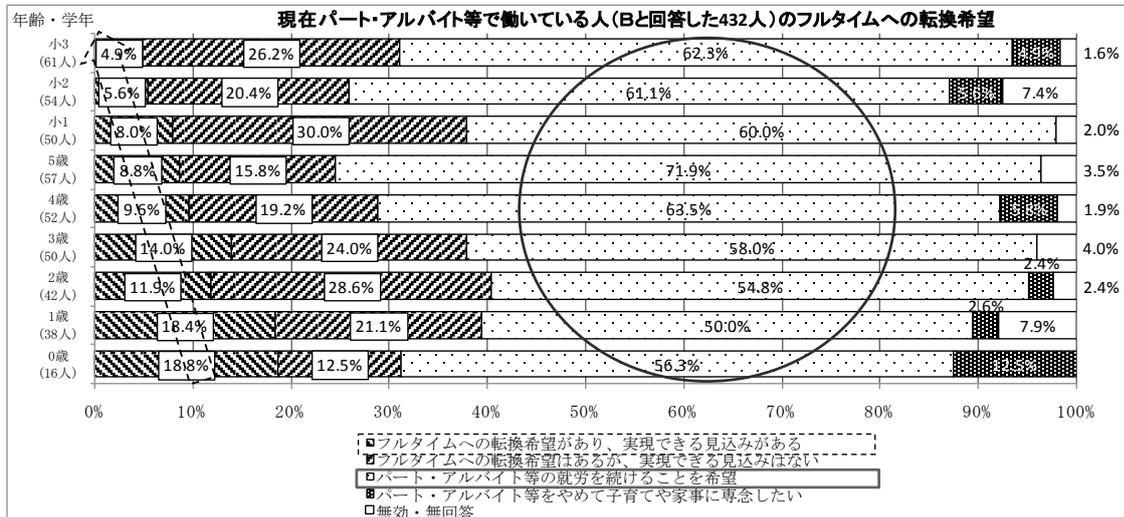
※■の箇所は、年代ごとに1、2位の箇所を示しています。

※各年代とも「家事や育児との両立が難しいこと」が1位となっていますが、若い世代では、家族の協力や理解、育児休業制度などの条件整備、企業の理解が障がいとの回答が多く、50歳以上では老人や病人の介護や看護が障がいとの回答が多くなっています。

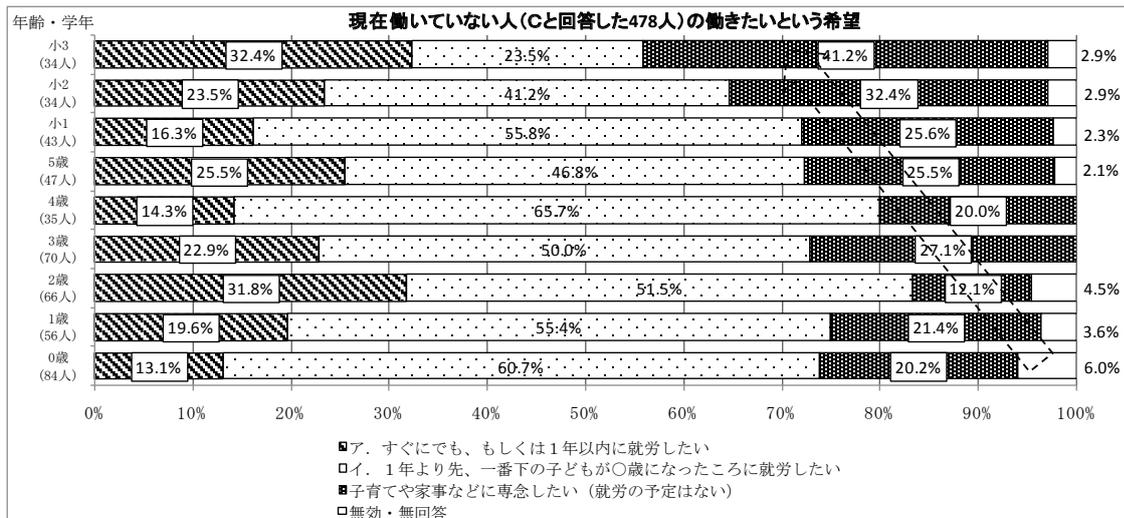
問：宛名のお子さんの母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお答えください。(〇はひとつ)(資料⑤亀山市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査)



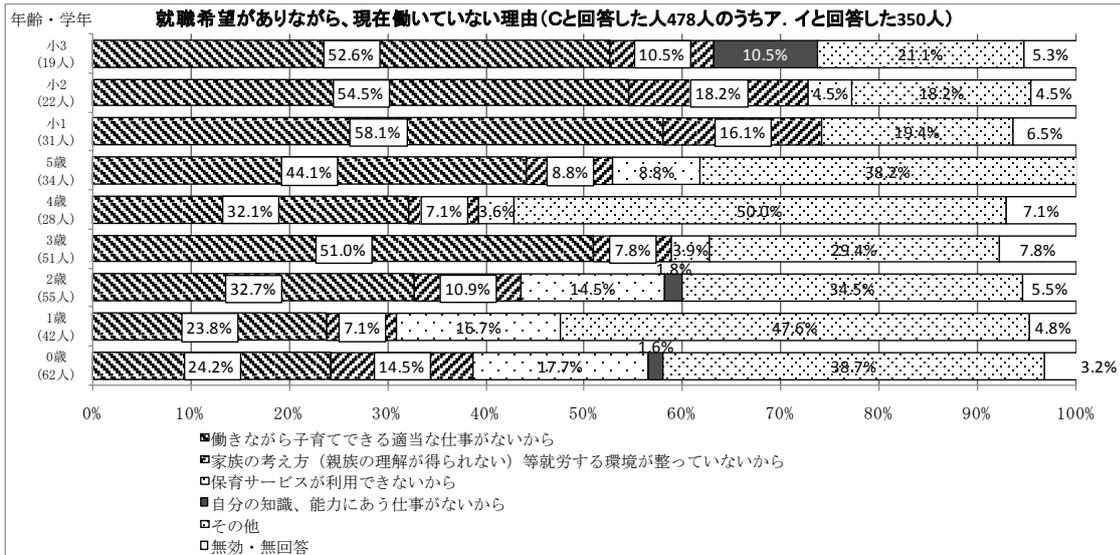
B：と答えた方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。(〇はひとつ)



C：と答えた方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。(〇はひとつ)

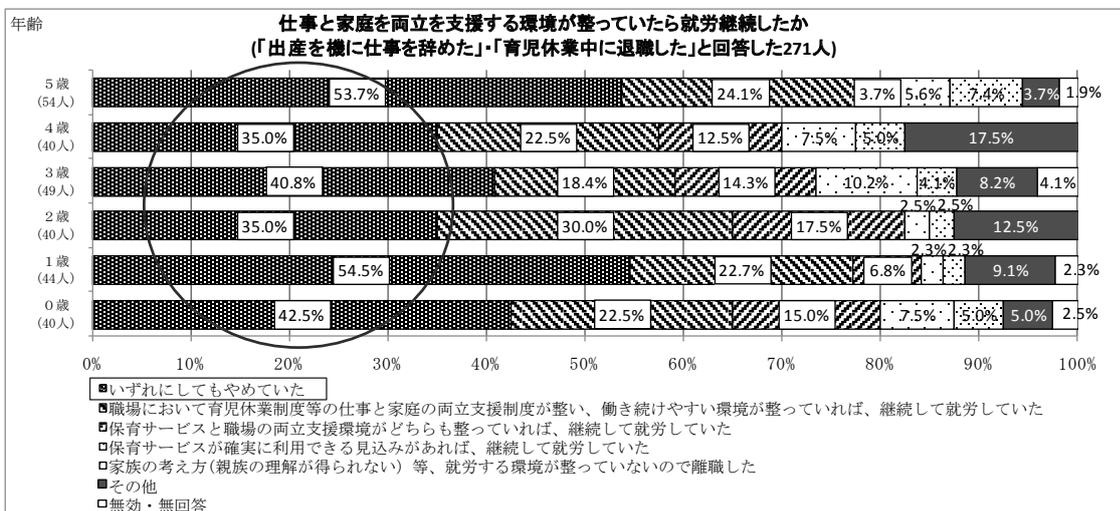


C-1：就労希望がありながら現在働いていない理由は何ですか。(もっとも近いもの1つに○)



※子どもが大きくなるに従い、働く母親は増えているものの、形態としてはパート・アルバイトとなっています。
 ※フルタイムへの転換は子どもが大きくなるに従い実現が難しくなっており、パート・アルバイトを続ける希望は全体として60%前後となっています。
 ※就労していない人が就労したいという思いは多くあるものの、一方で、子どもが大きくなると子育てや家事に専念したいという思いも多くなっています。
 ※就労希望がありながら現在働いていない理由としては、「働きながら子育てができる適当な仕事がない」が最も多く、2位は2歳までは「保育サービスの利用ができない」、3歳以上では「家族の考え方等就労環境が整っていない」となっています。

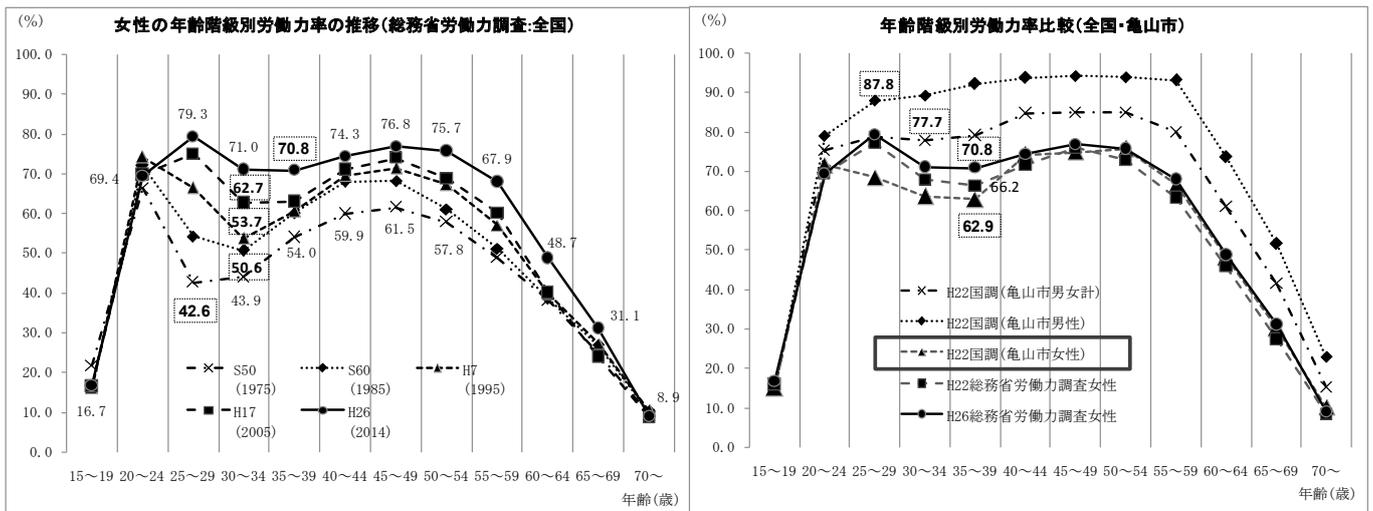
問：宛名のお子さんが生まれた時、「出産を機に仕事を辞めた」「育児休業中に退職した」方(母親)で、仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続しましたか。(もっとも近いものひとつに○)(資料⑤亀山市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査)



※「いずれにしてもやめていた」が全体で43.9%と最も多く、支援環境が整っていれば就労を継続していた理由として、「職場における育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援」23.2%、「保育サービス及び職場の両立支援」11.1%、「保育サービスの確実な利用」5.9%となっています。

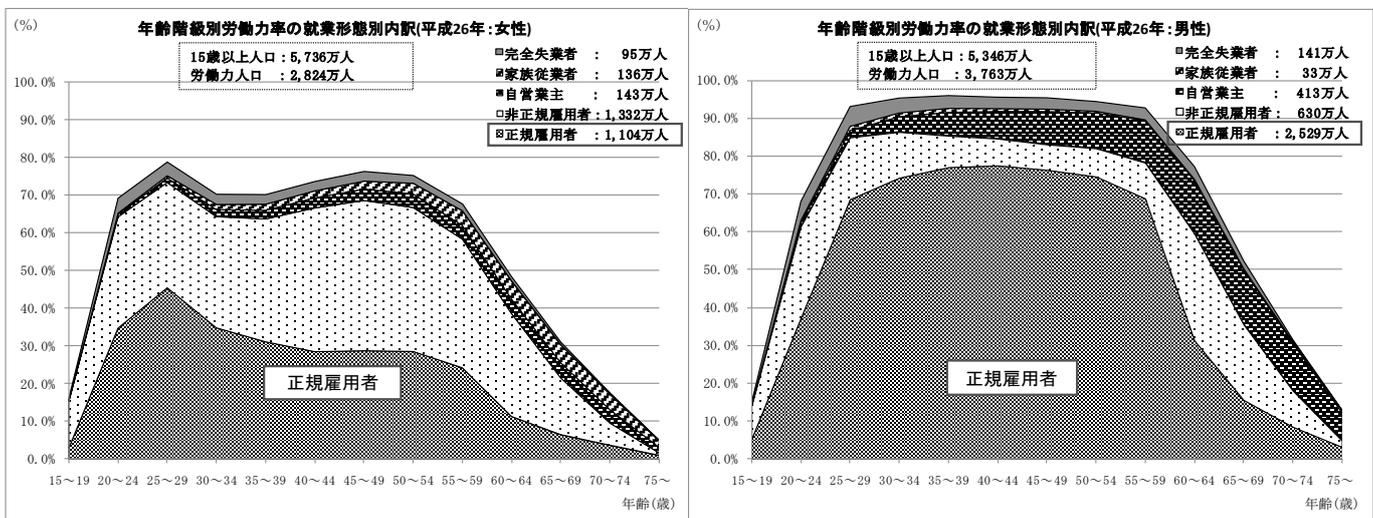
【図表】 36

＜女性の年齢階級別労働力率の推移（全国・亀山市）＞



※出典：総務省 労働力調査（基本集計）より抜粋して加工し、掲載しています。
 ※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
 ※正規雇用率は「正規の職員・従業員」と「役員」の合計。非正規雇用者は「非正規の職員・従業員」
 ※平成22年国勢調査産業等基本集計（総務省統計局）
 ※近年では、いわゆる「M字カーブ」は浅くなっており、カーブの落ち込み時期も高齢化しています。世界的にみると、女性のグラフにM字が残っているのは日本と韓国くらいです。
 なお、平成22年度国勢調査の女性労働力率で比較すると、本市の方が下回っています。

＜年齢階級別労働力率の就業形態別内訳（全国）男女別＞



※出典：総務省 労働力調査（基本集計）より抜粋して加工し、掲載しています。
 ※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
 ※正規雇用率は「正規の職員・従業員」と「役員」の合計。非正規雇用者は「非正規の職員・従業員」
 ※女性：もともと正規雇用者の割合が少なく、M字カーブの谷後も正規雇用が上がらない。
 男性：非正規雇用割合が増加している。（特に、若年層）

【図表】 37

問：あなたはこれまでに、配偶者や恋人等から暴力を受けた経験がありますか。次の中から1つ選んで○印をつけてください。（資料⑥亀山市男女共同参画調査）

回答者数 (738人)	女性 (403人)				男性 (333人)			
	全体	ある	ない	無回答	全体	ある	ない	無回答
	人数	割合(%)	割合(%)	割合(%)	人数	割合(%)	割合(%)	割合(%)
総数	403	15.4%	80.6%	4.0%	333	2.4%	94.3%	3.3%
18～29歳	31	9.7%	90.3%	0.0%	33	0.0%	93.9%	6.1%
30～39歳	63	17.5%	81.0%	1.6%	44	4.5%	95.5%	0.0%
40～49歳	54	18.5%	79.6%	1.9%	33	0.0%	100.0%	0.0%
50～59歳	63	12.7%	85.7%	1.6%	57	3.5%	96.5%	0.0%
60～69歳	98	20.4%	76.5%	3.1%	98	1.0%	96.9%	2.0%
70歳以上	93	10.8%	78.5%	10.8%	67	4.5%	85.1%	10.4%

※■の箇所は、男女それぞれ割合が多い年代の1、2位の箇所を示しています。

※女性の暴力経験は全体で15.4%、60歳代と40歳代で多くなっています。男性では全体で2.4%、30歳代及び70歳代以上で4.5%となっています。

＜男女間における暴力に関する調査報告書＞

平成27年3月27日、内閣府男女共同参画局が公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」から抜粋して加工し、掲載しています。この調査は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、平成11年度から、平成14年度、平成17年度、平成23年度、平成27年度と全国20歳以上の男女5,000人(平成17年度以前は4,500人)を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施しています。

問：あなたはこれまでに、あなたの配偶者からこれまで次のようなこと(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)をされたことがありますか。

	女性 (1,401人)				男性 (1,272人)			
	全体	あった	まったくない	無回答	全体	あった	まったくない	無回答
	人数	割合(%)	割合(%)	割合(%)	人数	割合(%)	割合(%)	割合(%)
総数	1,401	23.7%	72.1%	4.2%	1,272	16.6%	80.5%	2.9%
20～29歳	26	19.2%	80.8%	0.0%	21	23.8%	76.2%	0.0%
30～39歳	176	25.6%	73.3%	1.1%	135	18.5%	81.5%	0.0%
40～49歳	269	28.6%	69.5%	1.9%	235	17.9%	81.3%	0.9%
50～59歳	265	26.0%	71.3%	2.6%	220	24.1%	75.9%	0.0%
60歳以上	665	20.5%	72.8%	6.8%	661	13.0%	81.7%	5.3%

問：あなたは、交際相手から次のようなこと(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)をされたことがありますか。

	女性 (904人)				男性 (943人)			
	全体	あった	まったくない	無回答	全体	あった	まったくない	無回答
	人数	割合(%)	割合(%)	割合(%)	人数	割合(%)	割合(%)	割合(%)
総数	904	19.1%	78.0%	2.9%	943	10.6%	87.3%	2.1%
20～29歳	88	30.7%	65.9%	3.4%	90	13.3%	86.7%	0.0%
30～39歳	200	33.0%	65.0%	2.0%	183	19.7%	77.6%	2.7%
40～49歳	249	18.9%	78.7%	2.4%	233	10.7%	86.7%	2.6%
50～59歳	174	11.5%	85.6%	2.9%	188	8.0%	91.5%	0.5%
60歳以上	193	6.7%	89.1%	4.1%	249	4.8%	92.0%	3.2%

※■の箇所は、男女それぞれ割合が多い年代の1、2位の箇所を示しています。

※「あった」は「何度もあった」、「1、2度あった」の合計です。

※配偶者からの被害経験では、女性は全体で23.7%、40歳代と50歳代で多くなっています。男性では全体で16.6%、20歳代及び50歳代で20%を超えています。

※交際相手から被害の経験では、女性は全体で19.1%、20歳代と30歳代で多くなっています。男性では全体で10.6%、30歳代及び20歳代が多くなっています。

※本市の方が男女とも被害経験が少なく、特に男性では全国に比して大きく下回っています。

<ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について>

警察庁ホームページ「生活安全の確保」、平成27年3月27日「平成26年度中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」統計データから抜粋して加工し、掲載しています。

A. 配偶者からの暴力事案等の被害者の状況等（被害者の年齢・性別における推移）

	H22年		H23年		H24年		H25年		H26年	
	人数	割合%								
10歳代	457	1.3%	453	1.3%	655	1.5%	789	1.6%	1,206	2.0%
20歳代	7,035	20.8%	7,069	20.6%	9,019	20.5%	10,187	20.6%	13,294	22.5%
30歳代	11,670	34.5%	11,539	33.6%	14,383	32.7%	15,875	32.0%	18,122	30.7%
40歳代	8,095	23.9%	8,364	24.4%	10,999	25.0%	12,571	25.4%	14,475	24.5%
50歳代	3,210	9.5%	3,184	9.3%	3,990	9.1%	4,457	9.0%	5,523	9.3%
60歳代	2,275	6.7%	2,392	7.0%	3,008	6.8%	3,341	6.7%	3,666	6.2%
70歳以上	1,090	3.2%	1,310	3.8%	1,871	4.3%	2,294	4.6%	2,753	4.7%
年齢不詳	20	0.1%	18	0.1%	25	0.1%	19	0.0%	33	0.1%
合計	33,852	100.0%	34,329	100.0%	43,950	100.0%	49,533	100.0%	59,072	100.0%
男性	796	2.4%	1,146	3.3%	2,372	5.4%	3,281	6.6%	5,971	10.1%
女性	33,056	97.6%	33,183	96.7%	41,578	94.6%	46,252	93.4%	53,101	89.9%

※暴力事案の件数は、平成24年以降急増しており、被害者は30歳代が一番多くなっています。また、男性の被害者も増加し、平成26年では約1割となっています。

B. ストーカー事案の被害者の状況等（被害者の年齢・性別における推移）

	H22年		H23年		H24年		H25年		H26年	
	人数	割合%								
10歳代	1,264	8.0%	1,160	8.1%	1,781	9.2%	1,941	9.4%	2,102	9.4%
20歳代	5,754	36.3%	4,966	34.7%	6,756	34.7%	7,180	34.8%	8,042	35.9%
30歳代	4,748	29.9%	4,151	29.0%	5,373	27.6%	5,674	27.5%	5,940	26.5%
40歳代	2,622	16.5%	2,547	17.8%	3,488	17.9%	3,755	18.2%	4,041	18.0%
50歳代	946	6.0%	877	6.1%	1,306	6.7%	1,310	6.3%	1,487	6.6%
60歳代	381	2.4%	394	2.8%	554	2.8%	552	2.7%	569	2.5%
70歳以上	95	0.6%	96	0.7%	137	0.7%	164	0.8%	199	0.9%
年齢不詳	47	0.3%	112	0.8%	64	0.3%	80	0.4%	28	0.1%
密接関係者	319	-	315	-	461	-	433	-	415	-
合計	16,176	100.0%	14,618	100.0%	19,920	100.0%	21,089	100.0%	22,823	100.0%
男性	1,645	10.2%	1,506	10.3%	2,518	12.6%	2,036	9.7%	2,432	10.7%
女性	14,531	89.8%	13,112	89.7%	17,402	87.4%	19,053	90.3%	20,391	89.3%

※ストーカー事案の件数は、年々増加しており、被害者は20歳代が一番多くなっています。また、男性の被害者も増加傾向にあり、約1割となっています。

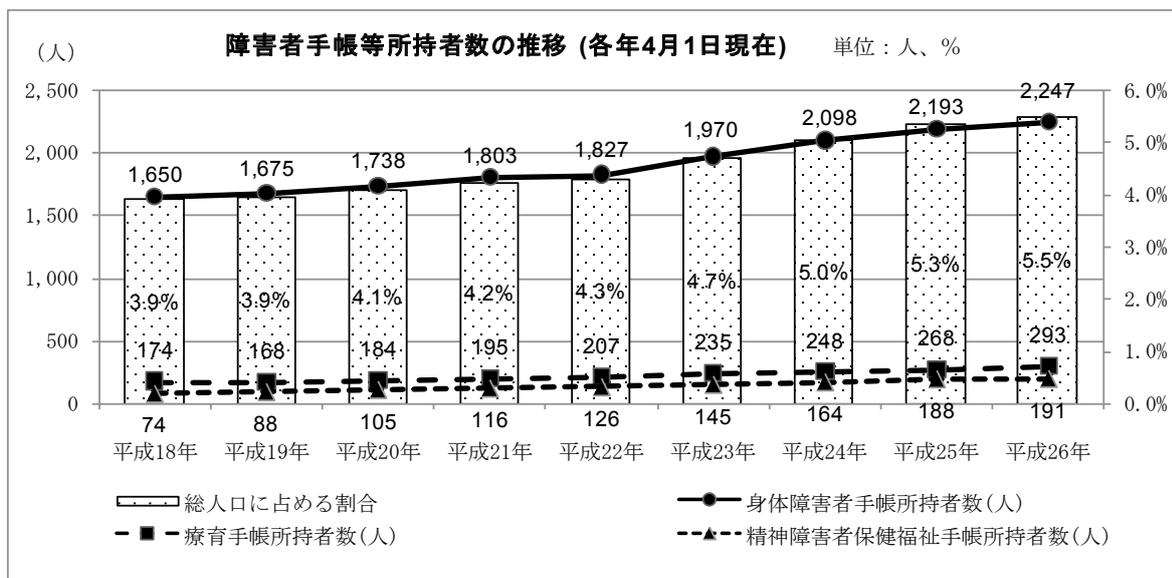
<本市の女性相談の推移>

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
相談実人数	122	139	177	167	184	199
相談延べ人数	435	580	874	837	907	1,275
うち夫等からの暴力	259	163	221	133	166	192

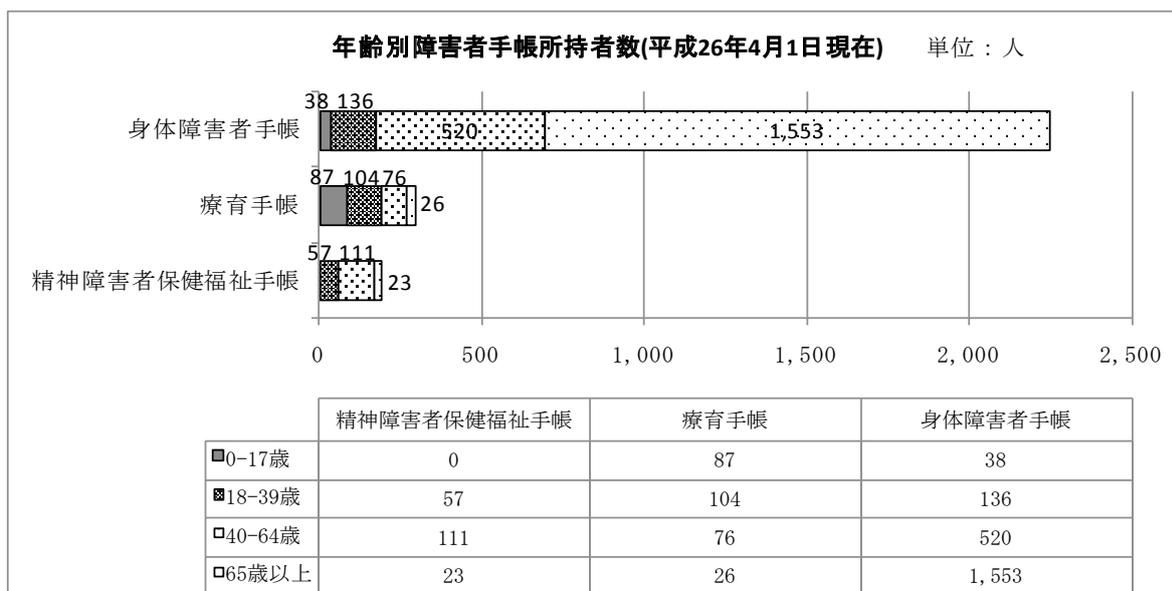
※資料：子ども総合センター子ども支援室

【図表】 38

＜本市の障害者手帳所持者数の推移＞



＜年齢別障害者手帳所持者数＞



※資料：高齢障がい支援室

※障害者手帳所持者数は、高齢化に伴う視力や聴力を始め身体機能の衰えなどにより年々増加しています。年齢別では、65歳以上の身体障害者手帳所持者が全体の56.9%を占めています。

なお、発達障がいのある児童生徒数は把握できていませんが、2012年12月5日の文部科学省の報告では、発達障がいの可能性のある小・中学生は6.5%とされています。

また、超高齢社会の進行により、視力や聴力をはじめ身体機能の衰えなどにより、障がいのある人がますます増えていくと考えられます。

※この基本方針では、法律名や条約名、その他固有名称等において使用されている場合は「障害」又は「障害者」と表記していますが、一般用語として使用する場合は「障がい」又は「障がい者」と表記しています。

【図表】 39

問：障がいのある人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つまで) (資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18～29 歳74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
就労する機会がないこと	42.8%	32.4%	39.3%	46.8%	49.6%	46.4%	39.6%
就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること	39.1%	43.2%	43.8%	33.0%	42.9%	44.4%	31.2%
交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること	31.6%	33.8%	32.6%	41.5%	35.3%	32.7%	20.8%
じろじろと見られたり、避けられたりすること	29.9%	33.8%	42.7%	23.4%	34.5%	28.8%	22.7%
結婚について周囲が反対すること	24.8%	18.9%	27.0%	22.3%	27.7%	24.2%	27.3%
障がいのある人だからという理由で、意見や行動が尊重されないこと	17.1%	29.7%	23.6%	11.7%	13.4%	15.7%	15.6%
アパートなどの住宅への入居が困難なこと	9.7%	6.8%	12.4%	14.9%	14.3%	9.2%	3.9%
病院や福祉施設で不当な扱いや虐待があること	8.8%	13.5%	9.0%	11.7%	7.6%	9.2%	5.8%
その他	0.6%	1.4%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%
わからない	9.1%	8.1%	4.5%	9.6%	6.7%	7.8%	14.9%
無回答	6.7%	2.7%	1.1%	3.2%	5.0%	4.6%	14.9%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※全体の意識と各年代間を比べると、例えばバリアフリーに関しては70歳以上の方が他の年代に比べて少ないなど、各々の項目について人権問題意識が異なります。

※質問項目の違いがありますが、内閣府調査に対して「じろじろと見られたり、避けられたりすること」、「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」の項目で本市の割合が少なくなっています。

問：障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(資料③内閣府人権意識調査)

内閣府調査：複数選択 (回答者数1,864人)	全体	20歳代 151人	30歳代 248人	40歳代 324人	50歳代 315人	60歳代 417人	70歳～ 409人
就職・職場で不利な扱いを受けること	47.0%	49.0%	49.2%	58.6%	56.5%	45.8%	29.6%
じろじろ見られたり、避けられたりすること	44.7%	57.6%	53.6%	55.9%	52.4%	36.0%	28.9%
差別的な言動をされること	39.8%	59.6%	49.6%	52.2%	44.1%	30.0%	23.2%
職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	35.5%	52.3%	41.5%	45.7%	36.8%	27.3%	24.9%
結婚問題で周囲の反対を受けること	26.8%	25.2%	29.0%	33.0%	33.0%	26.4%	16.9%
アパート等への入居を拒否されること	17.6%	12.6%	19.4%	22.2%	24.4%	14.1%	13.0%
スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	16.0%	18.5%	14.9%	17.0%	23.5%	14.9%	10.3%
悪徳商法の被害が多いこと	12.2%	14.6%	16.1%	12.3%	14.9%	6.5%	12.7%
宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	12.0%	13.2%	13.3%	14.8%	15.9%	11.0%	6.6%
その他	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
特になし	10.8%	2.0%	6.5%	5.2%	7.3%	12.5%	22.0%
わからない	6.2%	0.7%	2.8%	0.9%	3.2%	9.1%	13.7%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※全体の意識と各年代間を比べると、60歳以上の方は総じて問題意識は少なく、若い年代では強く問題意識を捉えていることがうかがえます。

【図表】 40

問：H26.8 調査で障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあると回答した 272 人（全体は 843 人）にどのような場面で差別や偏見を感じたか（複数回答）
（資料⑦亀山市障がい福祉計画調査）

障がい者調査：複数選択 （回答者数843人中「ある」と回答272人）	全体	18歳未 満30人	18～29 歳16人	30歳代 23人	40歳代 27人	50歳代 32人	60歳代 56人	70歳～ 84人
地域での交流	25.7%	43.3%	0.0%	30.4%	18.5%	18.8%	32.1%	25.0%
学校関係	19.1%	73.3%	68.8%	39.1%	11.1%	6.3%	5.4%	2.4%
職場の中で	19.1%	0.0%	18.8%	30.4%	48.1%	43.8%	14.3%	8.3%
就職のとき	11.0%	3.3%	0.0%	34.8%	22.2%	18.8%	10.7%	2.4%
公共交通機関を利用したとき	18.4%	16.7%	6.3%	26.1%	14.8%	15.6%	19.6%	19.0%
各種行事に参加したとき	17.3%	20.0%	12.5%	34.8%	3.7%	9.4%	19.6%	19.0%
家族・親族関係	16.5%	10.0%	18.8%	13.0%	7.4%	15.6%	23.2%	17.9%
公共施設を利用したとき	16.2%	23.3%	6.3%	17.4%	14.8%	9.4%	17.9%	17.9%
保健・医療機関	15.4%	20.0%	12.5%	26.1%	3.7%	9.4%	19.6%	15.5%
商店・観光施設を利用したとき	15.1%	16.7%	12.5%	26.1%	7.4%	9.4%	26.8%	8.3%
官公庁の窓口など	8.1%	6.7%	0.0%	8.7%	7.4%	3.1%	12.5%	9.5%
結婚のとき	2.6%	0.0%	6.3%	13.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%
賃貸住宅の契約時など	2.2%	0.0%	6.3%	4.3%	3.7%	0.0%	5.4%	0.0%
その他	8.1%	6.7%	6.3%	4.3%	11.1%	9.4%	12.5%	6.0%
特に経験はない	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	7.1%

※■の箇所は、各年代の上位 2 位までを示しています。比較しやすいよう、「就職のとき」は「職場の中で」の次に記載しました。

※全体結果は人口が多い高齢者の思いが影響しており、各年代の障がい当事者の感じ方は大きく異なります。この調査では、本市調査で一番多い就労関係より地域での交流が 1 番となっていますが、18～29 歳までの回答数が 16 人であることや 18 歳未満では親の考え方も影響しているように推測されます。

問：H23.9 調査 障がいへの差別や偏見をどの場面で感じたことがあるか（複数回答）
（資料⑧亀山市障がい福祉計画調査）との比較

	H23.9調査 回答者数全体 1,152人	H26.8調査843人中「あ る」と回答した33.5% の方のうち272人	H26.8調査 全体843人で 再計算
地域での交流		7.7%	25.7%
学校関係		3.0%	19.1%
職場の中で		5.0%	19.1%
就職のとき		4.9%	11.0%
公共交通機関を利用したとき		6.3%	18.4%
各種行事に参加したとき		5.3%	17.3%
家族・親族関係		4.4%	16.5%
公共施設を利用したとき		3.9%	16.2%
保健・医療機関		5.2%	15.4%
商店・観光施設を利用したとき		3.9%	15.1%
官公庁の窓口など		2.6%	8.1%
結婚のとき		1.4%	2.6%
賃貸住宅の契約時など		1.1%	2.2%
その他		2.4%	8.1%
特に経験はない		41.4%	2.6%
無回答		29.8%	-

※平成 23 年と平成 26 年の調査では調査方法に違いがあるため、比較できるよう再計算しました。差別や偏見の実際の経験では、両調査とも「特に経験はない」が一番多くなっており、続いて「地域での交流」となっています。

<本市の障がい者相談の推移>

A. 相談者の実人員の推移

単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
障がい者	150	100	98	115
障がい児	28	23	19	22
計	178	123	117	137

B. 相談内容の推移

単位：件数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
福祉サービスの利用等に関する支援	553	763	864	668
不安の解消・情緒安定に関する支援	676	720	559	422
健康・医療に関する支援	267	235	210	190
家族関係・人間関係に関する支援	93	132	145	164
障がいや病状の理解に関する支援	96	115	247	156
就労に関する支援	292	161	77	74
生活技術に関する支援	68	63	52	74
保育・教育に関する支援	23	47	62	67
社会参加・余暇活動に関する支援	203	172	46	43
家計・経済に関する支援	38	46	35	35
権利擁護に関する支援	5	2	3	1
その他	277	201	132	197
計	2,591	2,657	2,432	2,091

※資料：高齢障がい支援室

※障害者総合支援センター「あい」の相談実績です。計画相談支援の利用が障がい福祉サービスとして始まったため、全体件数は減っていますが、家族関係や障がいに対する理解などの相談が増えている状況です。平成25年度の実績では、身体障がい者676人、知的障がい者627人、精神障がい者1,065人、重複障がい者64人で、精神障がい者からの相談が多くなっています。

【図表】 41

問：外出の際に困ったり、不便を感じることはありますか（複数回答）

（資料⑦亀山市障がい福祉計画調査）

障がい区分別回答割合(%) 複数回答（回答者数812人 障がい区分別：重複あり）	身体障がい	知的障がい	精神障がい
	684人	93人	44人
道路、建物の段差や電車、バスなど乗り降りがたいへん	21.8%	9.7%	4.5%
障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である	20.3%	8.6%	4.5%
障がい者用トイレが少ない	17.0%	16.1%	9.1%
気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)	12.1%	10.8%	11.4%
付き添ってくれる人がいない	6.9%	10.8%	15.9%
通路上に自転車や看板などの障がい物があって通りにくい	5.1%	2.2%	-
必要ときに、まわりの人が手助け・配慮がたりない	5.1%	19.4%	2.3%
商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい	3.7%	19.4%	2.3%
その他	5.1%	7.5%	13.6%
特に困ったり不便を感じることはない	39.8%	39.8%	47.7%
ほとんど外出しないのでわからない	6.6%	2.2%	9.1%

※障がい区分別の結果について表しています。■の箇所は、上位2位までを示しています。

※障がい区分に関わらず「特に困ったり不便を感じることはない」が1位で、他の項目では、障がい区分により、異なります。

【図表】 42

問：あなたは、ふだんどのようにして過ごしていますか。(複数回答)
(資料⑦亀山市障がい福祉計画調査)

年齢別回答割合(%) 複数回答 (回答者数729人のうち18歳～59歳：172人)	18～30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代
	29人	35人	40人	68人
自宅で過ごしている	24.1%	40.0%	32.5%	47.1%
就労継続支援A型事業所・B型事業所に通っている	31.0%	22.9%	20.0%	5.9%
正規の社員・従業員として働いている(自営業を含む)	13.8%	20.0%	22.5%	33.8%
パート・アルバイトとして働いている(家業手伝いを含む)	13.8%	14.3%	22.5%	7.4%
学校や幼稚園・保育所に通っている	10.3%	-	2.5%	-
デイサービスセンターや医療機関などで定期的に訓練・介護(入浴等)を受けている	3.4%	11.4%	5.0%	8.8%
医療機関や福祉施設などに入院・入所している	10.3%	5.7%	5.0%	7.4%
その他	10.3%	11.4%	7.5%	5.9%

問：障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(主なもの3つまで)(資料⑦亀山市障がい福祉計画調査)

年齢別回答割合(%) 複数回答 (回答者数661人のうち18歳～59歳：170人)	18～30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代
	28人	36人	41人	65人
事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること	53.6%	52.8%	53.7%	66.2%
自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること	35.7%	52.8%	63.4%	36.9%
障がいのある人に適した仕事が開発されること	46.4%	41.7%	26.8%	33.8%
就職後も人間関係や仕事に関する相談を継続して行えること	21.4%	33.3%	26.8%	35.4%
職場の施設や設備が障がいのある人にも利用できるように配慮されていること	25.0%	27.8%	22.0%	30.8%
職業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること	25.0%	11.1%	17.1%	21.5%
介助者や、同じような障がいのある仲間といっしょに働けること	32.1%	5.6%	14.6%	16.9%
ジョブコーチなど職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	17.9%	13.9%	4.9%	7.7%
その他	-	8.3%	2.4%	-
わからない	7.1%	5.6%	9.8%	4.6%

※年代別の結果について表しています。■の箇所は、上位1位を示しています。

※30歳未満では、福祉の事業所への通所が約30%、他の年代では普段自宅で過ごしている人が多くなっています。

※各年代により意見は若干異なるものの、障がいに対する理解を求めていることがうかがえます。

【図表】 43

＜障がい者の雇用の状況＞

平成 26 年 11 月 26 日に、厚生労働省が公表した「平成 26 年障害者雇用の状況」から抜粋して加工し、掲載しています。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障がい者を雇うことを義務づけています。同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用状況について、障がい者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、集計された結果です。

A. 障がい者実雇用率の推移

単位：％

		法定雇用率	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
民間企業	全国	2.0	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82
	三重県	2.0	1.50	1.51	1.57	1.60	1.79
公的機関	国の機関	2.3	2.29	2.24	2.31	2.44	2.44
	都道府県の機関(全国)	2.3	2.50	2.39	2.43	2.52	2.57
	三重県(知事部局、病院事業庁、企業庁、議会事務)	2.3	2.65	2.28	2.30	2.53	2.65
	市町村の機関(全国)	2.3	2.40	2.23	2.25	2.34	2.38
	市町村の機関(三重県)	2.3	2.22	1.96	2.09	2.22	2.35
	亀山市	2.3	2.35	2.63	2.63	2.69	2.40
	三重県教育委員会	2.2	1.84	1.74	1.94	2.07	2.28
	市町村教育委員会(三重県)	2.2	2.21	1.96	2.06	2.07	2.36
	亀山市教育委員会	2.2	1.75	1.82	1.79	1.79	1.79

B. 法定雇用率未達成企業の状況

単位：％

		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
民間企業	全国	47.0	45.3	46.8	42.7	44.7
	三重県	49.8	49.4	50.2	46.4	52.2

※亀山市：人事情報室、教育総務室

※各年6月1日現在

※雇用義務のある企業（平成 24 年までは 56 人以上規模、平成 25 年は 50 人以上規模の企業）についての集計です。

※法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定

（民間 1.8%→2.0%、国・地方公共団体 2.1%→2.3%、都道府県等教育委員会 2.0%→2.2%）

※平成 26 年の結果では、低迷が続いていた三重県の民間企業実雇用率は 1.79%と昨年全国 47 位から 33 位に上昇しました。

※本市においては、教育委員会が法定雇用率を下回っています。

【図表】 44

<障がい者虐待について>

平成 26 年 11 月 25 日に、厚生労働省が公表した平成 25 年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく調査結果報告書から一部抜粋して加工し、掲載しています。(厚生労働省が全国 1,742 市区町村及び 47 都道府県を対象に行ったアンケート調査結果)

A. 虐待件数

	養護者によるもの		障害者福祉施設従事者等によるもの		使用者によるもの
	相談・通報・受付等件数	虐待認定件数	相談・通報・受付等件数	虐待認定件数	相談・通報・受付等件数
国	4,635	1,764	1,860	263	628
三重県	82	24	33	5	19
亀山市	1	1	0	0	0

B. 虐待種別認定件数：養護者及び障がい者福祉施設従事者等によるもの（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
国	1,264	129	678	345	467	2,883
三重県	21	2	6	2	4	35
亀山市	1	0	0	0	0	1

※亀山市：高齢障がい支援室

※障害者虐待防止法は平成 24 年 10 月 1 日から施行しており、前年比較はできませんが、全国ベースでは施設従事者による虐待件数が、高齢者虐待を上回っています。

平成 26 年 7 月 18 日に、厚生労働省が公表した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、平成 25 年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果から一部抜粋して加工し、掲載しています。(厚生労働省が都道府県からの報告、労働局等への相談、その他労働局等の把握)

A. 虐待の通報・届出があった事業所等

	通報・届出の事業所数	うち虐待が認められた事業所数
都道府県からの報告(※1)	117	31
労働局等への相談(※2)	504	100
その他労働局等の把握(※3)	154	122
合計(事業所)	775	253
被虐待者数(人)	998	393

※1：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第 24 条に基づき都道府県から都道府県労働局に報告があったもの

※2：直接、都道府県労働局、労働基準監督署または公共職業安定所に被虐待者、家族、同僚等から、情報提供や相談があったもの

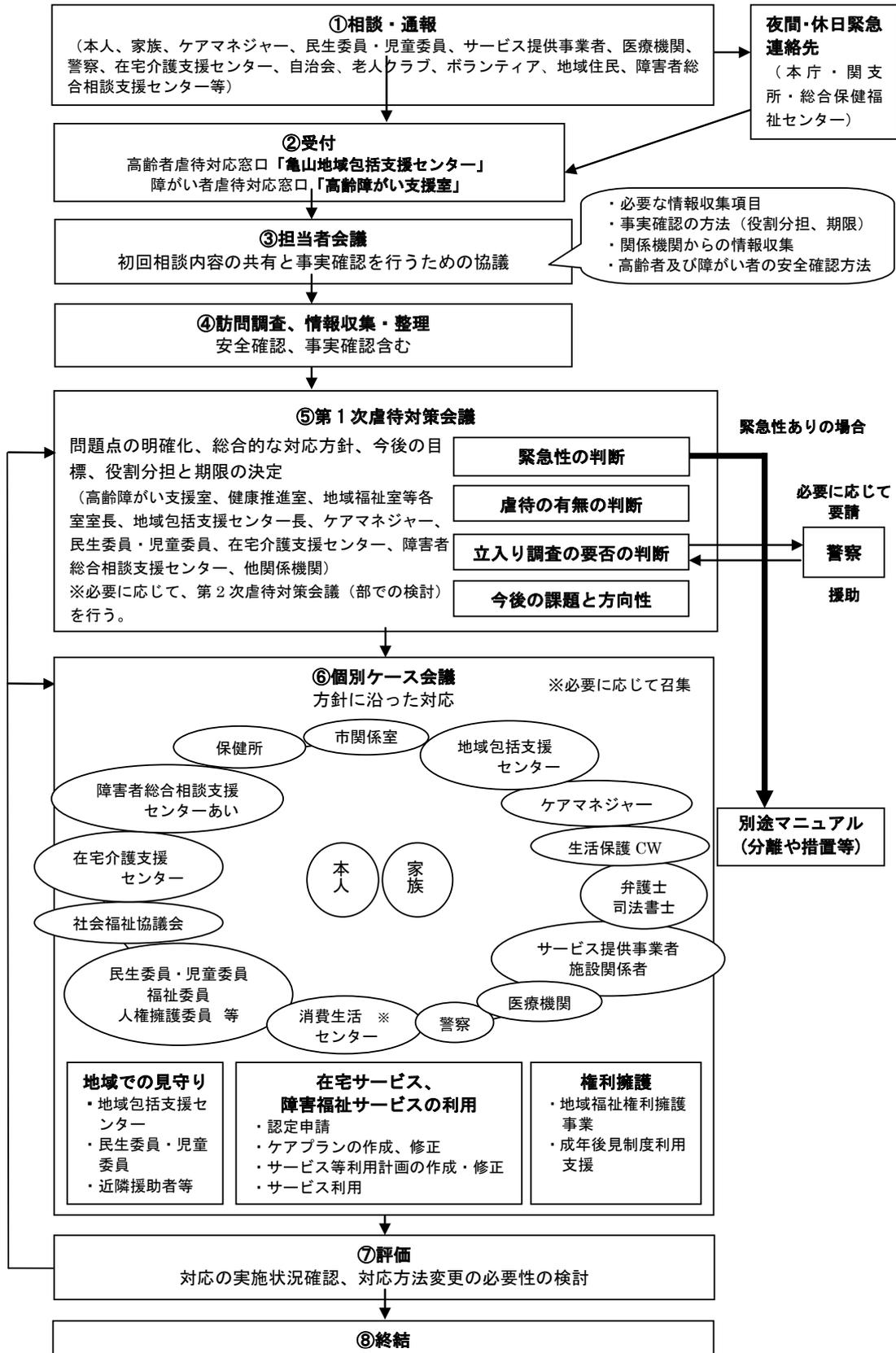
※3：1、2以外で労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問等において、把握したもの

B. 虐待の種別及び人数（重複有り）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等	経済的虐待	合計
通報・届出の対象となった障がい者数	136	27	369	71	619	1,222
虐待を受けていた障がい者数	27	7	47	5	345	431

※高齢者と異なり、障がい者を雇用する事業主や職場の上司などのいわゆる「使用者」による障がい者への虐待も法の対象となります。虐待が認められた事業所としては、253 事業所のうち、製造業が 106 事業所 41.9%、医療・福祉が 42 事業所 16.6%となっています。

<亀山市高齢者・障がい者虐待対応フロー図>



※高齢障がい支援室「高齢者、障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアル」から抜粋

【図表】 45

＜本市の年齢別人口・高齢化率の推移及び推計＞

単位：人

総数	実績値←				→推計値			
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
0～19歳	9,291	9,369	9,363	9,399	9,422	9,436	9,441	9,273
20～39歳	12,805	12,705	12,295	11,965	11,639	11,340	10,532	9,526
40～64歳	16,206	16,117	16,102	16,014	15,994	15,986	15,945	15,887
65～74歳	5,496	5,871	6,236	6,406	6,505	6,521	6,585	5,735
75～84歳	4,102	4,056	4,005	4,039	4,039	4,087	4,281	5,142
85歳以上	1,753	1,899	1,991	2,047	2,124	2,187	2,229	2,252
65歳以上計	11,351	11,826	12,232	12,492	12,668	12,795	13,095	13,129
高齢化率	22.9%	23.6%	24.5%	25.0%	25.5%	25.8%	26.7%	27.5%
75歳以上計	5,855	5,955	5,996	6,086	6,163	6,274	6,510	7,394
75歳以上比率	11.8%	11.9%	12.0%	12.2%	12.4%	12.7%	13.3%	15.5%
全年齢計	49,653	50,017	49,992	49,870	49,723	49,557	49,013	47,815

※本市の人口は、平成26年10月1日現在49,992人であり、老年人口（65歳以上）が総人口に占める割合（高齢化率）は**24.5%**となっています。亀山市高齢者福祉計画における平成37年の推計値では、高齢化率は**27.5%**に上昇する見込みとなっています。

※資料⑨亀山市高齢者福祉計画（出典：鈴鹿亀山地区広域連合）以下この項同じ

＜本市の要介護度別認定者数の推移及び推計（第1号被保険者分）＞

単位：人

総数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
要支援1	242	243	268	294	318	345	375	396
要支援2	284	306	310	312	313	321	346	374
要介護1	407	430	447	465	499	542	589	628
要介護2	347	355	388	422	461	502	571	605
要介護3	292	315	331	346	365	393	427	433
要介護4	267	284	280	275	270	280	300	315
要介護5	236	237	242	246	257	267	283	280
要支援	526	549	578	606	631	666	721	770
要介護	1,549	1,621	1,688	1,754	1,852	1,984	2,170	2,261
認定者計	2,075	2,170	2,266	2,360	2,483	2,650	2,891	3,031
認定率	18.3%	18.3%	18.5%	18.9%	19.6%	20.7%	22.1%	23.1%
高齢者計	11,351	11,826	12,232	12,492	12,668	12,795	13,095	13,129

※本市における平成26年10月1日現在の介護保険第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は65歳以上の人口の**18.5%**に当り、亀山市高齢者福祉計画における平成37年の推計値では、認定率は**23.1%**に上昇する見込みとなっています。

＜本市の認知症を有する被保険者数（平成26年9月末現在）＞

単位：人

	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
意見書	68	56	290	266	240	243	246	1,409
調査票	29	56	346	302	282	266	249	1,530

※介護保険制度の要介護認定の際に用いられる高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表す認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数は、医師の意見書では1,409人、（介護認定調査員の調査票では1,530人）で、65歳以上の**11.5%（12.5%）**にあたります。

【図表】 46

問：高齢者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。(〇は3つまで)
(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18～29 歳74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
詐欺や悪徳商法の被害が多いこと	43.2%	35.1%	47.2%	50.0%	42.9%	47.7%	37.0%
高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにする こと	35.8%	31.1%	34.8%	29.8%	42.9%	35.9%	37.7%
仕事に就くことができないために経済的な 自立が難しいこと	33.2%	33.8%	37.1%	36.2%	31.9%	39.2%	24.7%
就職差別などにより働ける能力を発揮する 機会が少ないこと	27.8%	24.3%	29.2%	26.6%	35.3%	33.3%	18.8%
家族や介護者から身体的、心理的等の虐待 があること	21.6%	28.4%	30.3%	12.8%	26.9%	22.2%	14.9%
病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心 理的等の虐待があること	20.9%	28.4%	29.2%	23.4%	21.8%	18.3%	13.6%
高齢者の意見や行動が尊重されないこと	18.7%	8.1%	11.2%	13.8%	18.5%	18.3%	32.5%
その他	1.6%	1.4%	1.1%	2.1%	1.7%	1.3%	1.9%
わからない	8.3%	12.2%	6.7%	6.4%	5.0%	7.2%	11.7%
無回答	4.6%	5.4%	3.4%	2.1%	0.8%	4.6%	8.4%

※■の箇所は、各年代間で意識の差が大きい箇所を示しています。

※18歳から70歳までの問題意識としては、詐欺や悪徳商法、高齢者を疎むといった意見が多くなっていますが、70歳以上では高齢者が尊重されないという意見が他の年代に比べて多くなっているほか、他の項目についても他の年代とは意見が異なっていることがうかがえます。

※質問項目の違いがありますが、内閣府調査に対して全体として少なく、そのうち「詐欺や悪徳商法の被害」、「就労関係」、「施設等での虐待」の項目で若干本市の割合が少なくなっています。

問：高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつかもあげてください。(資料③内閣府人権意識調査)

内閣府調査：複数選択 (回答者数1,864人)	全体	20歳代 151人	30歳代 248人	40歳代 324人	50歳代 315人	60歳代 417人	70歳～ 409人
悪徳商法の被害が多いこと	50.6%	48.3%	56.9%	62.0%	58.1%	43.9%	39.9%
経済的に自立が困難なこと	40.6%	39.7%	44.0%	47.8%	47.6%	39.3%	29.1%
働く能力を発揮する機会が少ないこと	39.3%	31.1%	33.5%	48.1%	45.1%	43.9%	29.6%
高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにさ れること	31.0%	37.1%	36.3%	34.3%	37.8%	30.2%	18.6%
病院での看護や養護施設において劣悪な処 遇や虐待を受けること	30.0%	35.1%	37.5%	41.0%	34.3%	25.2%	16.4%
家庭内での看護や介護において嫌がらせや 虐待を受けること	24.6%	39.7%	35.1%	30.9%	22.9%	19.2%	14.4%
高齢者の意見や行動が尊重されないこと	18.2%	17.9%	14.5%	14.8%	21.0%	19.9%	19.3%
アパート等への入居を拒否されること	15.7%	13.2%	16.1%	21.3%	22.2%	12.9%	9.8%
差別的な言動をされること	11.9%	15.2%	9.3%	14.5%	15.6%	11.5%	7.8%
その他	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.2%	0.7%
特になし	8.1%	1.3%	4.0%	3.1%	6.7%	9.1%	17.1%
わからない	2.3%	0.7%	1.2%	0.3%	0.6%	2.6%	5.9%

※■の箇所は、各年代間で意識の差が大きい箇所を示しています。

※70歳以上の高齢者の問題意識は各項目とも少なく、特になしという意見も多く年代間と意見に相違があり、60歳代においても虐待や消費者被害など各年代間より問題意識が少なくなっています。

【図表】 47

＜消費者被害の状況＞

A. 全国の消費生活センターに寄せられた消費者被害相談件数の推移
契約当事者が70歳以上の年度別相談件数と割合（H26年5月末までの登録分）

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
年度別総件数	1,919,674	1,303,588	1,113,145	1,050,826	950,502	902,213	896,971	883,794	860,427	935,224
70歳以上件数	129,392	139,685	135,014	109,166	115,521	122,432	138,725	148,737	162,665	208,926
70歳以上/全件	6.7%	10.7%	12.1%	10.4%	12.2%	13.6%	15.5%	16.8%	18.9%	22.3%

契約当事者70歳以上の相談(販売・手口別)208,926件のうち上位10位まで

販売方法・手口	件数	総相談件数に占める割合
1. 電話勧誘販売	51,420	24.6%
2. 家庭訪問	25,830	12.4%
3. 劇場型勧誘	12,632	6.0%
4. 代引配達	12,555	6.0%
5. 利殖商法	11,856	5.7%
6. インターネット通販	7,951	3.8%
7. 被害にあった人を勧誘(二次被害)	6,645	3.2%
8. かたり商法(身分詐称)	6,177	3.0%
9. 次々販売	5,233	2.5%
10. ネガティブ・オプション(送りつけ商法)	4,957	2.4%

※出典：独立行政法人国民生活センターホームページから一部抜粋して加工し、掲載しています。
 ※高齢者の消費者被害に関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられており、契約当事者が70歳以上の年度別相談件数は、平成16年度に10万件を超え、平成25年度では約21万件で、相談全体の約22%を占めています。
 また、平成25年度の契約当事者70歳以上の相談(208,926件)を販売方法・手口別にみると、電話勧誘相談が一番多くなっています。

B. H25年度うち鈴鹿亀山消費生活センター分

	2市計	亀山市	鈴鹿市
H25年度総件数	1,368	219	1,149
70歳以上件数	329		
70歳以上/全件	24.0%		

※出典：鈴鹿亀山消費生活センターホームページから一部抜粋して加工し、掲載しています。
 ※平成25年度の鈴鹿亀山消費生活センターの相談件数では、70歳以上の相談件数が全体の24%で、全体の相談件数の上位では、架空請求209件、住宅リフォーム・新築トラブル78件、送りつけ商法77件、融資サービス(サラ金・ヤミ金)相談74件となっています。
 (亀山市の相談件数：219件)

C. H25年度うち三重県消費生活センター分

	三重県全体	うち亀山市
H25年度総件数	4,330	
うち苦情相談件数	4,095	62
うち70歳以上件数	749	
70歳以上/苦情相談件数	18.3%	

※出典：三重県消費生活センターホームページから一部抜粋して加工し、掲載しています。
 ※平成25年度の三重県消費生活センターの相談件数では、70歳以上の相談件数のうち苦情相談件数が全体の18.3%となっています。相談件数は、センターの所在地である津市が一番多く、亀山市の苦情相談件数は62件です。

【図表】 48

＜認知症について＞

問：認知症は、単なる物忘れとは異なり、アルツハイマー病や脳血管障害などが主な原因となって引き起こされます。あなたは認知症について、どの程度知っていますか。(○は1つ)

(資料◎亀山市高齢者福祉計画 出典：鈴鹿亀山地区広域連合) 以下、この項同じ

よく知っているA	まあまあ知っているB	A+B	あまり知らない	まったく知らない
20.8%	58.5%	79.2%	18.1%	2.7%

問：将来、ご自身やご家族が認知症のなる恐れがあることに対して、不安がありますか。(○は1つ)

おおいに不安があるA	やや不安があるB	A+B	あまり不安はない	不安はない
47.0%	38.9%	85.9%	9.6%	4.5%

※認知症に関しては、79.2%に高齢者が知っており、認知症に関する不安感も85.9%と高くなっています。

【図表】 49

＜高齢者虐待について＞

平成27年2月6日に、厚生労働省が公表した平成25年度「高齢者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく調査結果報告書から一部抜粋して加工し、掲載しています。(厚生労働省が全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に行ったアンケート調査結果)

A. 虐待件数

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
国	962	221	25,310	15,731
三重県	7	2	419	263
亀山市	1	1	12	11

B. 虐待の種別：養介護施設従事者及び養護者によるもの（重複あり）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
国	10,791	3,669	6,891	102	3,517	24,970
三重県	187	49	106	0	61	403
亀山市	7	3	4	0	2	16

※亀山市：高齢障がい支援室

※全国的には、相談・通報件数は平成24年度に比べて7.1%増加しています。本市においても昨年に比べて増加しています。

【図表】 50

＜高齢者の生きがいや社会参加＞

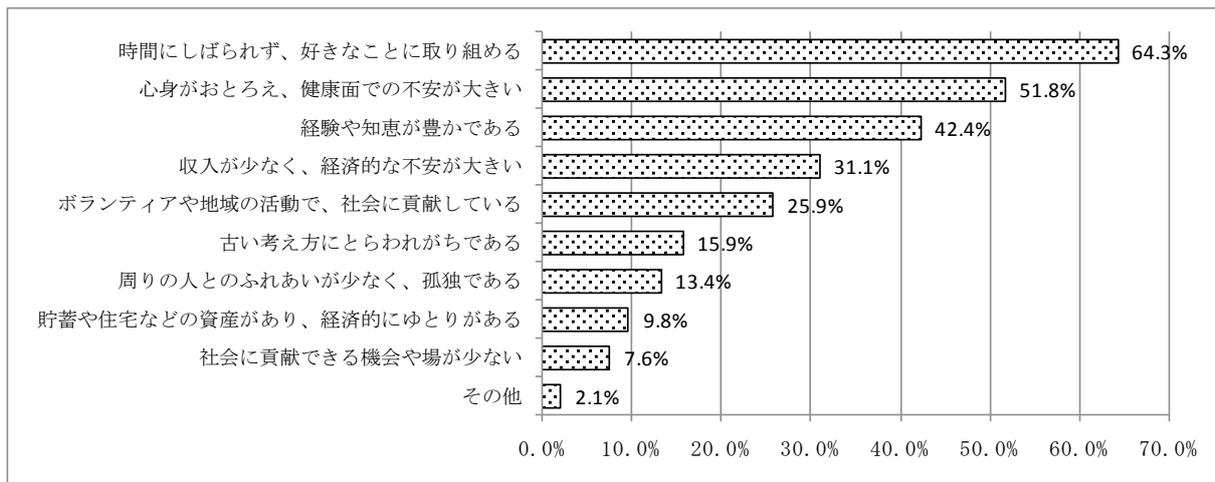
問：あなたは、現在、どんな仕事をしていますか。(○はひとつだけ)

(資料◎亀山市高齢者福祉計画 出典：鈴鹿亀山地区広域連合) 以下、この項同じ

	全体	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
農業をしている	20.1%	12.9%	20.2%	27.4%	32.0%	26.9%
勤めに出ている	9.8%	19.4%	10.6%	1.6%	2.0%	0.0%
自営業をしている	8.0%	14.0%	10.6%	8.1%	4.0%	0.0%
シルバー人材センターの仕事をしている	2.7%	3.2%	1.1%	4.8%	0.0%	0.0%
自宅で内職をしている	0.6%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	8.9%	6.5%	3.2%	14.5%	14.0%	11.5%
仕事はしていない	50.0%	44.1%	53.2%	43.5%	48.0%	61.5%

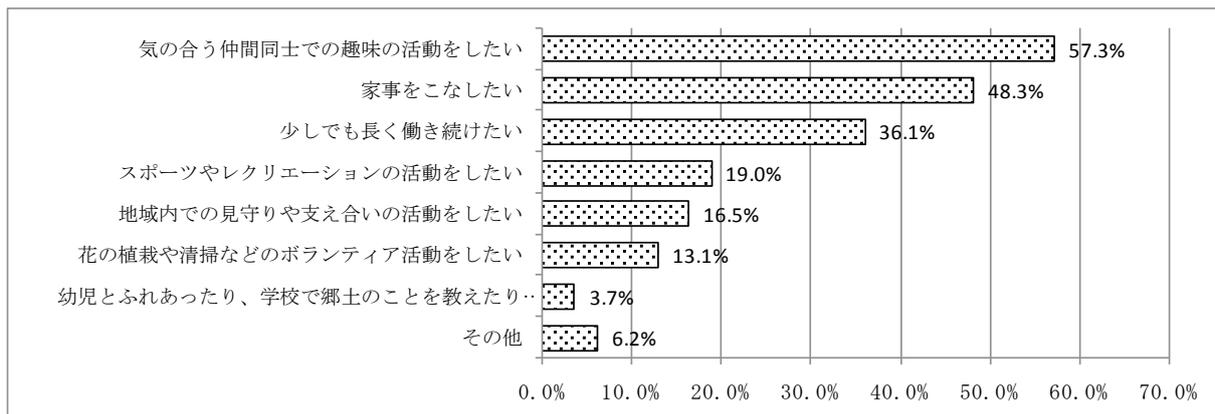
※70歳までは、勤務している人も19.4%ありますが、70歳以上では仕事としては農業が20%以上となっています。約半数の人は仕事をしていない状況となっています。

問：高齢者とは一般的に65歳以上の人のことをいいますが、あなたは「高齢者」について、どのようなイメージを持っていますか。（〇はいくつでも）



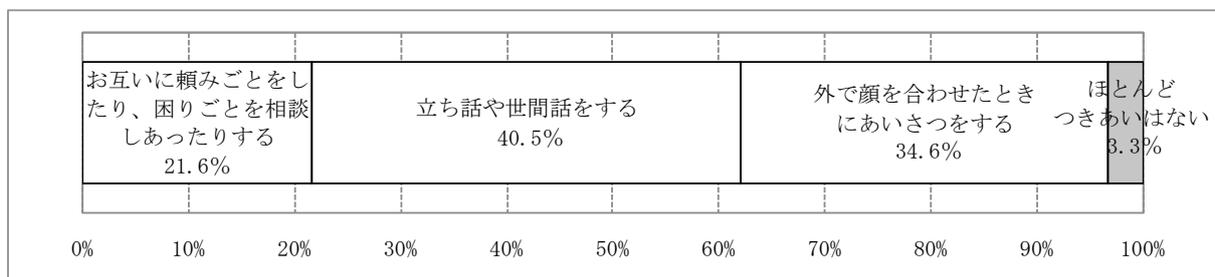
※高齢者自身が考える前向きな意見としては、「時間にしばられず、好きなことに取り組める」、「経験や知恵が豊かである」などが多く、一方、「心身がおとろえ、健康面での不安が大きい」「収入が少なく、経済的な不安が大きい」といった不安感も持っています。

問：あなたは、自分の健康や生きがいのために、どんなことをしたいと思いますか。（〇はいくつでも）



※多くの高齢者がさまざまな余暇活動や家事・仕事に取り組みたいと考えており、高齢者の活動の場づくりが必要と思われます。

問：あなたは、隣近所や地域の方とどの程度のおつきあいをしていますか。（〇はひとつ）

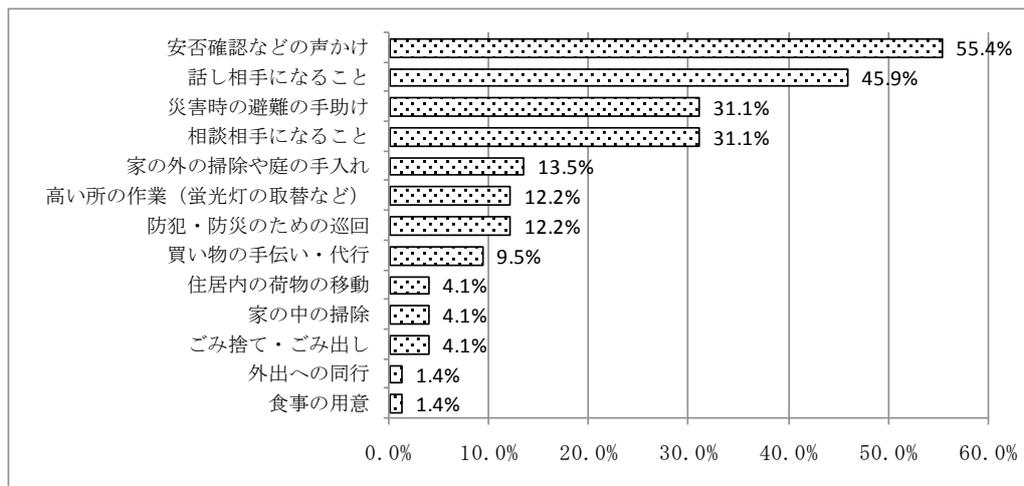


※9割以上の方が、あいさつを含め何らかのコミュニケーションを図っていることがわかります。

問：あなたは、隣近所の人から困っていることなどの手助けをしてもらいたいですか。(〇はひとつ)

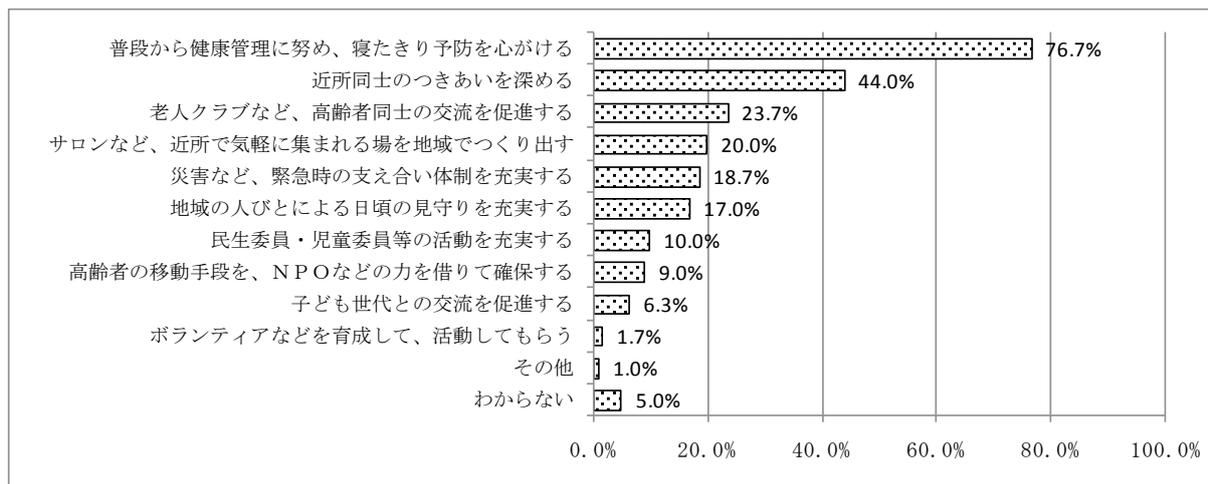
項目	割合
積極的に手伝ってもらいたい (A)	1.0%
多少は手伝ってもらいたい (B)	10.8%
手伝ってもらいたい、迷惑をかけたくないのとためらってしまう (C)	13.1%
その他	3.0%
わからない	6.6%
福祉サービスなどを利用すればよく、特に手伝ってもらう必要はない	9.5%
困っていないので、特に必要はない	56.1%
合計	100.0%

⇒手伝ってもらいたいと回答した (A)、(B)、(C) の方におたずねします。具体的にはどのような手助けをしてもらいたいですか。(〇はいくつでも)



※隣近所や地域の人に手助けしてほしいことについては、「安否確認などの声かけ」、「話し相手になる」といったことを求める要望が多くなっています。

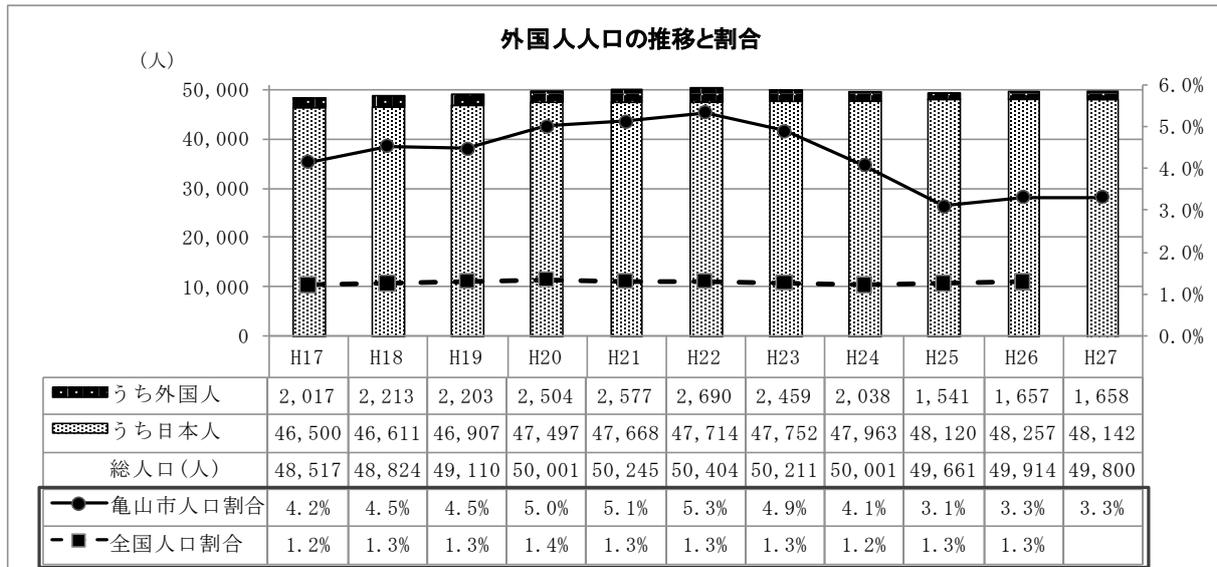
問：あなたが今、住んでいる地域が、高齢者にとって暮らしやすい地域にするためには、どんなことが重要だと思いますか (〇は3つまで)



※高齢者にとって暮らしやすい地域としては最も重要なことは、健康づくりや介護予防ですが、それと同時に、近所づきあい、高齢者同士の交流、ふれあいサロンなどコミュニケーションの場を求める声の割合が高くなっています。

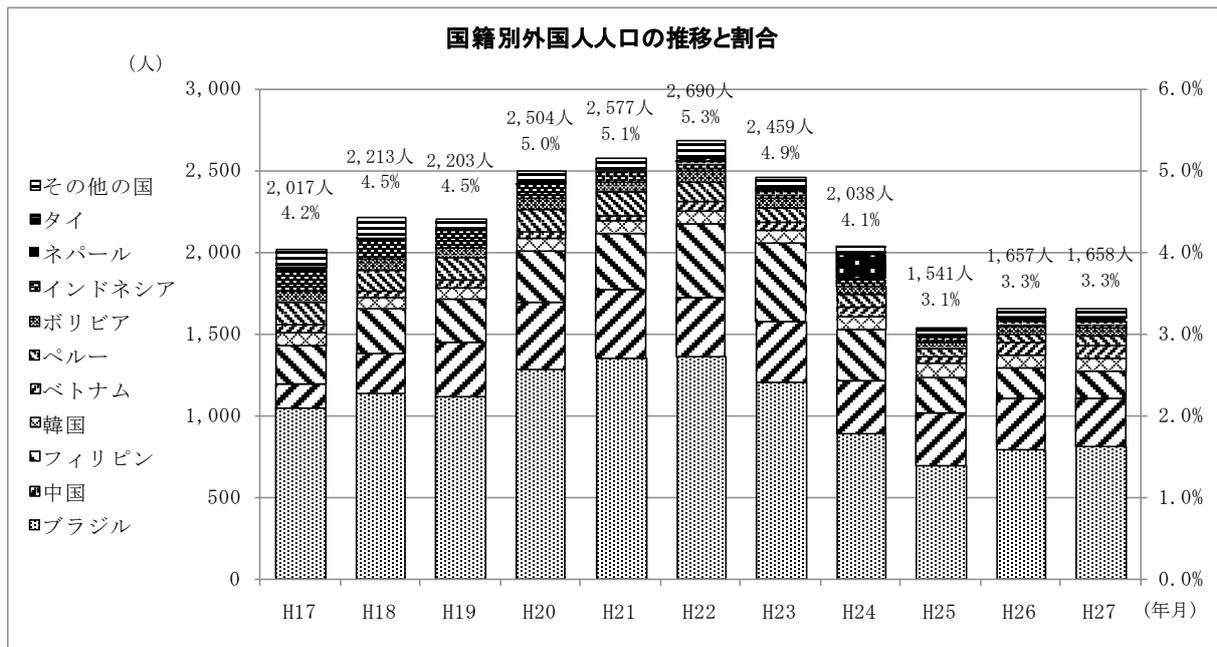
【図表】 51

＜本市の外国人人口の推移と割合＞



※各年 4 月 1 日現在 住民基本台帳

＜本市の国籍別外国人人口の推移と割合＞



※各年 4 月 1 日現在 住民基本台帳

※外国人の人口は、平成17年4月では2,017人、割合は4.2%であったのが、その後徐々に増加し、平成21年8月には2,723人、5.4%になって以降急激に減少しています。本市の特徴として、総人口に占める外国人人口の割合が高い三重県内において、県内市町の中でも上位となっています。

国籍別では、ブラジルが一番多く、続いて中国、フィリピンとなっていますが、2005（平成17）年からの人口の推移を見ると、ブラジル、フィリピンなどが減少したのに対し、中国やベトナムが増加しています。外国人人口については、企業等の雇用状況により大きく影響され、人口・国籍別割合が変動しているよううかがえます。

【図表】 52

問：外国人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか。（〇は3つまで）
（資料①亀山市人権意識調査）

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18～29 歳74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
地域社会での受入れが十分でないこと	41.9%	43.2%	44.9%	30.9%	44.5%	51.6%	35.1%
保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入らないこと	34.2%	40.5%	36.0%	34.0%	42.0%	37.9%	22.1%
就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること	33.2%	40.5%	48.3%	33.0%	33.6%	32.7%	22.7%
住宅を容易に借りることができないこと	14.9%	17.6%	20.2%	18.1%	15.1%	14.4%	9.7%
学校の受験資格の扱いや、受入れ体制が十分でないこと	14.2%	18.9%	19.1%	13.8%	17.6%	12.4%	9.1%
文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示がなく、十分なサービスが	14.2%	18.9%	14.6%	20.2%	11.8%	11.8%	12.3%
その他	1.4%	0.0%	1.1%	1.1%	2.5%	2.6%	0.6%
わからない	22.0%	14.9%	12.4%	26.6%	21.8%	18.3%	31.8%
無回答	9.1%	2.7%	5.6%	4.3%	5.0%	9.2%	18.8%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※いずれの年代も地域での受け入れについて問題意識を感じていますが、年代別では、それぞれの項目で意識にかなり違いがあり、特に70歳以上ではわからないの回答が多くなっています。

※質問項目の違いがありますが、内閣府調査に対して「住居（アパート）の入居」の項目で本市が少なく、反対に「地域社会での受入れ」、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱い」の項目で若干本市が多くなっています。

問：日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
この中からいくつでもあげてください。（資料③内閣府人権意識調査）

内閣府調査：複数選択 (回答者数1,864人)	全体	20歳代 151人	30歳代 248人	40歳代 324人	50歳代 315人	60歳代 417人	70歳～ 409人
風習や習慣等の違いが受け入れられないこと	34.8%	46.4%	44.4%	46.0%	41.0%	28.8%	17.1%
就職・職場で不利な扱いを受けること	25.9%	35.1%	31.5%	37.7%	32.4%	20.4%	10.3%
アパート等への入居を拒否されること	24.9%	24.5%	31.9%	34.9%	27.6%	21.8%	13.9%
じろじろ見られたり、避けられたりすること	15.9%	20.5%	17.7%	21.9%	20.3%	11.0%	10.0%
差別的な言動をされること	15.0%	18.5%	20.6%	21.3%	15.6%	12.0%	7.8%
職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	12.9%	21.9%	15.7%	19.1%	17.8%	7.2%	5.1%
結婚問題で周囲の反対を受けること	12.5%	13.2%	15.7%	16.7%	16.5%	10.1%	6.4%
宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	6.3%	7.3%	8.1%	6.8%	7.6%	5.8%	3.9%
その他	0.5%	0.0%	0.8%	0.3%	0.3%	0.5%	0.7%
特になし	20.7%	14.6%	16.5%	11.1%	17.1%	26.4%	30.1%
わからない	14.1%	2.0%	5.6%	5.6%	11.7%	17.3%	29.1%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※60歳未満の年代では、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を問題と感じていますが、高齢者ではわからないの回答が多くなっています。

【図表】 53

問：あなたが、外国人市民の人権課題解決のために最も必要であると考えerことは、どのようなことですか。(〇は3つまで)(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18～29 歳74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
外国人が日本文化や社会事情を理解する	55.4%	45.9%	60.7%	63.8%	61.3%	54.2%	48.1%
外国の言語で対応するなど、外国人が相談しやすい相談活動の充実	45.9%	67.6%	50.6%	46.8%	51.3%	47.7%	27.9%
日本人が外国文化や外国人の現状を理解する	42.9%	59.5%	46.1%	54.3%	40.3%	40.5%	31.8%
外国人を支援するボランティア団体の支援	19.0%	14.9%	20.2%	17.0%	20.2%	23.5%	15.6%
外国人の人権を守るための広報・啓発活動の推進	15.7%	12.2%	12.4%	8.5%	15.1%	22.9%	17.5%
その他	1.7%	4.1%	4.5%	2.1%	1.7%	0.0%	0.6%
わからない	14.1%	9.5%	12.4%	16.0%	13.4%	11.1%	20.1%
無回答	6.8%	0.0%	2.2%	1.1%	1.7%	5.9%	19.5%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※外国人市民の人権問題解決のためには、30歳未満の年代では、「外国人に対する相談の充実」や「日本人が外国人を理解する」という意見が多くなっており、30歳以上の年代では外国人に対して日本の理解を求めている回答が多くなっています。

【図表】 54

<外国人の雇用状況>

平成27年1月30日に、厚生労働省が公表した「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(平成26年10月末現在)から抜粋して加工し、掲載しています。

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務づけています。

A. 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

	外国人労働者を雇用する事業所数(所)			外国人労働者数(人)		
		うち派遣・請負事業所(所)	[比率]		うち派遣・請負事業所(人)	[比率]
平成20年	76,811	13,395	17.4%	486,398	163,196	33.6%
平成21年	95,294	16,300	17.1%	562,818	162,525	28.9%
平成22年	108,760	18,830	17.3%	649,982	181,021	27.9%
平成23年	116,561	18,134	15.6%	686,246	185,248	27.0%
平成24年	119,731	16,304	13.6%	682,450	169,057	24.8%
平成25年	126,729	15,339	12.1%	717,504	170,387	23.7%
平成26年	137,053	15,116	11.0%	787,627	178,802	22.7%
うち三重労働局・ハローワーク	2,355	365	15.5%	18,351	7,050	38.4%
うち鈴鹿管内	430	74	17.2%	4,225	2,277	53.9%

※「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

※「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び外国人労働者数に対する比率を示す

※平成26年10月末現在の全国の外国人労働者は787,627人(三重労働局内18,651人、鈴鹿管内4,225人)で、前年より9.8%の増加、平成19年に届出が義務づけられて以来、過去最高を更新しました。事業所数も137,053事業所と過去最高です。うち、派遣・請負事業所の割合は鈴鹿管内では53.9%と全国22.7%に比べて2倍以上となっています。

B. 外国人労働者の国籍別の状況

	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	ベトナム	韓国	その他
全国	39.6%	12.0%	11.6%	3.0%	7.8%	4.7%	21.4%
三重県内	29.1%	28.2%	15.9%	6.3%	6.3%	0.7%	13.5%

※参考

亀山市外国人人口割合(H26.4.1)	18.7%	48.2%	11.5%	3.3%	4.5%	4.6%	9.2%
---------------------	-------	-------	-------	------	------	------	------

※国籍別では、中国、ブラジル、フィリピンとつづきますが、三重県ではブラジル国籍が全国に比べて多くなっています。亀山市の外国人人口もブラジル国籍の比率が高くなっています。

C. 国籍別・在留資格別外国人労働者数（三重県内）

	国籍別内訳							三重県計		鈴鹿管内		全国	
	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	ベトナム	韓国	その他	人数	比率	人数	比率	人数	比率
※身分に基づく在留資格	619	5,151	2,524	1,151	52	74	1,038	10,609	57.8%	2,966	70.2%	338,690	43.0%
専門的・技術的分野の在留資格	471	15	29	0	120	39	436	1,110	6.0%	185	4.4%	147,296	18.7%
技能実習	3,776	0	362	14	904	5	659	5,720	31.2%	769	18.2%	145,426	18.5%
資格外活動(留学)	361	0	0	0	72	9	235	677	3.7%	249	5.9%	125,216	15.9%
資格外活動(その他)	77	0	2	0	8	2	47	136	0.7%	41	1.0%	21,485	2.7%
※特定活動	35	0	6	0	0	3	55	99	0.5%	15	0.4%	9,475	1.2%
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	39	0.0%
合計	5,339	5,166	2,923	1,165	1,156	132	2,470	18,351	100.0%	4,225	100.0%	787,627	100.0%

※身分に基づく在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

※特定活動：ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計

※■の箇所は、全国、三重県、鈴鹿管内で差がある比率を表しています。

※在留資格では、全国・三重県・鈴鹿管内とも「身分に基づく在留資格」が1番ですが、在留資格別にそれぞれ割合が異なります。

D. 安定所別・産業別外国人労働者数

	国籍別内訳							三重県計		鈴鹿管内		全国	
	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	ベトナム	韓国	その他	人数	比率	人数	比率	人数	比率
製造業	3,583	2,507	1,812	625	833	54	1,177	10,591	57.7%	2,467	58.4%	272,984	34.7%
サービス業(他に分類されないもの)	244	1,485	603	294	97	7	478	3,208	17.5%	937	22.2%	102,704	13.0%
卸売・小売業	360	111	70	41	45	8	123	758	4.1%	89	2.1%	91,552	11.6%
宿泊業、飲食サービス業	501	33	35	12	35	23	136	775	4.2%	79	1.9%	91,547	11.6%
教育、学習支援業	73	43	8	8	1	9	188	330	1.8%	58	1.4%	52,671	6.7%
情報通信業	9	4	-	-	1	-	5	19	0.1%	1	0.0%	31,581	4.0%
その他	569	983	395	185	144	31	363	2,670	14.5%	594	14.1%	144,588	18.4%
合計	5,339	5,166	2,923	1,165	1,156	132	2,470	18,351	100.0%	4,225	100.0%	787,627	100.0%

※■の箇所は、全国、三重県、鈴鹿管内で差がある比率を表しています。

※産業別では、全国・三重県・鈴鹿管内とも「製造業」が1番ですが、産業別にそれぞれ割合が異なります。

【図表】 55

<2014年度 外国人集住都市会議 外国人住民アンケート調査>

平成26年11月10日に開催された、外国人集住都市会議東京2014報告書から抜粋して加工し、掲載しています。

- ・調査期間：2014年6月30日～7月25日
- ・実施地域：外国人集住都市会議会員都市（26都市）
- ・対象者：日本に3カ月以上滞在してる外国人
- ・調査方法：無記名の自己記入式アンケート調査
- ・サンプル数：1,035人（うち亀山市39人）

※各自治体に居住する外国人人口には差があり、集計結果にサンプル・バイアスが生じることが想定されたため、本年6月末日現在の外国人の人口を母集団とし、当該人数と各都市の調査対象者数の比率を計算し、これをウエイトとした上で集計を行い、調査結果をまとめた。（復元後のサンプル数は148,582人）

問：日本で、今、仕事をしているか。

	仕事をして いる	仕事をして いない	無回答	合 計
全体	37.2%	12.3%	50.5%	100.0%
亀山市	71.8%	28.2%	0.0%	100.0%

問：日本での就労状況

	全体	亀山市
契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている	18.3%	23.1%
契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている	13.5%	10.3%
契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている	12.7%	28.2%
パート又はアルバイトとして有期限雇用で働いている	8.3%	2.6%
派遣会社と雇用契約し、派遣先で働いている	10.7%	12.8%
契約期間が1カ月未満の日雇いで働いている	1.2%	0.0%
自営業	3.5%	0.0%
無職	22.5%	23.1%
無回答	9.3%	0.0%
合 計	100.0%	100.0%

※本市回答者のうち仕事をしている人は71.8%で、「契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイム」が一番多く、次いで「契約期間に定めのないフルタイム」となっています。

問：無職の者の状況

	全体	亀山市
求職中	42.4%	66.7%
働きたいが求職活動はしていない	17.7%	11.1%
病気やけがなどで働くことができない	14.6%	0.0%
学校に通っている	20.1%	0.0%
働きたいとは思わない	5.2%	22.2%
合 計	100.0%	100.0%

※求職中が1番多く本市では66.7%、一方「働きたいとは思わない」も22.2%となっています。

問：雇用形態の将来の希望

	全体	亀山市
契約期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたい	22.5%	31.9%
起業(自営業)したい	22.6%	29.8%
今もままでよい(現状維持)	22.5%	14.9%
契約期間のあるフルタイムの雇用で働きたい	7.3%	10.6%
母国で仕事をしたい	4.0%	10.6%
その他	2.7%	2.1%
無回答	18.4%	0.0%
合 計	100.0%	100.0%

※本市では、「契約期間の定めがないフルタイム」次いで「起業(自営業)」を希望しています。

問：どのような支援を希望するか(複数回答)

	全体	亀山市
日本語の習得支援	39.4%	34.5%
社会保障制度の整備	10.0%	18.2%
専門的知識や技術の習得の場(職業資格の取得)	24.5%	16.4%
情報提供・職業相談	17.0%	12.7%
資金調達相談	7.9%	7.3%
ビジネスパートナーの紹介	8.5%	5.5%
母国語による資格取得の支援	8.2%	3.6%
その他	2.2%	1.8%

※支援の希望の一番はともに「日本語の習得支援」で、2番目として本市では「社会保障制度の整備」があげられています。

【図表】 56

<本市における国際化関連事業一覧（平成 27 年度）>

事業名	事業概要
亀山日本語教室	外国人住民を対象に日本語教室を開催（週 1 回）
通訳・翻訳職員の配置	ポルトガル語・英語に対応するため、通訳・翻訳の非常勤職員を配置
	小・中学校に通訳を配置
	小・中学校に外国人児童生徒教育相談員を配置
	中学校卒業前の生徒等へ進路ガイダンス「学校へ行こう」の説明会を開催
ALT配置	ALTを小・中学校に配置
広報外国語版	ポルトガル語・英語による広報発行
かめやまポケットインフォメーションメール	メールアドレスを登録した外国人住民へ、市からポルトガル語と英語とやさしい日本語での情報提供を実施。
生活情報ガイド発行	生活に必要な情報（市内の医療機関一覧等）を作成し、設置・配布
母子健康手帳の多言語化	母子健康手帳（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語）を発行
ごみ収集カレンダーの多言語版作成	ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語のごみ収集カレンダーを作成し配布している。
日本語ボランティア養成講座	日本語教室のスタッフの養成とレベルアップを目的に講座を開催
多文化共生職員研修	職員に対して、多文化共生の必要性や重要性、また伝えるスキルとしてのやさしい日本語の研修を実施する。
職員海外派遣研修	JC青年の船に職員を派遣
外国人集住都市会議	外国人集住都市会議に参画し、会員都市間の情報交換、調査研究及び国等への提言を行う。

【図表】 57

<日本教室受講者数>

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
日本教室受講者数(延人数)	1,211	851	655	665	682	616
日本語教室開催回数	40	41	39	40	39	39
亀山市人口 A	50,245	50,404	50,211	50,001	49,661	49,914
うち外国人人口 B	2,577	2,690	2,459	2,038	1,541	1,657
亀山市人口に占める割合 B/A	5.1%	5.3%	4.9%	4.1%	3.1%	3.3%

※受講者数は、各年度の延べ人数、人口は、各年度 4 月 1 日現在人口

【図表】 58

問：あなたは、日本の社会の中に差別を受けてきた地区があること、あるいは「部落差別」といわれる課題があることを知っていますか。(○は1つ) (資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：(回答者数690人)	全体	18～29歳74人	30歳代89人	40歳代94人	50歳代119人	60歳代153人	70歳～154人
知っている	82.9%	83.8%	88.8%	86.2%	86.6%	86.9%	70.8%
知らない	13.5%	14.9%	11.2%	13.8%	11.8%	10.5%	18.2%
無回答	3.6%	1.4%	0.0%	0.0%	1.7%	2.6%	11.0%

※年代別でみると、70歳以上で「知っている」の割合が低く、8割未満となっています。

問：「知っている」と答えた方にお聞きします。あなたが、部落差別について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。(○は1つ) (資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：(回答者数690人中「知っている」と回答572人、82.9%)	全体	18～29歳62人	30歳代79人	40歳代81人	50歳代103人	60歳代133人	70歳～109人
小学生	38.8%	69.4%	63.3%	40.7%	31.1%	23.3%	30.3%
中学生	25.2%	19.4%	13.9%	23.5%	24.3%	36.1%	26.6%
社会人になってから	16.3%	0.0%	6.3%	18.5%	13.6%	25.6%	18.3%
高校生	7.9%	3.2%	7.6%	11.1%	17.5%	3.8%	6.4%
小学校入学以前	3.3%	1.6%	1.3%	0.0%	3.9%	6.0%	3.7%
大学・短大・専門学校生	1.4%	0.0%	1.3%	2.5%	3.9%	0.0%	0.9%
その他	0.3%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%
覚えていない	5.9%	6.5%	5.1%	2.5%	5.8%	4.5%	11.0%
無回答	0.9%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	2.8%

※■の箇所は、各年代間で知った時期の差が大きい箇所を示しています。

※小学生、中学生が多く、若い世代では義務教育期間での学習が影響していると思われます。

問：あなたは、学校や職場、地域で、同和問題についての学習を受けたことがありますか。あてはまる回答のものすべての数字に○をつけてください。(資料②三重県人権意識調査)

三重県調査：複数選択 (回答者数1,209人中1,671人)	全体	20歳代109人	30歳代160人	40歳代216人	50歳代181人	60歳代248人	70歳～249人
小学校で受けた	22.6%	50.5%	53.8%	32.9%	17.7%	7.3%	2.8%
中学校で受けた	19.4%	40.4%	39.4%	24.1%	17.7%	8.9%	6.0%
職場の研修で受けた	15.5%	5.5%	12.5%	18.1%	21.5%	20.2%	10.8%
高校で受けた	8.9%	13.8%	16.9%	11.6%	8.3%	5.6%	3.2%
住民対象の講座などで受けた	8.8%	1.8%	2.5%	6.5%	9.4%	16.9%	9.2%
上記以外のところで受けた	7.9%	1.8%	3.1%	7.9%	9.4%	11.3%	8.8%
大学で受けた	3.0%	4.6%	2.5%	4.2%	3.9%	3.2%	0.4%
はっきりおぼえていない	18.6%	19.3%	16.9%	25.0%	23.8%	12.1%	16.1%
受けたことはない	30.7%	16.5%	16.3%	19.0%	24.9%	40.7%	51.0%
無回答	2.9%	2.8%	0.0%	0.9%	2.2%	1.2%	6.4%

※■の箇所は、小中学校等での学習状況について年代間の違いについて示しています。

※最も多かったのは本市及び県調査とも「小学校で受けた」で、2番目が「中学校で受けた」でいずれも義務教育段階で受けたことがわかります。

※社会教育現場での学習経験では、「職場の研修で受けた」が15.5%、「住民対象の講座などで受けた」が8.8%でした。

問：「知っている」と答えた方にお聞きします。あなたが、部落差別について、初めて知ったきっかけは何からですか。(〇は1つ)(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：(回答者数690人中「知っている」と回答572人、82.9%)	全体	18～29歳62人	30歳代79人	40歳代81人	50歳代103人	60歳代133人	70歳～109人
家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた	35.8%	4.8%	27.8%	30.9%	53.4%	41.4%	39.4%
学校の授業で教わった	21.3%	82.3%	46.8%	24.7%	5.8%	3.8%	2.8%
部落差別は知っているがきっかけは覚えていない	12.1%	8.1%	11.4%	9.9%	8.7%	15.0%	14.7%
学校の友だちから聞いた	9.8%	0.0%	6.3%	9.9%	9.7%	10.5%	17.4%
職場の人から聞いた	5.8%	1.6%	3.8%	7.4%	5.8%	8.3%	5.5%
テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	4.9%	0.0%	1.3%	4.9%	7.8%	5.3%	7.3%
近所の人から聞いた	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	7.5%	6.4%
部落差別の集会や研修会で知った	2.4%	3.2%	0.0%	3.7%	1.9%	3.0%	1.8%
親戚の人から聞いた	1.2%	0.0%	0.0%	1.2%	1.9%	2.3%	0.9%
都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
その他	1.6%	0.0%	0.0%	4.9%	1.9%	1.5%	0.9%
無回答	1.7%	0.0%	2.5%	2.5%	1.9%	1.5%	1.8%

※■の箇所は、各年代の1位を示しています。

※40歳未満では学校の授業でという回答が一番多く、40歳以上では家族からと回答しています

※内閣府調査と比べると全体として知っていると回答した割合は変わりませんが、「家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた」との回答が本市の方が多く、反対に「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」が本市の方が少なくなっています。

また、若い年代で「学校の授業で教わった」の回答が多いのは、前ページの義務教育段階での学習が影響していることがうかがえます。

問：同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。この中から1つだけお答えください。(資料③内閣府人権意識調査)

内閣府調査：(回答者数1,864人中「知らない」を除いた1,476人、79.2%)	全体	20歳代105人	30歳代189人	40歳代263人	50歳代261人	60歳代343人	70歳～315人
学校の授業で教わった	24.6%	45.8%	46.1%	45.2%	26.1%	8.7%	3.8%
家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた	21.6%	10.5%	13.8%	21.3%	21.1%	24.8%	27.0%
テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	19.8%	20.0%	16.9%	12.2%	21.1%	21.0%	25.5%
同和問題は知っているがきっかけは覚えていない	12.4%	17.1%	10.1%	9.1%	8.1%	13.7%	17.1%
職場の人から聞いた	6.3%	0.0%	3.1%	4.9%	9.2%	7.9%	7.3%
学校の友だちから聞いた	5.4%	5.8%	6.3%	1.8%	7.2%	7.3%	4.2%
近所から聞いた	3.0%	0.0%	0.0%	0.4%	3.0%	5.2%	5.7%
同和問題の集会や研修会で知った	2.8%	0.0%	1.0%	1.8%	2.3%	4.4%	4.2%
都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った	1.5%	0.0%	0.0%	2.3%	0.7%	1.7%	2.9%
親戚の人から聞いた	1.4%	0.0%	1.0%	0.4%	0.7%	3.5%	1.3%
その他	1.1%	1.0%	1.6%	0.4%	0.4%	1.7%	1.3%

※■の箇所は、各年代の1位を示しています。

※60歳未満では学校の授業でという回答が一番多く、60歳以上では家族からと回答しています。

【図表】 59

問：図表 58 で「知っている」と答えた方にお聞きします。あなたが、初めて聞いた内容はどのようなことですか。(〇はいくつでも) (資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：(回答者数690人中「知っている」と回答572人、82.9%)	全体	18～29歳62人	30歳代79人	40歳代81人	50歳代103人	60歳代133人	70歳～109人
結婚差別について	46.9%	48.4%	32.9%	53.1%	50.5%	49.6%	46.8%
友だち、近所づき合いについて	33.2%	38.7%	26.6%	34.6%	36.9%	34.6%	29.4%
差別の不当性について	24.0%	40.3%	44.3%	23.5%	18.4%	19.5%	11.0%
昔はあったが今はない	18.7%	8.1%	16.5%	9.9%	23.3%	13.5%	33.9%
就職における差別について	16.4%	33.9%	16.5%	17.3%	15.5%	9.0%	15.6%
職場や職業上のことについて	11.9%	19.4%	13.9%	12.3%	9.7%	10.5%	10.1%
覚えていない	10.0%	16.1%	11.4%	9.9%	5.8%	11.3%	8.3%
その他	3.3%	3.2%	2.5%	4.9%	5.8%	2.3%	1.8%
無回答	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%

※■の箇所は、各年代間で意識の差が大きい箇所を示しています。

※全ての年代で結婚差別が上位となっていますが、年代別にみると40歳未満では「差別の不当性」の回答も多く、70歳以上では「昔はあったが今はない」との回答が多くなっています。

※質問項目の違いがありますが、本市調査及び内閣府調査の全体の割合ではいずれも結婚問題が一番多くなっていますが、年代により意識が異なることがうかがえます。

問：同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(資料③内閣府人権意識調査)

内閣府調査：(回答者数1,864人中「知らない」を除いた1,476人、79.2%)	全体	20歳代105人	30歳代189人	40歳代263人	50歳代261人	60歳代343人	70歳～315人
結婚問題で周囲の反対を受けること	37.3%	33.3%	40.7%	46.4%	40.6%	36.4%	27.0%
身元調査をされること	27.8%	19.0%	25.9%	38.4%	29.9%	29.2%	19.7%
差別的な言動をされること	24.9%	38.1%	34.4%	31.6%	28.0%	17.2%	15.2%
就職・職場で不利な扱いを受けること	23.2%	29.5%	26.5%	32.7%	27.2%	17.5%	14.3%
インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること	15.0%	26.7%	19.6%	16.7%	17.6%	13.1%	7.0%
差別的な落書きをされること	7.6%	10.5%	6.9%	11.0%	10.0%	5.5%	4.4%
その他	0.8%	0.0%	1.1%	0.0%	0.4%	1.5%	1.3%
特になし	18.6%	9.5%	13.2%	11.4%	16.9%	21.6%	29.2%
わからない	12.0%	13.3%	5.8%	6.8%	8.8%	15.2%	18.7%

※■の箇所は、各年代間で意識の差が大きい箇所を示しています。

※同和問題で現在何が起きているかについて、全ての年代で結婚問題をあげていますが、20歳代では「差別的な言動」、70歳以上では「特になし」との回答が多くなっています。

【図表】 60

問：あなたの身内の方に、結婚(縁談)の話があったときに、あなたの家族が相手に気づかれないように次のようなことを調べようとしたとすると、あなたはどのように感じますか。それぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。

問：「調べるのは当然だA」及び「感じはよくないが必要だB」の回答を選択した方におたずねします。その理由としてあてはまる回答にいくつでも○をつけてください。

(資料②三重県人権意識調査)

三重県調査 (回答者数1,209人)	調べようとした場合どのように感じるか					A+Bを選択した方にその理由をたずねる						
	調べるのは当然だA	感じはよくないが必要だB	A+B	調べるべきでない	無回答	今後の付き合いのため、客観的事実として知っておく必要がある	本人や相手に、後で気まずい思いをさせないため	面倒なことや巻き込まれにくいから	家柄や血筋を確認するため	自分に不利益を被りそうだから	その他	無回答
相手の素行や生活	22.1%	47.6%	69.6%	28.5%	1.9%	65.7%	32.8%	14.5%	6.4%	5.6%	2.4%	2.9%
相手の家族の病歴や障がいの有無	10.4%	41.1%	51.5%	45.7%	2.7%	55.2%	39.0%	6.9%	12.8%	5.5%	2.7%	2.6%
同和地区の人であるかどうか	9.5%	35.4%	44.9%	52.4%	2.7%	54.9%	33.0%	18.4%	16.2%	7.4%	2.6%	4.6%
相手の家族の職業や学歴	9.2%	33.5%	42.7%	54.8%	2.6%	64.1%	29.8%	6.2%	9.5%	3.7%	1.6%	4.3%
相手の家族の収入、資産	5.5%	28.5%	34.1%	63.3%	2.6%	57.0%	27.7%	13.8%	7.0%	9.0%	1.9%	4.1%

※「同和地区の人であるかどうかを調べるべきでない」と回答した人の割合は52.4%に留まっており、差別意識が解消されていないことが分かります。また、なぜ必要かその理由をたずねると、半数以上の人「今後の付き合いのため、客観的事実として知っておく必要がある」と回答しています。

【図表】 61

問：もし仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区の人だとわかった場合について（資料②三重県人権意識調査）

A. あなたの親類はどんな態度をとると思いますか？

三重県調査	誰も、それを問題にしないだろう	頭から、とんでもないと反対する親類がいるだろうA	口に出して反対するものはないが、喜ばない親類がいるだろうB	喜ばない・反対するグループA+B	わからない	無回答
1,209人	146人	232人	550人	782人	255人	26人
100.0%	12.1%	19.2%	45.5%	64.7%	21.1%	2.2%

※「誰も、それを問題にしないだろう」は12.1%に留まり、「頭から、とんでもないと反対する親類がいるだろう」、「口に出して反対するものはないが、喜ばない親類がいるだろう」を合わせた「喜ばない・反対する」グループの合計は、64.7%になっています。

B. あなたは、どんな態度をとると思いますか？

三重県調査	全く問題にしないA	迷いながらも結局は問題にしないだろうB	問題にしないグループA+B	迷いながらも結局は考え直すように言うだろうC	考え直すように言うD	考え直すように言うグループC+D	無回答
1,209人	263人	515人	778人	261人	129人	390人	41人
100.0%	21.8%	42.6%	64.4%	21.6%	10.7%	32.3%	3.4%

※「全く問題にしない」、「迷いながらも結局は問題にしないだろう」を合わせた「問題にしない」グループの合計は64.4%で、「迷いながらも結局は考え直すように言うだろう」、「考え直すように言う」をあわせた「考えなおすように言う」グループの合計は32.3%と、当事者にとっても、まだまだ深刻な状況です。



C. 「問題にしないA+Bグループ64.4%」及び「考え直すように言うC+Dグループ32.3%」の学習・研修等の経験による意識の違い

①これまでの同和问题学習の経験と結婚での態度

（◆図表58 問：学校や職場、地域で、同和问题についての学習を受けたことがあるか。）

三重県調査	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ	不明
同和问题の学習経験あり	66.1%	31.1%	2.8%
同和问题の学習経験なし	60.1%	35.0%	4.8%

※「学習経験あり」の方が、「問題にしない」グループがやや多くなっています。

②最近5年間での研修参加状況と結婚での態度

（◆図表19 問：最近5年間で県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがあるか。）

三重県調査	問題にしないグループ	考え直すように言うグループ	不明
3回以上参加した	87.5%	12.5%	0.0%
1~2回参加した	74.9%	25.1%	0.0%
一度も参加したことがない	61.2%	35.7%	3.1%

※「3回以上参加した」人は、「問題にしない」グループが87.5%で、「1~2回参加した」人は、74.9%でした。また、「一度も参加したことがない」人の「考え直すように言う」グループ35.7%は、「3回以上参加した」人12.5%の3倍近くになっています。

【図表】 62

問：部落差別の現状や、なくなる見通しについて、さまざまな見方がありますが、あなたは、どのようにお考えですか。それぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。（資料②三重県人権意識調査）

A. 同和地区出身者を対象とする結婚差別の現状について

三重県調査	明らかに差別がある	どちらかという差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない	無回答
1,209人	142人	419人	219人	39人	363人	27人
100.0%	11.7%	34.7%	18.1%	3.2%	30.0%	2.2%

B. 結婚差別がなくなる見通しについて

三重県調査	いつまでもなくならない	放っておけば、自然になくなる	努力すればなくなる	すでに差別はない	わからない	無回答
1,209人	204人	224人	348人	66人	343人	24人
100.0%	16.9%	18.5%	28.8%	5.5%	28.4%	2.0%

【図表】 63

問：もし仮に、あなたが、住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その家のすぐ近くに次のような条件があることがわかった場合、あなたはどうしますか。あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。（資料②三重県人権意識調査）

三重県調査 (回答者数1,209人)	①まったくこだわらないでその家を買う(借りる)	②こだわりはあるが他と比較して安ければ買う(借りる)	③どれだけ条件がよくても買い(借り)たくない	無回答
同じ小学校区内に同和地区がある	43.6%	32.7%	17.9%	5.8%
物件(住宅)が同和地区内にある	27.7%	27.6%	37.6%	7.0%

※「同じ小学校区内に同和地区がある」場合、「まったくこだわらない」は43.6%であるのに対し、「物件(住宅)が同和地区内にある」場合は、27.7%と数値が少なくなっています。

「同和問題についての学習経験」と「同和地区周辺の住居購入に対する意向」
 (◆図表58 問：学校や職場、地域で、同和問題についての学習を受けたことがあるか。)

同和問題についての学習経験		同じ小学校区内に同和地区がある		
		①こだわらない	②こだわりはあるが安ければ買う	③どれだけ条件が良くても買わない
職場研修を	受けた	50.6%	35.0%	14.4%
	受けていない	45.5%	34.6%	19.9%
住民対象講座を	受けた	58.8%	25.5%	15.7%
	受けていない	45.0%	35.6%	19.4%

※気に入った物件(住宅)が、「同じ小学校区内に同和地区がある」ことを「こだわらない」とした人は、「職場の研修で受けた」が50.6%で、「住民対象の講座などで受けた」が58.8%となっており、それぞれ「受けていない」人よりも数値が多くなっています。

同和問題についての学習経験		物件(住宅)が同和地区内にある		
		①こだわらない	②こだわりはあるが安ければ買う	③どれだけ条件が良くても買わない
職場研修を	受けた	33.7%	32.6%	33.7%
	受けていない	29.1%	29.2%	41.8%
住民対象講座を	受けた	47.0%	23.0%	30.0%
	受けていない	28.1%	30.4%	41.5%

※気に入った物件(住宅)が「同和地区内にある」ことを「こだわらない」とした人は、「職場の研修で受けた」が33.7%で、「住民対象の講座などで受けた」が47.0%となっており、それぞれ「受けていない」人よりも数値が多くなっています。

【図表】 64

＜同和問題に関する調査＞

本調査は、同和問題について現状や課題を把握するため、当事者の協力を得て行ったものです。

- ・実施期間：平成27年6月
- ・調査方法：個別配布、回収（回答者数11人）

問：あなたは過去5年間で、直接、部落差別を受けたことがありますか。

ある	ない
-	100.0%

※回答のあったすべての方から「ない」と回答がありました。

問：あなたが今まで生きてきた中で、あなたやご家族、友人や知人が、部落差別を受けたり、受けたことを聞いたりしたことがありますか。

ある	ない	無回答
27.3%	36.4%	36.4%

※「ある」と回答された方は、27.3%となっています。

問：「ある」と答えた方におたずねします。それはどのような内容でしたか。

（あてはあまるものすべてに○）

項 目	割 合
日常生活や地域活動の場などでの他地域の人などの態度や言葉	66.7%
就職や仕事の採用のことで	33.3%
学校などでの知人や先輩等の態度や言葉	33.3%
結婚や男女間の交際のことで	-
友人・知人づきあいのことで	-
行政機関や各種窓口等の職員の態度や言葉	-
学校などでの教師や指導者の態度や言葉	-
職場などでの同僚や上司等の態度や言葉	-
内容は覚えていない	-
その他	-

※あると回答した方で、その内容は、「日常生活や地域活動の場などでの他地域の人などの態度や言葉」、続いて「就職や仕事の採用」、「学校などでの知人や先輩等の態度や言葉」となっています。

問：子どもに対し、部落出身者としての認知をどのように伝えるのが望ましいと思いますか。

（ご自身に、未成年等の子どもが居るものと仮定してお答えください）（○は1つ）

項 目	割 合
適切な時期に保護者や家族から伝えるのが望ましい	18.2%
教える（伝える）必要は無いと考えている	18.2%
適切な時期に地域の人から伝えられるのが望ましい	9.1%
個々の子どもの状況や周囲との関係性により、一概には言えない。	9.1%
難しい問題であり、どうしたら良いのか分からない	9.1%
その他	-
無回答	36.4%

※子どもに対してどのように伝えるかでは意見が分かれ、その難しさがうかがえます。

問：行政に対し、どのような施策・事業の実施を望みますか。（あてはあまるものすべてに○）

項 目	割 合
学校教育における人権教育の推進	36.4%
市民に対して人権尊重の重要性を啓発する事業	18.2%
教職員等を対象とした人権に関する研修	18.2%
企業に対して人権尊重の重要性を啓発する事業	9.1%
市職員等を対象とした人権に関する研修	9.1%
相談機関の充実、相談機会の拡充等	-
その他	-
無回答	45.5%

※「学校教育における人権教育」の他、人権啓発や職員研修が望まれています。

【図表】 65

問：最近、インターネットにある、不特定の人が閲覧できる掲示板で、個人を誹謗・中傷するような内容が開示されることがあります。このような書き込みについて、あなたはどのように思いますか。(○は1つ)(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査	許せない人権侵害だと思う	とりたてて騒ぐほどの問題ではないと思う	自分とは関係ないことだと思う	よくわからない	無回答
690人	452	58	19	113	48
100.0%	65.5%	8.4%	2.8%	16.4%	7.0%

※人権侵害との認識は多いが、一方でよくわからないとの回答が16.4%で、以下の資料から高齢者はインターネットの利用が少ない状況です。

問：あなたは、インターネットを悪用した人権侵害事例を見聞きしたことがありますか。それはどのようなものですか。(○はいくつでも)(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18～29歳 74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
子ども同士のいじめや悪口に関わるもの	32.2%	55.4%	49.4%	48.9%	29.4%	22.2%	13.6%
インターネット上における児童ポルノのはん濫	22.6%	33.8%	38.2%	27.7%	20.2%	20.3%	10.4%
女性を蔑視する表現の掲示	9.4%	24.3%	12.4%	8.5%	7.6%	5.2%	7.1%
障がいのある人を誹謗・中傷する表現の掲示	7.0%	14.9%	12.4%	12.8%	5.0%	2.0%	3.2%
部落地区出身者を誹謗・中傷する表現の掲示	6.2%	12.2%	9.0%	9.6%	5.9%	3.9%	2.6%
外国人を誹謗・中傷する表現の掲示	6.1%	17.6%	11.2%	8.5%	3.4%	2.6%	1.9%
その他	2.8%	4.1%	3.4%	6.4%	3.4%	0.0%	1.9%
人権侵害事例を見たことがない	18.8%	17.6%	23.6%	18.1%	26.9%	17.0%	12.3%
インターネットを利用したことがない	25.8%	5.4%	5.6%	11.7%	26.1%	39.9%	42.2%
無回答	11.6%	6.8%	2.2%	3.2%	7.6%	12.4%	25.3%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※高齢者はインターネットを利用したことがない人が多いことから全体として少なく、人権侵害事例を見聞きしたことで、各年代とも子どもに関するものが多くなっています。

問：次にあげるもののうち、インターネットを悪用した人権侵害について特に課題があると思うのは、どのようなことですか。(○は3つまで)(資料①亀山市人権意識調査)

亀山市調査：3つ選択 (回答者数690人)	全体	18～29歳 74人	30歳代 89人	40歳代 94人	50歳代 119人	60歳代 153人	70歳～ 154人
匿名性の問題	30.9%	40.5%	39.3%	41.5%	31.1%	26.1%	19.5%
犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトの存在	30.7%	33.8%	31.5%	37.2%	40.3%	30.7%	18.8%
他人への誹謗・中傷や差別的な表現などの掲載	29.4%	28.4%	37.1%	41.5%	34.5%	26.8%	17.5%
悪質商法によるインターネット取引での被害	24.1%	25.7%	33.7%	35.1%	23.5%	18.3%	18.2%
児童ポルノなど違法、有害なホームページの存在	21.4%	20.3%	30.3%	27.7%	25.2%	23.5%	9.1%
個人情報保護の観点からの課題	18.4%	21.6%	24.7%	26.6%	19.3%	20.3%	5.8%
第三者による電子メールの閲覧行為	11.3%	13.5%	13.5%	14.9%	5.9%	15.7%	7.1%
捜査対象の未成年者の名前・顔写真の掲載	7.0%	9.5%	9.0%	6.4%	9.2%	3.3%	7.1%
その他	0.6%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.7%	0.6%
わからない	19.0%	12.2%	6.7%	9.6%	19.3%	24.2%	29.9%
課題と思うことはない	0.9%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.9%
無回答	10.6%	5.4%	2.2%	2.1%	5.0%	10.5%	26.0%

※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※70歳以上の方はインターネットの利用が少ないこともあり課題の認識があまりありませんが、他の年代では特出した課題はないもののさまざまな課題を認識していることがうかがえます。

※質問項目の違いがありますが、内閣府調査に対して「他人への誹謗・中傷や差別的な表現などの掲載」、「個人情報(プライバシー)保護の観点からの課題」、「捜査対象の未成年者の名前・顔写真の掲載」の項目が少なくなっています。

問：インターネットによる人権侵害に関し、現在どのような問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。（資料③内閣府人権意識調査）

内閣府調査：複数選択 (回答者数1,864人)	全体	20歳代 151人	30歳代 248人	40歳代 324人	50歳代 315人	60歳代 417人	70歳～ 409人
他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	57.7%	78.8%	75.0%	79.9%	70.8%	46.3%	23.5%
プライバシーに関する情報が掲載されること	49.8%	62.3%	67.3%	67.0%	55.2%	41.0%	25.7%
出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること	42.9%	45.7%	51.2%	53.4%	50.2%	42.0%	23.7%
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること	31.4%	37.1%	38.3%	48.5%	41.3%	23.0%	12.7%
他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること	30.6%	41.1%	41.5%	46.3%	38.7%	22.8%	9.5%
ネットポルノが存在していること	29.0%	30.5%	36.7%	37.7%	34.3%	25.2%	16.6%
その他	0.2%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.5%
特になし	4.3%	1.3%	1.2%	1.2%	2.9%	4.8%	10.3%
わからない	17.1%	4.6%	2.4%	2.2%	8.6%	20.9%	45.2%

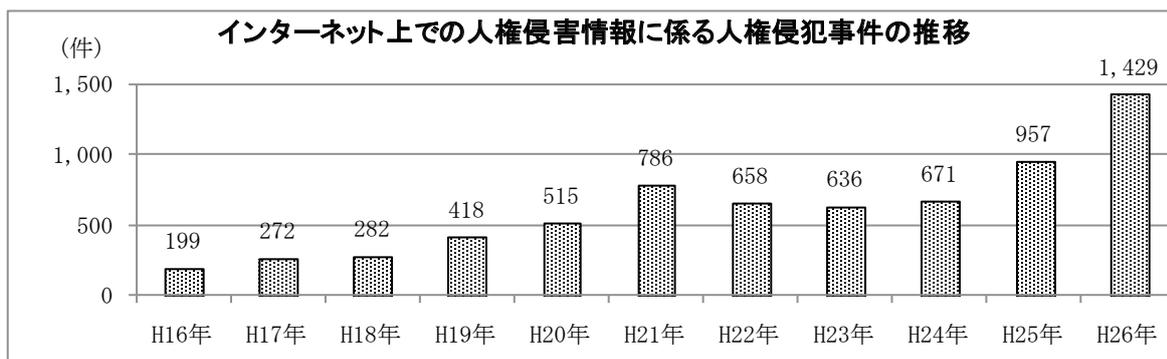
※■の箇所は、各年代の上位2位までを示しています。

※70歳以上の方はわからないとの回答が多く、他の年代では他人を誹謗中傷する情報の掲載について一番の課題があると認識しています。

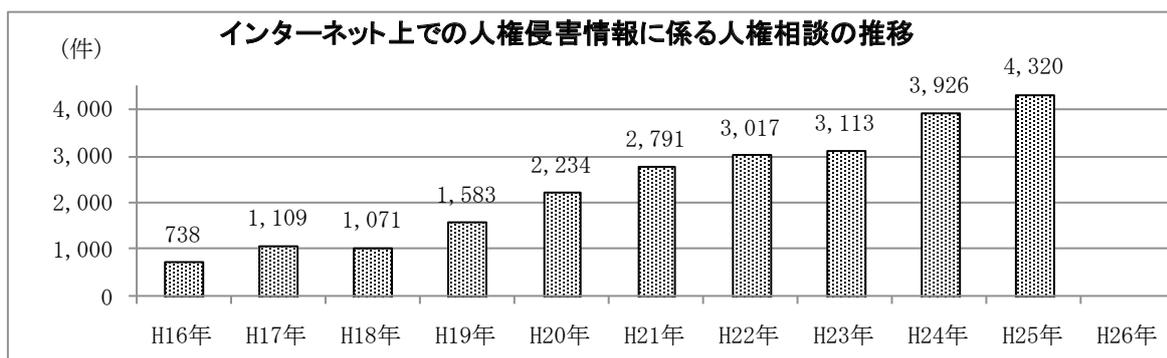
【図表】 66

<インターネットによる人権侵害>

A. インターネット上の人権侵害情報に係る人権侵犯事件



B. インターネット上の人権侵害情報に係る人権相談件数



※出典：法務省 人権侵犯統計から一部を抜粋して加工し、掲載しています。

※インターネットの普及によりさまざまな情報に容易にアクセスできるようになった反面、インターネット上での人権侵害情報に係る人権侵犯事件及び相談は、ここ数年高い水準で推移しています。具体的には何者かが被害者になりすまし、インターネットに被害者の顔写真等を掲載した事案について、法務局から所定のフォームにより削除要請を行った事案などがあります。

【図表】 67

＜出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状＞

平成 27 年 4 月 16 日、警察庁ホームページの情報技術犯罪対策課・少年課、広報資料「平成 26 年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」から抜粋して加工し、掲載しています。

児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ方違反及び重要犯罪（殺人、強盗等）に限り計上し、集計したもの（18歳未満の子ども対象）

平成 26 年における被害の最も多い罪種は、出会い系サイトに起因する事犯では、児童買春（74人、全体の 48.7%）、コミュニティサイトに起因する事犯では、青少年保護育成条例違反（711人、全体の 50.0%）となっています。（同資料から）

A. 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段の推移

	H19年	H20年	H21年	H22年		H23年		H24年		H25年		H26年	
	人数	人数	人数	人数	割合%								
被害児童数	1,100	724	453	254	100.0%	282	100.0%	218	100.0%	159	100.0%	152	100.0%
携帯電話				251	98.8%	272	96.5%	210	96.3%	137	86.2%	136	89.5%
パソコン				3	1.2%	10	3.5%	8	3.7%	12	7.5%	5	3.3%
その他				0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	5.9%
不明				0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	6.3%	2	1.3%

※平成 20 年の出会い系サイト規正法の法改正以降、届出制の導入により事業者の実態把握が促進されたことや、事業者の被害防止措置が義務化されたことなどにより減少傾向にあります。

B. 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段の推移

	H22年		H23年		H24年		H25年		H26年	
	人数	割合%								
被害児童数	1,239		1,085		1,076		1,293		1,421	
うちID交換掲示板	0		0		36		352		439	
うちその他のコミュニティ	1,239		1,085		1,040		941		982	
携帯電話（携帯＋パソコン含む）	1,406	95.1%	986	90.9%	968	90.0%	1,171	90.6%	1,276	89.8%
携帯電話全体に占めるスマートフォン的人数及び割合	1	0.1%	11	1.1%	160	16.5%	741	63.3%	1,118	87.6%
パソコン	69	4.7%	79	7.3%	79	7.3%	71	5.5%	43	3.0%
その他	3	0.2%	5	0.5%	24	2.2%	45	3.5%	90	6.3%
不明	0	0.0%	15	1.4%	5	0.5%	6	0.5%	12	0.8%
アクセス手段 計	1,478	100.0%	1,085	100.0%	1,076	100.0%	1,293	100.0%	1,421	100.0%

※スマートフォンの割合は、携帯電話を 100%として算出したもの

※平成 22 年のアクセス手段数（1,478人）は、被害児童が複数の被害にあった場合、それぞれに計上しているため、被害児童数（1,239人）を上回っています。

※コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は平成 26 年で 1,421 人と平成 25 年以降、無料アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害等により増加傾向にあります。

また、被害児童がコミュニティサイトへのアクセス手段として携帯電話を使った事犯のうち、スマートフォンを利用して被害にあった割合が 9 割弱となっています。

C. 保護者による指導状況

	H22年		H23年		H24年		H25年		H26年		注意	人数	割合%
	人数	割合%											
一般的な注意を受けていた	110	12.9%	143	20.5%	135	22.3%	183	25.2%	210	27.2%	有り	357	46.2%
注意を受けていたが、無視していた	51	6.0%	69	9.9%	59	9.8%	78	10.7%	73	9.4%			
具体的な注意を受けていた	49	5.8%	26	3.7%	24	4.0%	27	3.7%	37	4.8%			
利用を制限されていた	36	4.2%	27	3.9%	28	4.6%	25	3.4%	37	4.8%			
サイト利用を親には話していないので、注意を受けたことはない	140	16.5%	219	31.4%	166	27.4%	217	29.8%	206	26.6%	無し	416	53.8%
注意を受けたことはない、放任	433	50.9%	187	26.8%	171	28.3%	188	25.9%	200	25.9%			
ゲームサイトの利用と親に話していたので、注意を受けたことはない	32	3.8%	27	3.9%	22	3.6%	9	1.2%	10	1.3%			
合計	851	100.0%	698	100.0%	605	100.0%	727	100.0%	773	100.0%		773	100.0%

※保護者による注意を受けてなかった被害児童は 5 割強となっています。

D. 学校における指導状況

	H22年		H23年		H24年		H25年		H26年					
	人数	割合%	指導	人数	割合%									
教えてもらった	152	27.2%	161	38.1%	121	34.0%	162	42.0%	148	36.3%	有り	277	67.9%	
教えてもらったが、 自分は大丈夫と思っていた	150	26.8%	99	23.4%	99	27.8%	88	22.8%	94	23.0%				
教えてもらったが、 よくわからなかった	56	10.0%	34	8.0%	32	9.0%	26	6.7%	35	8.6%				
教えてもらっていない	84	15.0%	32	7.6%	32	9.0%	42	10.9%	37	9.1%	無し	131	32.1%	
不登校なので分からない	117	20.9%	97	22.9%	72	20.2%	68	17.6%	94	23.0%				
合計	559	100.0%	423	100.0%	356	100.0%	386	100.0%	408	100.0%		408	100.0%	

※学校において指導を受けていなかった被害児童は3割強で、被害児童の約4分の1は不登校となっています。

【図表】 68

＜風評被害に関する消費者意識の実態調査（第5回）＞

平成27年3月10日、消費者庁ホームページで公表された調査結果から抜粋して加工し、掲載しています。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまでに類を見ない大規模なものであり、多くの国民に不安を与えている。科学的知見に基づき食品中の放射性物質に関する基準値が設定され、合理的な検査体制の下、食品の安全が確保されているにもかかわらず、被災県産の農作物を中心に買い控える等の消費行動が見られる状況である。そこで、福島県を含めた被災県の農林水産物等について、消費者が買い控え行動をとっている場合の理由等を調査し、今後のリスクコミュニケーションでの説明内容を始めとする各般の風評被害対策及び消費者理解の増進に関する取組に役立てることを目的に、5回目の調査を行った。

- ・実施期間：第1回 平成25年2月14日(木)～15日(金)
第2回 平成25年8月24日(土)～28日(水)
第3回 平成26年2月14日(金)～19日(水)
第4回 平成26年8月25日(月)～31日(日)
第5回 平成27年2月6日(金)～12日(木)
- ・調査対象：20～60代の男女、インターネットモニター（有効回答数5,176人）
- ・調査方法：インターネット調査
- ・対象地域：被災県及び被災県産農林水産物の主要仕向先県等（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県）

問：あなたは、普段の買い物で食品を購入する際に、その食品がどこで生産されたかを気にされますか。（回答は1つ、N=5,176人）

各回とも回答者数 5,176人	気にする A	どちらかといえば 気にする B	A+B		どちらかといえば 気にしない C	気にしない D	C+D	わからない (自分で食品 を購入しない 方)
	割合	割合	回答者数	割合	割合	割合	割合	割合
第1回	28.2%	40.0%	3,531	68.2%	19.1%	8.5%	27.6%	4.2%
第2回	27.3%	40.9%	3,528	68.2%	17.2%	8.2%	25.4%	6.4%
第3回	24.5%	41.2%	3,402	65.7%	18.4%	8.6%	27.0%	7.3%
第4回	29.0%	41.0%	3,625	70.0%	17.1%	7.8%	24.9%	5.1%
第5回	26.5%	40.4%	3,465	66.9%	19.5%	7.9%	27.4%	5.7%

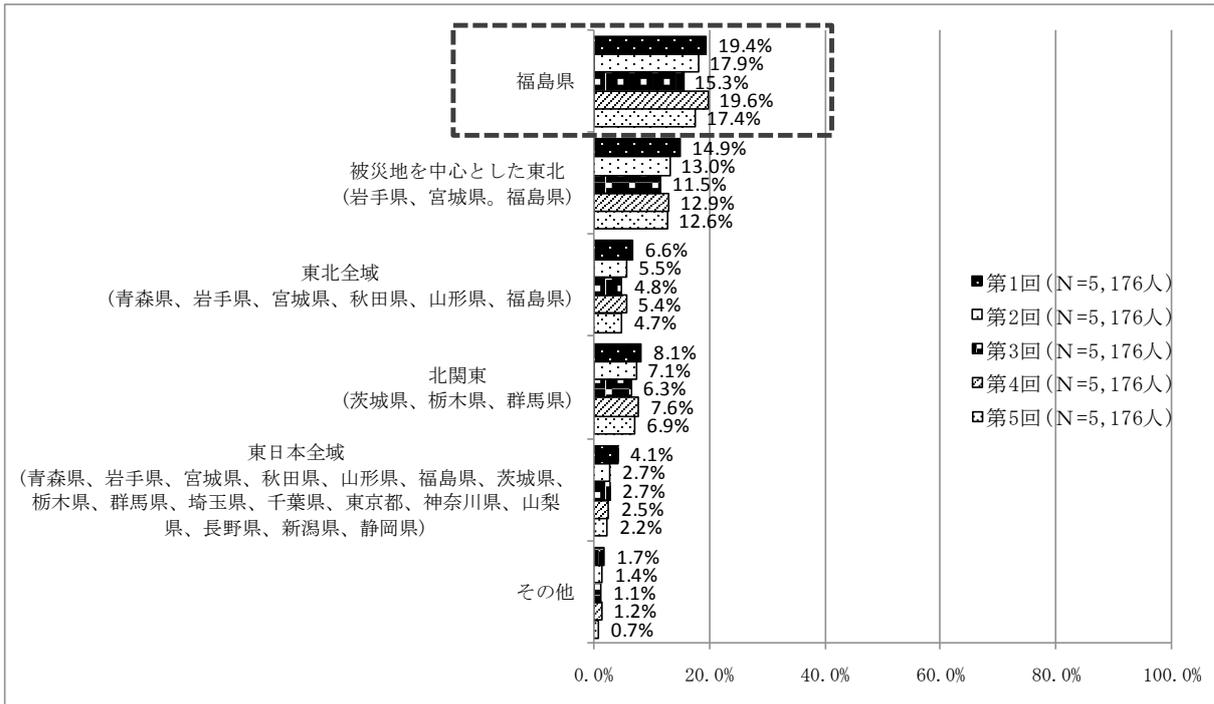
※今回（第5回平成27年3月）は前回（第4回平成26年8月）と比べ、食品購入時に産地を「気にする」、「どちらかといえば気にする」との回答の合計はやや減少しました。一方、「どちらかといえば気にしない」又は「気にしない」との回答の合計は微増しました。

問：普段の買い物で食品の産地を「気にする」、「どちらかといえば気にする」と回答された方にお聞きします。あなたが、その食品がどこで生産されたかを気にされるのは、どのような理由からでしょうか。（回答はいくつでも、第5回N=3,465人）

各回とも回答者数 5,176人	産地によって 品質(味)が異なるから	放射性物質の含まれていない食品 を買いきたいから	産地によって 価格が異なるから	産地によって 鮮度が異なるから	自分が住んでいる地域など、 特定の地域の食品を買い たいから	食品を買うことにより、その 食品の産地を応援したいから	ブランド価値のある特産品 を買いきたいから	その他	
	割合	回答者数(人)	割合	割合	割合	割合	割合	割合	
第1回	27.4%	1,443	27.9%	17.0%	16.0%	17.3%	12.4%	5.5%	4.8%
第2回	31.0%	1,255	24.2%	18.5%	18.7%	17.0%	11.8%	4.7%	5.9%
第3回	29.5%	1,086	21.0%	20.1%	19.4%	16.5%	11.2%	4.4%	5.0%
第4回	31.5%	1,279	24.7%	20.5%	18.9%	16.3%	10.3%	5.2%	5.8%
第5回	31.7%	1,182	22.8%	21.7%	20.1%	16.2%	9.6%	5.6%	4.6%

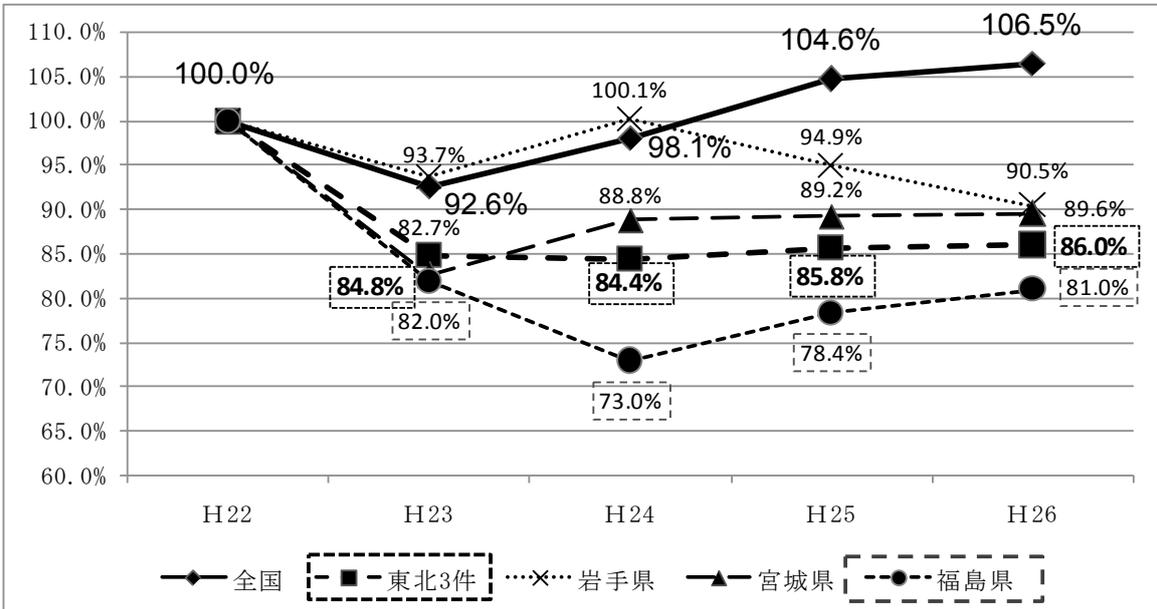
※「産地によって品質(味)が異なるから」との回答が最も多く、「放射性物質の含まれていない食品を買いきたいから」との回答は、前回により微減しています。

問：普段の買い物で食品の生産地を気にする理由として、「放射性物質の含まれていない食品を
 買いたいから」と回答された方にお聞きします。あなたが、食品を買うことをためらう産地を
 次の中から選んでください。(回答はいくつでも、第5回N=1,182人)



※購入をためらう産地は「福島県」と回答した人は、今回、回答者全体 (N=5,176人) に対して17.4%であり、前回より微減しましたが、福島県を中心とした被災地産品の購入をためらう消費者が一定程度存在することがうかがえます。

＜観光客中心の宿泊施設（従業者数10人以上）の延べ宿泊者数（H22年比）＞
 復興庁ホームページで公表されている「風評対策強化指針のフォローアップ[平成27年6月4日]」から抜粋して加工し、掲載しています。



※出典：観光庁宿泊旅行統計

※震災前のH22年比で全国が106.5%まで伸びているのに対し、福島県が81.0%に留まっていることも影響し、東北3県においては86.0%と厳しい状況が続いています。

【図表】 69

＜避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書＞

平成 26 年 1 月、内閣府のホームページで公表された報告から抜粋して加工し掲載しています。東日本大震災において、大量の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況となったことを踏まえ、災害の発生地域、発生規模、発生時期に応じて、避難所における良好な生活環境の確保を図るための考え方や支援のあり方について検討し、避難所の運営についてのノウハウを取りまとめ、周知する必要があることから、東日本大震災において実際に避難所へ避難した被災者に対し、避難所の運営状況等についてアンケート調査を行ったものです。

- ・調査対象：東日本大震災当時（H23.3.11）に 15 歳以上だった方
- ・配布数：13,922 人
- ・抽出方法：住民基本台帳から抽出したデータによる実施分、日本障害フォーラムの協力による実施分、公益法人全国老人福祉施設協議会の協力による実施分
- ・調査期間：平成 24 年 12 月～平成 25 年 3 月
- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・回収結果：有効回答数（率）、4,214 人（30.3%）

問：震災が起こった時、避難されましたか。（ひとつだけ○）

回答者4,214人のうち、「避難支援が必要だった」と回答した783人中、「震災発生直後被災地にいた」と回答した747人	回答者数 747人	割合(%)
避難した	315	42.2%
避難できなかった	136	18.2%
（避難しようと思えば避難できたが）避難しなかった	178	23.8%
覚えていない	18	2.4%
無回答	100	13.4%

回答者4,214人のうち「避難支援が必要だった」と回答した783人中、「震災発生直後被災地にいた」と回答した747人	全体 747人	避難した 315人	避難でき なかった 136人	避難しな かった 178人	覚えてい ない 18人	無回答 100人
内部障がい	3.6%	40.0%	30.0%	16.7%	0.0%	13.3%
国及び地方公共団体が指定する難病	2.5%	33.3%	28.6%	14.3%	4.8%	19.0%
要介護度3以上	28.9%	35.1%	23.6%	25.2%	3.7%	12.4%
独居または高齢者のみ世帯	7.3%	41.0%	21.3%	27.9%	1.6%	8.2%
肢体不自由	22.7%	38.4%	20.5%	24.7%	0.5%	15.8%
聴覚・言語障がい	11.2%	45.7%	18.1%	19.1%	2.1%	14.9%
精神障がい	6.1%	62.7%	9.8%	9.8%	0.0%	17.6%
知的障がい	8.8%	41.9%	8.1%	27.0%	1.4%	21.6%
視覚障がい	3.0%	60.0%	8.0%	8.0%	0.0%	24.0%
妊産期・幼児連れ	4.9%	61.0%	7.3%	22.0%	0.0%	9.8%
発達障がい	1.0%	50.0%	0.0%	37.5%	0.0%	12.5%

※「避難できなかった」と回答した要援護者のうち、「内部障がい」の方が 30.0%、次に「国及び地方公共団体が指定する難病」の方 28.6%、「要介護度 3 以上」の方 23.6%と続いています。

問：避難できなかった理由は何ですか。（いくつでも○）

「避難支援が必要だった」と回答した783人中、「震災発生直後被災地にいた」と回答した747人のうち「避難できなかった」と回答した136人	回答者数 136人	割合(%)
避難が必要だと判断するための情報が入らなかった	46	33.8%
周囲の支援がなく、避難することができなかった	43	31.6%
避難する場所がわからず避難できなかった	31	22.8%
身体が不自由で避難できなかったため	11	8.1%
病院または福祉施設にいた	6	4.4%
施設が避難所だった	3	2.2%
一人で居たため	2	1.5%
上記以外の理由	28	20.6%

※要援護者が避難できなかった理由としては、「情報が入らなかった」、「支援者がいなかった」、「場所がわからなかった」等となっており、避難時の支援について検討する必要があります。

問：震災当時から現在(アンケート実施時期：H24年12月～H25年3月)までに、合計で何箇所の避難所に避難目的で行かれましたか。(滞在しなかったものも含まれます。)

「避難支援が必要だった」と回答した783人	回答者数 783人	回答者数 783人
避難所には行っていない	473	A : 473人
1箇所	126	B : 249人
2箇所	70	
3～5箇所	48	
6～8箇所	1	
9箇所以上	4	
無回答	61	61人

A. 避難所に行っていない方：避難所に行かなかった理由は何ですか。(いくつでも○)

「避難支援が必要だった」と回答した783人中、 「避難所に行っていない」と回答した473人	回答者数 473人	割合(%)
設備や環境の問題から避難所では生活できないと思った	162	34.2%
他の避難者も多数いるため、避難所には居づらいつと感じると思った	80	16.9%
どこに避難所があるかわからなかった	65	13.7%
行ける範囲に避難所がなかった	14	3.0%
その他	235	49.7%
自宅で生活できたため	81	17.1%
避難所に行く必要がないため	55	11.6%
自宅に被害が少なかったため	25	5.3%
病院または施設に入院中だったため	22	4.7%
親戚や家族で出たため	11	2.3%
障がいを持っているため	4	0.8%
上記以外の回答	37	7.8%

※「設備や環境面の問題」、「他の避難者が多数いるため居づらい」など、避難所での生活の難しさがかがえます。

B. 1箇所以上の避難所に行かれた方：最初に行った避難所に、「滞在する(少しでも留まる)」ことができたか。(ひとつだけに○)

「避難支援が必要だった」と回答した783人中、 1箇所以上の避難所に行かれた249人	回答者数 249人	割合(%)
できた	B-1 : 191人	76.7%
できなかった	B-2 : 47人	18.9%
無回答	11人	4.4%

B-1. 最初に行った避難所を退所したときの要因は何ですか。(いくつでも○)

「避難支援が必要だった」と回答した783人中、 「最初に行った避難所に滞在することができた」と回答した191人	回答者数 191人	割合(%)
自宅での生活を再開する目途が立ったため	73	38.2%
自宅以外で生活する目途が立ったため	30	15.7%
避難所が閉鎖されたため	17	8.9%
避難所生活の環境	82	42.9%
設備面で滞在に支障があったため	30	15.7%
周りに迷惑がかかると感じたため	24	12.6%
退所するようにという説得や誘導等を受けたため	22	11.5%
避難所の運営等に不満があったため	6	3.1%
その他	40	20.9%
原子力発電所の災害で遠くに避難誘導されたため	4	2.1%
仮設住宅に入るため	4	2.1%
避難所に津波が押し寄せてきたため	2	1.0%
上記以外の回答	30	15.7%

※避難所を退所した要因として、「避難所生活の環境」との回答が最も多く、「設備面での滞在」、「周りに迷惑がかかる」など、避難所に行っていない方と同様、避難所生活の難しさがかがえます。

B-2. 最初に行った避難所に滞在できなかった（少しも留まることができなかった）理由は何ですか。（いくつでも〇）

「避難支援が必要だった」と回答した783人中、 「最初に行った避難所に滞在することができなかった」と回答した47人	回答者数 47人	割合(%)
他の避難者であふれていた	20	42.6%
周りに迷惑がかかると感じた	15	31.9%
バリアフリーになっていなかった	9	19.1%
必要な設備がなかった	8	17.0%
滞在を断られた	4	8.5%
避難先を変更する指示があったため	2	4.3%
上記以外の回答	13	27.7%

※避難所に滞在できなかった理由のうち、「周りに迷惑がかかると感じた」は、一般の方は13.4%（回答者全体164人のうち22人：報告書から）、要援護者では31.9%と大きく上回っています。

問：避難所での滞在中、病気の発症、悪化もしくは健康面での問題がありましたか。
避難支援が必要だったと回答した783人のうち、避難所に滞在することができた（最初の避難所で滞在できた191人及びできなかった47人のうち最初に行った避難所に限らず、結果的に避難生活において避難所に滞在することができた15人）と回答した206人に質問（いくつでも〇）

「避難支援が必要だった」と回答した783人中、 「避難所に滞在することができた」と回答した206人	回答者数 206人	回答者数 206人	割合(%)
震災前からの要介護、障がいの状態の悪化	38	102	悪化した人：49.5%
風邪、肺炎、インフルエンザ等の感染症の発症、悪化	33		
糖尿病、高血圧等の生活習慣病の発症、悪化	16		
うつ病等の精神疾患の発症、悪化	15		
病気にはかからず、震災前からの状態等が悪化することもなかった	73	73	35.4%
その他	30	30	14.5%
精神的に不安定になった	2	2	1.0%
上記以外の回答	28	28	13.6%

※避難所での滞在中に出た症状としては、健康状態の悪化を示す項目の合計を割合で比較すると、一般の方は24.5%（回答者全体751人のうち184人：報告書から）、要援護者では49.5%と約倍になっています。

問：日常生活に支障がある中で、自宅に滞在していた理由は何ですか。
避難支援が必要だったと回答した783人のうち、2週間が経過した時点で自宅に滞在していた416人のうち、自宅の生活で何らかの支障（家屋に被害があり倒壊の恐れ、自宅の電気、ガス、水道が使えない、食料や生活用品の調達ができない）があったと回答した217人に質問（いくつでも〇）

「避難支援が必要だった」と回答した783人中、 「自宅の生活で何らかの支障があった」と回答した217人	回答者数 217人	割合(%)
自身もしくは家族に障がいがあるため	77	35.5%
高齢、障がい、妊産期等の理由で、自宅以外では健康管理ができなかったため	75	34.6%
自身もしくは家族が介護を必要としているため	66	30.4%
大勢の人と同じ場所にいることが苦手だったため	48	22.1%
設備がバリアフリー化していないと過ごせないため	42	19.4%
小さな子どもを連れていたため	18	8.3%
家族といたため	6	2.8%
避難所の場所がわからなかったため	2	0.9%
上記以外の回答	36	16.6%

※「自身もしくは家族に障がいがある」、「高齢、障がい、妊産期等の理由で、自宅以外では健康管理ができない」、「自身もしくは家族が介護を必要としている」など、日常生活に支障がある中でも自宅で生活せざるを得ない要援護者が多くあることがうかがえます。

問：避難所での生活を送る上で設置されていないと困る設備等には何がありますか。
(いくつでも○)

「避難支援が必要だった」と回答した783人	回答者数 783人	割合(%)
不足する物資等を市役所・役場に伝えてくれたり、困ったことについて相談でき、対応してくれる窓口	428	54.7%
多機能トイレ	362	46.2%
障がい等に配慮した情報伝達	328	41.9%
治療の診断の提供	296	37.8%
パーティション等で区切られた部屋・個室	291	37.2%
福祉サービスの提供	288	36.8%
生活上の動線（車椅子が通れる通路やスロープ、バリアフリー設備等）	265	33.8%
手すり	154	19.7%
装具の交換等が可能な場所	103	13.2%
点字ブロック	28	3.6%
その他	69	8.8%
手話通訳者	10	1.3%
入浴施設	7	0.9%
暖房器具	5	0.6%
子どもたちの活動スペース	2	0.3%
上記以外の回答	45	5.7%

※設備面では、「多機能トイレ」、「手すり」等、情報面では、「不足する物資等を市役所・役場に伝えてくれたり、困ったことについて相談でき、対応してくれる窓口」、「障がい等に配慮した情報伝達」、要援護者に対する配慮の面では、「治療の診断の提供」、「パーティション等で区切られた部屋・個室」など、さまざまな面での対応が必要となっています。

<東日本大震災における震災関連死に関する報告>

復興庁ホームページで公表されている「東日本大震災における震災関連死に関する報告 平成24年8月21日震災関連死に関する検討会(復興庁)」から抜粋して加工し、掲載しています。平成26年9月30日現在の震災関連死者数は、同ホームページ「東日本大震災における震災関連死の死者数(平成26年9月30日現在)[平成26年12月26日公表]」から抜粋して加工し、掲載しています。

A. 東日本大震災における震災関連死の死者数(都道府県別・年齢別)

都道府県別死者数	H24. 3. 31現在 死者数	H26. 9. 30現在 死者数			
	合計	合計	20歳以下	21歳以上 65歳以下	66歳以上
岩手県	193	446	1	55	390
宮城県	636	900	2	113	785
福島県	761	1,793	0	169	1,624
その他の県	42	55	3	10	42
全国計	1,632	3,194	6	347	2,841

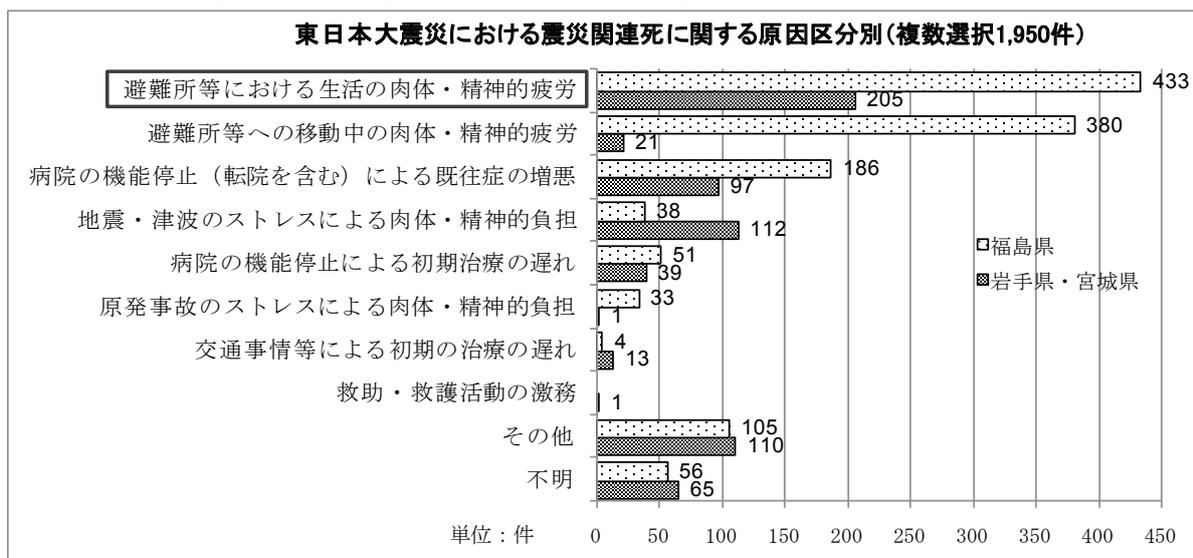
※平成26年9月30日までに把握できた数

※平成23年3月12日に発生した長野県北部を中心とする地震による者を含んでいます。

※本調査は、各都道府県を通じて市区町村に照会し、回答を得たものです。

※「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給の対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含まれます。)

B. 東日本大震災における震災関連死に関する原因等（基礎的数値）のうち原因区分別



※震災関連死者数（全国 1,632 件）のうち、死者数が多い一定の市町村と原発事故により避難指示が出された市町村を対象に 1,263 件について調査が実施され、集計された結果です。

※市町村からの提供資料（死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会で活用された経緯書等）を基に、復興庁において情報を整理し、原因と考えられるものを複数選択

※集計結果（複数選択 1,950 件）から死亡の原因としては、福島県、岩手県及び宮城県とも「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が 1 番となっています。

※福島県は他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が 380 人と、岩手県・宮城県に比べて多くなっています。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられます。

※災害弔慰金の支給事務を担当した市町村等の職員からヒアリングを実施した中での主な意見（同報告から）

- ・宮城県や岩手県と違い、福島県浜通りは、原子力発電所事故に伴う避難の影響が大きい。地域の病院等の機能が喪失したために多くの患者を移動させることになった。動かしてはいけない状態の人を長時間かけて移動させ、更に別の地域へ移動を重ねるなどの事態となったことが大きい意図感した。
- ・災害関連死は 75 歳以上の高齢者が多く、災害弱者、高齢者が十分なケアを受けられなかったとの印象

<東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書>

平成 25 年 12 月に東日本大震災女性支援ネットワークが発表した「東日本大震災 災害・復興時における女性と子どもへの暴力」を平成 27 年 1 月に改定し、オックスファム・ジャパンの Web サイトで公開された報告書から抜粋して加工し、掲載しています。

災害・復興時における女性と子どもへの性に基づく暴力の実態を把握し、その防止・対応についての課題を明確にするために、事例調査を実施することにしました。

調査は平成 23 年 10 月から平成 24 年 12 月までの間に行われ、有効回答 82 を得ました。

A. 被害者と加害者の年齢及び性別

	被害者 82人	加害者 85人
子ども	11	4
20～29歳	13	5
30～39歳	24	15
40～49歳	7	12
50～59歳	13	17
60歳以上	10	10
不明	4	22

- ・被害者の年齢は、5歳未満から 60歳以上と広範囲にわたり、子どもが 11人含まれています。（推定含む）
- ・被害を受けた人 82人の内訳は、女性・女子が 77人、男性・男児が 3人、性別不明事例 2件
- ・子ども 11人中、女子 7人、男子 2人、性別不明事例 2件
- ・成人の被害者は、母親のパートナーから虐待された男性 1人以外はすべて女性
- ・加害者 85人の性別の内訳は、男性 83人、女性 2人

B. 報告された暴力の概要（82件）

	DV 45件	DV以外 37件
夫（現在の夫および元夫）による暴力	40	-
現在および過去の交際相手による暴力	5	-
強姦・強姦未遂など、同意のない性交の強要	-	10
その他のわいせつ行為、性的いやがらせ	-	19
家族によるその他の暴力（同意のない性交の強要、その他のわいせつ行為、性的いやがらせ以外の暴力）	-	4
近所の人・親戚からの暴力	-	4

※夫・交際相手による暴力を「DV」、それ以外の暴力を「DV以外」と略記しています。

※「DV以外」の37件のうち、成人に対する暴力は26件、子どもに対する暴力は11件です。

C. 被害者から見た加害者との関係（複数回答）

加害者	DV 47人	DV以外 48人
夫・元夫	40	-
交際相手・過去の交際相手	4	-
家族（義理の家族、母親の交際相手を含む）	3	9
避難所住人やリーダー	-	19
震災支援者・ボランティア	-	6
震災対応している同僚、支援している相手など	-	5
友人・知人・顔見知りの人	-	3
見知らぬ人	-	6

※報告された夫・交際相手による暴力（DV）に関する45事例（被害者45人）では、夫・交際相手のほかに義理の親などが加害に加わった事例もあるため、加害者は合計で47人となります。

※DV以外の女性と子どもへの暴力（37件）には、複数の加害者が関わってきた事例もあるので、加害者は合計で48人となります。

※加害者の人数は85人（A表）ですが、同一加害者が複数の被害者に暴力をふるった場合もあるため、別々に人数を数えると、加害者の延べ人数は95人となります。

D. 暴力がおもにふるわれた場所（82件）

	DV 45件	DV以外 37件
自宅（被災前からの住居または実家）	26	5
震災後に避難・ 転居した場所	避難所	19
	仮設住宅	3
	その他の避難・転居先 （親戚・知人の家など）	4
その他（車、路上、ボランティア活動の場など）	-	6
不明	1	-

※DV（45件）では、26件がおもに自宅（被災前からの住居または実家）でふるわれ、18件は震災後に避難・転居した場所でふるわれていました。

※DV以外の女性と子どもへの暴力の事例37件の内訳は、19件が避難所でふるわれたと報告され、仮設住宅とその他の非難・転居先（親戚・知人の家など）では、それぞれ3、4件でした。

3. 人権関係年表

1945（昭和20）年以降で人権関係の主な条約、法律等について記載しています。本基本方針（本文）では、下記の条約・法律等について（ ）内の略称で表記しています。

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
1945年	昭和20年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際連合」成立 ・「国際連合憲章」調印 	<ul style="list-style-type: none"> ・「衆議院議員選挙法」改正公布（婦人参政権確立）
1946年	昭和21年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連人権委員会」の設置 ・「国連婦人の地位委員会」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日新日本建設に関する詔書（いわゆる人間宣言）において、日本人の優位性を否定 ・戦後第1回の総選挙で、日本初の婦人（女性）参政権行使
1947年	昭和22年		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本国憲法」1946（昭和21年11月3日）公布、1947（昭和22年5月3日）施行 ・「教育基本法」施行 ・「労働基準法」施行
1948年	昭和23年	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権宣言」採択（12月10日） ・「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」1947（昭和22）年公布、1948（昭和23）年施行 ・「優生保護法」施行、ハンセン病患者の断種・妊娠中絶合法化
1949年	昭和24年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択 	
1950年	昭和25年		<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者福祉法」1949（昭和24）年公布、1950（昭和25）年施行 ・「精神衛生法」施行 ・「生活保護法」施行
1951年	昭和26年	<ul style="list-style-type: none"> ・「難民の地位に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際労働機関（ILO）へ加盟 ・「児童憲章」制定 ・「社会福祉事業法」施行 ・「出入国管理令」施行
1952年	昭和27年		<ul style="list-style-type: none"> ・「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」施行（出入国管理令を法律としての効力を有するとの存続措置等） ・「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定 ・「外国人登録法」施行
1953年	昭和28年	<ul style="list-style-type: none"> ・「1926年の奴隷条約を改正条約」及び「1926年の奴隷条約を改正する議定書」採択 ・「婦人の参政権に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「癩予防法」を一部改正し、「らい予防法」施行
1954年	昭和29年	<ul style="list-style-type: none"> ・「無国籍者の地位に関する条約」採択 	
1955年	昭和30年		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の参政権に関する条約」締結
1956年	昭和31年	<ul style="list-style-type: none"> ・「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約（奴隷制度廃止補足条約）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際連合」へ加盟
1957年	昭和32年	<ul style="list-style-type: none"> ・「既婚婦人の国籍に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「売春防止法」1956（昭和31）年公布、1957（昭和32）年一部施行、1958（昭和33）年完全施行
1958年	昭和33年	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」採択（ILO第111号条約） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」締結
1959年	昭和34年	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する宣言（子どもの権利宣言）」採択 ・「世界難民年」1959・1960年（昭和34・35年） 	
1960年	昭和35年	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコ、「教育における差別待遇の防止に関する条約」及び「勧告」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者雇用促進法」施行 ・「精神薄弱者福祉法」施行 ・「同和対策審議会」設置

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
1961年	昭和36年	・「無国籍の削減に関する条約」採択	
1962年	昭和37年	・「婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約」採択	・「災害対策基本法」1961（昭和36）年公布、1962（昭和37）年施行
1963年	昭和38年		・「老人福祉法」施行
1964年	昭和39年		・「母子福祉法」施行（昭和56年、「母子及び寡婦福祉法」に改称）
1965年	昭和40年	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択	・「同和対策審議会」答申（同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策）
1966年	昭和41年	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約：社会権規約）」採択、同時に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約：自由権規約）」並びにその「選択議定書」採択	・「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法」1965（昭和40）年公布、1966（昭和41）年施行
1967年	昭和42年	・「難民の地位に関する議定書」採択 ・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択	
1968年	昭和43年	・「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約」採択 ・「国際人権年」 ・第1回世界人権会議（テヘラン）	
1969年	昭和44年		・「同和対策事業特別措置法」施行（～1979（昭和54）年3月31日）
1970年	昭和45年	・「国際教育年」	・「心身障害者対策基本法」施行
1971年	昭和46年	・「人種差別と闘う国際年」 ・「精神遅滞者の権利に関する宣言」採択	
1973年	昭和48年	・「人種主義及び人種差別と闘う10年」（～1983（昭和58）年） ・「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1974年	昭和49年	・ユネスコ、「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択	
1975年	昭和50年	・「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告」（ILO第143号条約、第151号勧告） ・「国際婦人年」 ・「障害者の権利に関する宣言」採択	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択
1976年	昭和51年	・「国連婦人の10年」（～1985（昭和60）年）	
1977年	昭和52年		・「国内行動計画」策定（女性）
1978年	昭和53年	・「国際反アパルトヘイト年」1978・1979年（昭和53・54年）	・「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行（～1982（昭和57）年3月31日） 「大規模地震対策特別措置法」施行
1979年	昭和54年	・「国際児童年」 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」採択	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約：社会権規約）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約：自由権規約）」締結
1980年	昭和55年	・国際私法ハーグ会議、「国際的な児童の奪取の民事上の側面に関する協定（ハーグ条約）」採択 ・「国連婦人の10年」中間年世界会議 ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
1981年	昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ・「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」発効 ・「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(家族的責任平等条約)」採択(ILO第156号条約) ・「国際障害者年」 ・米国で初のエイズ症例報告、1982(昭和57)年にアメリカ国立防疫センターが「AIDS(後天性免疫不全症候群)」と命名(定義成立) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「難民の地位に関する条約」締結 ・「国内行動計画後期重点目標」策定(女性) ・同和对策協議会意見具申(今後における同和関係施策について) ・「犯罪被害者等給付金支給法」1980(昭和55)年公布、1981(昭和56)年施行 ・「財団法人犯罪被害者支援基金」設立、2011(平成23)年に「公益財団法人」となる
1982年	昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者に関する世界行動計画」採択 ・高齢者問題世界会議(ウィーン)、「高齢者問題国際行動計画」採択 ・「南アフリカ制裁国際年」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「難民の地位に関する議定書」締結 ・「障害者対策に関する長期計画」策定 ・「障害者対策推進本部」設置 ・「地域改善対策特別措置法」施行(～1987(昭和62)年3月31日) ・「出入国管理及び難民認定法」1981(昭和56)年公布、1982(昭和57)年施行、「出入国管理令」を改称
1983年	昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次人権主義及び人種差別と闘う10年」(～1993(平成5)年) ・「国連・障害者の10年」(～1992(平成4)年) 	
1984年	昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> ・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域改善対策協議会意見具申(今後における啓発活動のあり方について)
1985年	昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択 ・「国際青少年年」 ・「少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)」採択 ・「国連婦人の10年」のナイロビ世界会議、(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」締結 ・国内最初のエイズ患者認定
1986年	昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際平和年」 ・「国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言」採択 ・「発展の権利に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」1985(昭和60)年公布、1986(昭和61)年施行、「勤労婦人福祉法」を改称(募集採用等における男女均等取組努力義務) ・「長寿社会対策大綱」(閣議決定) ・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用安定法)」施行、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を改称(60歳定年の努力義務化) ・地域改善対策協議会意見具申(今後における地域改善対策について) ・「今後の地域改善対策に関する大綱」
1987年	昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> ・「家のない人々のための国際居住年」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(女性) ・「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」施行、「身体障害者雇用促進法」を改称 ・「精神保健法」施行、「精神衛生法」を改称 ・「地域改善対策啓発指導指針」策定 ・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行(～1992(平成4)年3月31日)

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
1988年	昭和63年	・WHO「世界エイズデー」提唱、毎年12月1日	
1989年	平成元年	・「児童の権利に関する宣言（子どもの権利宣言）」採択30周年記念日の11月20日に、「児童に関する権利条約（子どもの権利条約）」採択 ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止）」採択	・「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」策定 ・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」施行 ・H I V薬害訴訟提訴
1990年	平成2年	・「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択 ・「国際識字年」 ・「子どものための世界サミット」、国連本部で開催 ・「植民地撤廃のための国際の10年」（～2000（平成12）年） ・ナイロビ将来戦略見直し勧告 ・「国際防災の10年」（～1999（平成11）年）	
1991年	平成3年	・「高齢者のための国連原則」採択	・「新国内行動計画」（第一次改定）策定（女性） ・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行 ・地域改善対策協議会意見具申（今後の地域改善対策について） ・「今後の地域改善対策に関する大綱」
1992年	平成4年		・介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・「育児休業等に関する法律」1991（平成3年）公布、1992（平成4年）施行、（男女の育児休業等義務化） ・「障害者対策に関する新長期計画」策定1993（平成5）年度から概ね10年間 ・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行（～1997（平成9）年3月31日） ・厚生省「エイズストップ作戦本部」設置
1993年	平成5年	・第2回世界人権会議（ウィーン）、「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「第3次人種主義及び人種差別と闘う10年」（～2003（平成15）年） ・ユネスコ、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ・「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 ・ESCAP「アジア太平洋障害者の10年」（～2002（平成14）年） ・「世界の先住民の国際年」	・「障害者基本法」施行、「心身障害者対策基本法」を改称により、「障害者対策に関する新長期計画」を「障害者基本計画」と位置づける ・（財）エイズ予防財団内に「日本エイズストップ基金」設置
1994年	平成6年	・「人権教育のための国連10年」の決議を採択 ・「国連人権教育の10年行動計画」採択 ・「国連人権高等弁務官」設置 ・「国際家族年」 ・「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択 ・「世界の先住民の国際の10年」（～2004（平成16）年）	・「児童に関する権利条約（子どもの権利条約）」締結 ・「エンゼルプラン」策定 ・内閣府に「男女共同参画推進本部」設置 ・総理府に「男女共同参画室、男女共同参画審議会」設置（政令） ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 ・「新高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（新ゴールドプラン）」策定

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
1995年	平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育ための国連10年」(～2004(平成16)年12月31日) ・第4回世界女性会議(北京)、「北京宣言及び行動綱領」採択 ・「国際寛容年」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」締結 ・「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ・「家族的責任平等条約」締結(ILO第156号条約) ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」1995(平成7)年施行、「育児休業等に関する法律」を改称(介護休業制度努力義務) ・障害者対策推進本部「障害者プラン」策定 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行、「精神保健法」を改称 ・「高齢社会対策基本法」施行 ・「地震防災対策特別措置法」施行
1996年	平成8年	<ul style="list-style-type: none"> ・「貧困撲滅のための国際年」 ・第2回HIV及びAIDSと人権に関する国際専門家会議、「HIV及びエイズと人権に関するガイドライン」(国連高等弁務官事務所と国連エイズ合同計画) ・国連エイズプログラム(UNAIDS)発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画(中間まとめ)」公表 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 ・「障害者対策推進本部」を「障害者施策推進本部」に改称 ・「高齢社会対策大綱」(閣議決定) ・地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定) ・HIV薬害訴訟和解 ・「母性保護法」施行、「優生保護法」を改称(差別的条項削除) ・「らい予防法」を廃止する、「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ・「被害者対策要綱」制定(警察庁)
1997年	平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ・「貧困撲滅のための国連の10年」(～2006年(平成18)年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 ・「人権擁護施策推進法」1996(平成8)年公布、1997(平成9)年施行、2002(平成14)年3月25日失効 ・「人権擁護審議会」設置 ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行(～2002(平成14)年3月31日) ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行、「北海道旧土人保護法」廃止
1998年	平成10年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際刑事裁判所に関するローマ規程」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者雇用促進法」1997(平成9)年改正、1998(平成10)年施行(障害者雇用率1.8%の設定) ・「知的障害者福祉法」施行、「精神薄弱者福祉法」を改称 ・「高齢者雇用安定法」1994(平成6)改正、1998(平成10)施行(60歳定年制義務化) ・HIV感染者を「免疫機能障害」の身体障害者として認定 ・「全国被害者支援ネットワーク」設立

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
1999年	平成11年	<ul style="list-style-type: none"> ・「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（ILO第182号条約）採択 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）の選択議定書」採択 ・「国際高齢者年」 ・「国際防災戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）」締結 ・「人権擁護推進審議会」答申（人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について） ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」施行 ・「新エンゼルプラン」策定 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」と改称し1997（平成9）年改正、1999（平成11）年施行、（募集・採用等における女子差別禁止等） ・「育児・介護休業法」改正施行（介護休業義務化、深夜業の制限創設等） ・「今後5か年間の高齢者保健福祉政策の方向～ゴールドプラン21～」策定 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」1998（平成10）年公布、1999（平成11）年施行、「エイズ予防法」廃止 ・「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」公表
2000年	平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ・「武力の紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「子どもの権利条約」の一つである「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・国連特別総会「女性2000年会議」、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ・「平和と文化のための国際年」 ・九州・沖縄サミット、「HIV・エイズ、結核等の感染症問題の取組強化」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行 ・「男女共同参画基本計画」（閣議決定） ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「社会福祉法」施行、「社会福祉事業法」を改称 ・「介護保険法」1997（平成9）年公布、1998（平成10）年一部施行、2000（平成12）年完全施行（介護保険制度導入） ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 ・「成年後見制度」開始 ・「外国人登録法」1999（平成11）年改正、2000（平成12）年施行（指紋押なつ制度の廃止） ・「不正アクセス行為の禁止に関する法律（不正アクセス禁止法）」施行 ・「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行
2001年	平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 ・人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議（ダーバン） ・「ボランティア国際年」 ・「第2次植民地主義撤廃のための国際の10年」（～2010（平成22）年） ・「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」（～2010（平成22）年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（ILO第182号条約）締結 ・「人権擁護推進審議会」答申（人権救済制度の在り方について）及び「人権擁護委員制度の改革について」 ・第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議開催（横浜） ・内閣府に、「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
			<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢社会対策大綱」（閣議決定） ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 ・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行、「犯罪被害者等給付金支給金」を改称
2002年	平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書」採択 ・「世界エイズ・結核・マラリア基金」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・「新子どもプラン」策定 ・「育児・介護休業法」2001（平成13）年改正、2002（平成14）年施行（時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢引き上げ等） ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行 ・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」公表 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
2003年	平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際識字の10年：すべての人に教育を」（～2012（平成24）年） ・ESCAP「第2次アジア太平洋障害者の10年」（～2012（平成24）年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行（2015（平成27）年までの時限立法） ・「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行2008（平成20）年までの時限立法） ・「第2次障害者基本計画」策定（～2012（平成24）年） ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行 ・「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」公布、一部施行 ・「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」2002（平成14）年公布、2003（平成15）年施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定 ・「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」2002（平成14）年公布、2003（平成15）年施行
2004年	平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」 ・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「武力の紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結 ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第1次とりまとめ]」報告 ・「児童虐待防止法」改正施行（子どもの虐待の定義の明確化、虐待通告義務の範囲の拡大等） ・「子ども・子育て応援プラン」策定 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」と改称し施行（法定刑の引上げ等罰則の強化） ・「障害者基本法」改正施行（障害を理由とする差別の禁止） ・「外国人登録法」改正施行（出国命令制度の創設）

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
			<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」2003（平成15）年公布、2004（平成16）年施行 ・「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」一部改訂 ・「人身取引対策行動計画」策定
2005年	平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画」（～2009（平成21）年） ・「国連持続可能な開発のための教育の10年」（～2014（平成26）年） ・「第2次世界の先住民の国際の10年」（～2014（平成26）年） ・「北朝鮮人権状況」決議、採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結 ・「男女共同参画基本計画」（第2次）（閣議決定） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「DV防止法」2004（平成16）年改正、2005（平成17）年施行（退去命令の取消し制度新設等） ・「育児・介護休業法」2004（平成16）年改正、2005（平成17）年施行（休業対象者拡大、1歳6ヶ月までの育児延長措置等） ・「発達障害者支援法」2004（平成16）年公布、2005（平成17）年施行 ・「防災基本計画」修正（女性の参画・男女双方の視点追加） ・「犯罪被害者等基本法」2004（平成16）年公布、2005（平成17）年施行 ・「犯罪被害者等基本計画」策定 ・「個人情報保護法」2003（平成15）年公布一部施行、2005（平成17）年全面施行
2006年	平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権理事会」設立決議を採択 ・「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」及びその「選択議定書」採択 ・「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第2次とりまとめ〕」報告 ・新「教育基本法」施行 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ・「障害者自立支援法」2005（平成17）年公布、2006（平成18）年施行 ・「介護保険法」2005（平成17）年改正、2006（平成18）年施行（予防給付、地域密着型サービス開始等） ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止・養護者支援法）」2005（平成17）年公布、2006（平成18）年施行 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行、「ハートビル法」及び「交通バリアフリー法」廃止 ・「高年齢者雇用安定法」2004（平成16）年改正、2006（平成18）年まで段階的施行（65歳までの雇用確保措置の段階的義務化） ・「地域における多文化共生推進プラン」策定 ・「エイズ予防指針」改定（発生動向の変化等を踏まえた抜本的見直し） ・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」改正施行（国外開設の療養所入所者に国内と同水準の保障金支給） ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
2007年	平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」2006（平成18）年改正、2007（平成19）年施行（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止） ・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン」公表 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」を改称
2008年	平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・「「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約（国際人権規約：社会権規約）の選択議定書」採択 ・「世界人権宣言」採択60周年 ・「第2次国連貧困根絶のための10年」（～2017（平成29）年） ・「国際言語年」 ・第8回人権理事会、「ハンセン病差別撤廃」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」報告 ・「児童虐待防止法」2007（平成19）年改正、2008（平成20）年施行（立入調査の強化等） ・「女性の参画加速プログラム」（男女共同参画推進本部決定） ・「DV防止法」2007（平成19）年改正、2008（平成20）年施行（保護命令制度の拡充等） ・「出会い系サイト規制法」改正施行（利用者の年齢確認を義務化） ・「更生保護法」2007（平成19）年公布、2008（平成20）年施行 ・「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を改称 ・「被害者参加制度」、「被害者参加人のための国選弁護制度」、「損害賠償命令制度」開始 ・「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正施行（子なし要件を、現に未成年の子がいないことに改正） ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」見直し
2009年	平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際和解年」 ・「世界人権学習年」 ・人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議（ジュネーブ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）」締結 ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 ・「障がい者制度改革推進本部」設置 ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」2008（平成20）年公布、2009（平成21）年施行 ・「人身取引対策行動計画2009」策定
2010年	平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画」（～2014（平成26）年） ・第15回人権理事会、「ハンセン病差別撤廃」決議 ・「文化の和解のための国際年」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育てビジョン」策定 ・「子ども・若者育成支援推進法」2009（平成21）年公布、2010（平成22）年施行 ・「男女共同参画基本計画」（第3次）（閣議決定） ・「育児・介護休業法」2009（平成21）年改正、2010（平成22）年施行、2012（平成24）年完全施行（パパ・ママ育休プラス、介護休暇創設等） ・「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定 ・「障害者雇用促進法」2008（平成20）年改正、2010（平成22）年施行（対象事業主を200人を超える事業主に拡大）

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
2011年	平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」活動開始 ・「通報手続に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「人権教育および研修に関する宣言」採択 ・「アフリカ系の人々のための国際年」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」（閣議決定）、（北朝鮮当局による拉致問題等）を追加 ・「障害者基本法」改正施行（社会モデルに基づく障害者の概念や合理的配慮の概念が盛り込まれる） ・「防災基本計画」修正（災害時要援護者の配慮等） ・「第2次犯罪被害者等基本計画」策定 ・「犯罪被害者支援要綱」制定（警察庁）
2012年	平成24年		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待・養護者支援法）」2011（平成23）年公布、2012（平成24）年施行 ・「高齢社会対策大綱」（閣議決定） ・「介護保険法」2011（平成23）年改正、2012（平成24）年施行（介護職員などによる痰の吸引などの実施） ・「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」2009（平成21）年公布、2012（平成24）年まで段階的に施行、「外国人登録法」廃止、「出入国管理及び難民認定法」及び「住民基本台帳法」改正（新たな在留管理制度の導入、特別永住者証明書の交付） ・「防災基本計画」修正（被災者への対応改善等） ・「災害対策基本法」改正（多様な主体の参画による地域防災力の向上等） ・「エイズ予防指針」改定（青少年、外国人等個別施策層に対する対応）
2013年	平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP「第3次アジア太平洋障害者の10年」（～2022（平成34）年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」 ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」 ・「運動部活動での指導のガイドライン」策定 ・「いじめ防止対策推進法」施行 ・教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について」（第一次提言） ・「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」2012（平成24）公布、2013（平成25）年施行 ・「第3次障害者基本計画」策定（～2017（平成29）年度）予定 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」2012（平成24）年公布、2013（平成25）年施行、「障害者自立支援法」を改称 ・「障害者雇用促進法」2008（平成20）年改正、2013（平成25）年施行（障害者雇用率の改定） ・「高齢者雇用安定法」2012（平成24）年改正、2013（平成25）年施行（65歳までの継続雇用制度導入） ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定

西暦	和暦	国連等の取組	国内の動き
			<p>「災害対策基本法」改正（被災者支援の充実等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」策定 ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」施行、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改称 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定（新規）
2014年	平成26年		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」締結 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」2013（平成25）年公布、2014（平成26）年施行 ・「子供の貧困対策に関する大綱」（閣議決定） ・教育再生実行会議「これからの学制等の在り方について」（第五次提言） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」2013（平成25）年公布、2014（平成26）年施行、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」を改称
2015年	平成27年		<ul style="list-style-type: none"> ・「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成対策推進法等の一部を改正する法律」2014（平成26）年公布、一部施行、2015（平成27）年全部施行、「次世代育成対策推進法」の法期限を（2025（平成37）年3月まで10年間延長、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称、児童扶養手当法の一部改正（ひとり親家庭支援体制の充実等） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」2015（平成27）年公布、一部施行 ・「障害者雇用促進法」2008（平成20）年改正、2015（平成27）年施行（対象事業主を100人を超える事業主に拡大） ・「生活困窮者自立支援法」2013（平成25）年公布、2015（平成27）年施行
以降			<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」2015（平成27）年公布、2016（平成28）年施行予定（特定事業主行動計画の策定） ・「障害者基本法」を改正するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」2013（平成25）年公布、2016（平成28）年施行予定 ・「障害者雇用促進法」2013（平成25）改正、2016（平成28）施行予定（障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務）、2018（平成30）年施行予定（法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者を追加）

4. 条例等

〇一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例

平成25年6月28日

条例第20号

人は誰でも、生まれながらにして、自分らしく、幸せに生きるという基本的な権利を持っています。

私たちは、世界人権宣言及び日本国憲法の理念のもと、亀山市人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、すべての人の命を尊び、生きがいを持って生活し、互いにかけてあげのない存在として認め合う亀山市を将来にわたって築いていきたいと願っています。

一人ひとりが、互いに個性や多様性を認め合い、自らの責任を果たすとともに、思いやりを持って共に支え合いながら、協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことによって一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、人権施策の基本となる事項を定めることにより、市の人権に関する取組を総合的に推進し、もってあらゆる差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。
- (2) 人権施策 人権尊重のまちづくりに関する施策をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、国及び県と連携協力するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、多様な学びの場を通じて、自ら人権に関する意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するものとする。

2 市民は、市と協働して人権尊重のまちづくりに取り組むものとする。

(基本方針)

第5条 市長は、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項
- (2) 人権に関する問題の解決に向けた重点施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ亀山市人権施策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する問題を調査し、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(亀山市人権施策審議会)

第7条 人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本方針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策に関すること。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、人権施策に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織し、その数は、原則として男女同数とする。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募により選出された者

(3) 地域活動及び市民活動を行う団体の代表者

(4) 市内で事業を行う個人、法人その他の団体から推薦された者

(5) 教育に携わる者

(6) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

〇一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例施行規則

平成25年6月28日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例(平成25年亀山市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第2条 条例第7条に規定する亀山市人権施策審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の庶務)

第4条 審議会の庶務は、共生社会推進室において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○亀山市人権施策基本方針調査検討会議規程

平成26年10月22日

訓令第14号

(設置)

第1条 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例(平成25年亀山市条例第20号。以下「条例」という。)第5条第1項に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に関し必要な事項を調査検討するため、亀山市人権施策基本方針調査検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、基本方針の策定に関し、必要な事項を調査検討するものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は共生社会推進室長を、委員は人事情報室長、高齢障がい支援室長、子ども支援室長、子ども家庭室長及び教育研究室長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、共生社会推進室において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成26年10月22日から施行する。

人権尊重都市宣言

人は誰でも生まれたときから、自由で、平等で幸せに生きる権利を有している。

私たちは、豊かな自然と悠久の歴史に満ち溢れたまち亀山を愛し、最も大切な基本的人権を尊重する。

子どもも大人も全ての人が輝き、このまち亀山に住んで良かったと実感できるまちづくりを進めるため、ここに亀山市は「人権尊重都市」を宣言する。

【平成 18 年 3 月 28 日亀山市議会定例会で議決】

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、

法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのよ

うな差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に依りて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

○日本国憲法（抄）

昭和21年11月2日公布

昭和22年5月3日施行

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を

有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{びん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重

及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5. 策定経過

<策定経過>

年度	年 月 日	亀山市人権施策審議会の開催等
25	12 平成25年12月18日	第1回亀山市人権施策審議会開催 ・委員の委嘱、会長・副会長の選出 ・一人一人の人権が尊重される亀山市をつくる条例及び規則について ・亀山市の現状と課題について（市民意識アンケート調査結果から） ・三重県及び他の自治体の基本方針の方向性について ・今後のスケジュールについて
	1 平成26年1月27日	第2回亀山市人権施策審議会開催 ・平成23年度亀山市人権に関する市民意識アンケート調査結果について ・亀山市人権施策推進委員会での検討内容について
26	7 平成26年7月2日	第3回亀山市人権施策審議会開催 ・経過報告 ・亀山市人権施策の基本となる方針の策定スケジュールについて ・「人権施策の基本となる方針」他市等の事例について ・亀山市の人権に関する現状及び課題について
	10 平成26年10月31日	第1回亀山市人権施策基本方針調査検討会開催 ・経過報告 ・亀山市人権施策の基本となる方針概要について ・人権の基本となる方針 分野別施策について
	11 平成26年11月4日	第4回亀山市人権施策審議会開催 ・経過報告 ・亀山市人権施策の基本となる方針概要について ・人権の基本となる方針 分野別施策について
	12 平成26年12月6日	第10回ヒューマンフェスタin亀山開催 ・基本方針の策定に向け、パネルディスカッションや分科会を実施
	2 平成27年2月9日	第5回亀山市人権施策審議会開催 ・経過報告 ・亀山市人権施策の基本となる方針について
	4 平成27年4月21日	第2回亀山市人権施策基本方針調査検討会開催 ・亀山市人権施策の基本となる方針について
27	5 平成27年5月20日	第6回亀山市人権施策審議会開催 ・経過報告 ・亀山市人権施策の基本となる方針について
	7 平成27年7月1日	第7回亀山市人権施策審議会開催 ・策定までのスケジュール等 ・亀山市人権施策の基本となる方針（素案）について
	平成27年7月中	亀山市人権施策の基本となる方針（素案）に対する部・局・室への調査及び調整
	8 平成27年8月18日	亀山市人権施策基本方針（案）の諮問
	8 平成27年8月18日	第8回亀山市人権施策審議会開催 ・亀山市人権施策基本方針（諮問案）の審議
	9 平成27年9月10日	第9回亀山市人権施策審議会開催 ・亀山市人権施策基本方針（諮問案）の審議
	9 平成27年9月18日	亀山市人権施策基本方針（案）に係る答申
	10 平成27年9月25日 ～10月26日	パブリックコメントの実施（32日間）
	11 平成27年11月25日	第3回亀山市人権施策基本方針調査検討会開催 ・経過報告及びパブリックコメントの結果について ・「亀山市人権施策基本方針」の推進方法について
	12 平成27年12月14日	第10回亀山市人権施策審議会開催 ・経過報告及びパブリックコメントの結果について ・今後のスケジュール等について

< 亀山市人権施策審議会委員名簿 >

任期：平成 25 年 12 月 18 日～平成 27 年 12 月 17 日

	役職	氏名	性別	選出区分(該当条項)
1	会長	藤原 正範	男	学識経験を有する者 (第 7 条第 5 項第 1 号該当)
2	副会長	不破 為和	男	地域活動及び市民活動を行う団体の代表者 (第 7 条第 5 項第 3 号該当)
3		橋本 茂八	男	公募により選出された者 ※平成26年8月21日まで (第 7 条第 5 項第 2 号該当)
4		青 シゲミ	女	公募により選出された者 (第 7 条第 5 項第 2 号該当)
5		浜野 芳美	女	地域活動及び市民活動を行う団体の代表者 (第 7 条第 5 項第 3 号該当)
6		田中 義雄	男	地域活動及び市民活動を行う団体の代表者 (第 7 条第 5 項第 3 号該当)
7		岡安 祐子	女	市内で事業を行う個人、法人その他の団体から推薦された者 (第 7 条第 5 項第 4 号該当)
8		佐藤 和夫	男	教育に携る者 (第 7 条第 5 項第 5 号該当)
9		宮崎 みつ子	女	その他市長が必要と認める者 (第 7 条第 5 項第 6 号該当)
10		福永 磨子	女	その他市長が必要と認める者 (第 7 条第 5 項第 6 号該当)
11		榎谷 英一	男	その他市長が必要と認める者 (第 7 条第 5 項第 6 号該当)
12		明石 澄子	女	その他市長が必要と認める者 (第 7 条第 5 項第 6 号該当)

< 亀山市人権施策基本方針調査検討会議委員構成 >

共生社会推進室長
人事情報室長
高齢障がい支援室長
子ども支援室長
子ども家庭室長
教育研究室長

<諮問>

亀 共 第 1 2 8 2 号
平成 2 7 年 8 月 1 8 日

亀山市人権施策審議会
会長 藤原 正範 様

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市人権施策基本方針（案）について（諮問）

一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例第5条第3項の規定により、亀山市人権施策基本方針（案）について、貴審議会の意見を求めます。

<答申>

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之 様

亀山市人権施策審議会
会長 藤原 正範

亀山市人権施策基本方針（案）について（答申）

平成 2 7 年 8 月 1 8 日付け亀共第 1 2 8 2 号で諮問のありました亀山市人権施策基本方針（案）につきましては、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、一部修正・加筆を行い、別冊の亀山市人権施策基本方針（答申）のとおりまとめましたので、ここに答申します。

なお、基本方針に基づく施策の推進に当たっては、当審議会の審議過程で出された意見等を十分踏まえていただくとともに、下記の事項に留意して、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市」の具現化に向けた取組を進められるよう要望します。

記

- 1 当審議会において、亀山市の行政各部、教育委員会のあらゆる活動において、人権の視点が貫かれることが肝要であることが繰り返し確認されました。人権施策基本方針の策定に当たって、人権と関わりのない行政活動はないということを徹底させてください。
- 2 亀山市の職員及び教職員が、人権感覚を磨く努力を不断に続けることを希望します。
- 3 人権施策基本方針の策定後、その方針が厳守され、かつより発展させる方向での取り組みがなされているかどうかを定期的に点検することを期待します。

6. 用語解説

あ行

	用語等	説明	掲載P
い	いじめ防止対策推進法	2013（平成25）年公布、施行。 この法律では、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。	17
え	H I V（感染者）	H I Vは、エイズの原因となるウィルスで、ヒト免疫不全ウィルスといい、このウィルスに感染すると、約10年の潜伏期間を経た後、重症の免疫機能の低下によりカリニ肺炎、カポジ肉腫など種々の病気を発生します。 エイズ：後天性免疫不全症候群。わたしたちの体に備わっている病気に対する抵抗力、つまり免疫機能が働かなくなる病気で、この病気はH I Vにより引き起こされます。 H I V感染者：エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因であるH I V（ヒト免疫不全ウィルス）に感染したが、エイズを発症するに至っていない人	31
	N P O（法人）	N P O（Non Profit Organization）は、直訳すると「非営利組織（団体）」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分せずに目標達成のために再投資する（民間非営利団体）であり、行政のコントロールを受けずに自発性と独立性がある。」といった特徴を持った組織の略称です。 N P O法人：「特定非営利活動促進法」に基づいて設立された法人	8
お	おもいやり駐車場（三重おもいやり駐車場利用証制度により設置された駐車場）	2012（平成24）年10月から三重県が開始した制度。 この制度は、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。「おもいやり駐車場」は、当制度に協力した施設に設置されている「おもいやり駐車場」の表示がある駐車場をいいます。「おもいやり駐車場」には、幅3.5mの『車いす使用者用駐車区画』だけでなく、幅3.5m未満の区画も存在します。	7、22

か行

	用語等	説明	掲載P
か	外国人集住都市会議	ニューカマー（新しく日本に来た人）と呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民にかかわる施策や活動状況に関する情報交換を行う中で、地域で顕在化しつつあるさまざまな問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的に設立された都市会議です。 加入都市：2014（平成26）年12月末で26市町	25、26
	介護保険：第1号被保険者	介護保険に加入している65歳以上の人。第2号被保険者は、介護保険に加入している40歳から65歳未満の人（医療保険加入者のみ）。 介護保険：高齢化に対応し、高齢者を国民の共同連帯のもと支えるしくみとして2000（平成12）年に導入された制度。	23
	「亀山っ子」市民宣言	市内の青少年育成関連団体から構成される亀山青少年育成市民会議において、2008（平成20）年5月の同会議総会の場で採択された市民宣言。幼稚園や小中学生の保護者や関係団体等の意見を聴きながら、大人の行動指針となる「子ども像」をつくり、それを「6カ条からなる『亀山っ子』市民宣言」としました。	18

	用語等	説明	掲載P
	亀山市交通バリアフリー構想	2009（平成21）年3月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて策定した構想。 「市民と地域が育む安心・安全のための人にやさしい亀山」を基本理念とし、重点的にバリアフリー化を推進する重点整備地区やバリアフリー化のために実施すべき事業を盛り込んでいます。	7
	亀山市男女が生き生き輝く条例	2008（平成20）年7月1日から施行。 この条例は、誰もが個性と能力を十分発揮でき、対等なパートナーとして、自らの意思でさまざまな活動に参画し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し制定したもので、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市と市民の責務を明らかにするとともに、市の基本となる事項を定めています。	3、19
こ	合理的配慮	合理的配慮とは、ただ形式的に平等な機会を提供するだけでなく、障がい者が就労しやすいように職場環境や勤務条件を調整したり、意思疎通のために手話通訳を置くなど、実質的に同じスタートラインに立ち、同じ条件で仕事や学習など社会生活ができるようにすることです。 「障害者権利条約」では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と規定しています。	21
	高齢者虐待防止・養護者支援法	2005（平成17）年に議員立法で可決、成立、2006（平成18）年施行 正式名称を「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者の権利・利益の擁護に資することを目的としています。	3
	国際人権規約	1966（昭和42）年の国連総会において採択され、日本は1979（昭和54）年に批准。 正式名称を、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」といい、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。	2
	子ども・若者育成支援推進法	2009（平成21）年公布、2010（平成22）年施行。 この法律では、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成と社会生活を円満に営むことができるようにするための支援等について、基本理念、国・地方公共団体の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、推進本部を設置することにより総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としています。	17
	子どもの権利条約	1989（平成元年）年の国連総会において採択され、日本は1994（平成6）年に批准。 正式名称を、「児童の権利に関する条約」といい、18歳未満のすべての児童の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、第44回国連総会において全会一致で採択されました。子どもの権利条約では、大きくわけて4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を守るように定めています。特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考え方や主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。	2、17、18
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	2013（平成25）年公布、2014（平成26）年施行。 この法律では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために構すべき施策の基本となる事項等を定めています。	17

さ行

	用語等	説明	掲載P
さ	災害時要援護者	高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人のことをいいます。	30
し	ジェンダー・ギャップ指数	ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index:GGI) は、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから構成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。 2014 (平成26) 年の日本の順位は、142か国中104位 (2013年は136か国中105位) であり、昨年に比べて一つ順位が上昇しました。1位はアイスランド0.8594、2位はフィンランド0.8453、3位はノルウェー0.8374と続き、日本は104位0.6584、中国は87位0.6830、韓国は117位0.6403	19
	児童虐待防止法	2000 (平成12) 年公布、施行。 正式名称を「児童虐待の防止等に関する法律」といい、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的としています。	3
	児童発達支援センター	障がいのある就学前児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導や自立に必要な知識・技能や集団生活への適応のための訓練等を提供することを目的とする施設です。	22
	障害者虐待防止・養護者支援法	2011 (平成23) 年に議員立法で可決、成立、2012 (平成24) 年施行。 正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障がい者の権利・利益の擁護に資することを目的としています。	3、21
	障害者権利条約	2006 (平成18) 年の国連総会において採択され、日本は2014 (平成26) 年に批准。 正式名称を、「障害者の権利に関する条約」といい、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。	2、7、21
	障害者差別解消法	2016 (平成28) 年施行予定。 正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、2011 (平成23) 年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関する具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として定めています。なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること、国、地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること (地方の策定は努力義務)、事業者は、事業分野別の指針 (ガイドライン) を策定することなどを定めています。	21、22
	障がい者週間	期間は、12月3日から12月9日まで。 1982 (昭和57) 年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、1975 (昭和50) 年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、2004 (平成16) 年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。 本市では、この期間に、広報で特集記事を掲載し、啓発を行っています。	12、22

	用語等	説明	掲載P
	障害者総合相談支援センター「あい」	地域で生活している身体・知的・精神に障がいのある人又はその家族の相談窓口です。障がいのある人の社会参加、日常生活、就労などあらゆる相談に対し、さまざまな資源やサービスの利用等について支援します。 場所：亀山市総合保健福祉センター2階 (併設) 障害者就業・生活支援センター「あい」	22
	女性差別撤廃条約	1979（昭和54）年の国連総会において採択され、日本は1985（昭和60）年に批准。 正式名称を、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。	2、19
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間	期間は、11月12日から11月25日まで。 内閣府男女共同参画局では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を実施期間としています。 本市では、この期間に、DV防止等に関する取り組みとして、パープルリボン（DV防止）の製作配布などの啓発活動に取り組んでいます。	20
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2000（平成12）年に議員立法で可決、成立、同年施行。 資料編に掲載しています。 この法律では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）という。」と定義しています。 また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと、さらに、政府は毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを定めています。	3、13
	人権教育・啓発に関する基本計画	2002（平成14）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された計画。 この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的なあり方や推進方策などについて定めています。なお、各人権問題に対する取組としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等をあげています。	3、13
	人権教育のための国連10年	1994（平成6）年の国連総会において決議。 国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築し、すべての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しています。 人権文化：一人ひとりが人権尊重の態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することがあたりまえとなっているような社会のあり方	2、3
	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人などを重要課題としています。	2
	人権週間	期間は、12月4日から12月10日まで。 国連で世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を期間とし、この期間には、全国で人権を考える取組が行われています。 本市では、この期間中に、広く市民の方々が参加できる「ヒューマンフェスタin亀山」を開催しています。	11、12、13、28

	用語等	説明	掲載P
	人権擁護委員	<p>人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。人権擁護委員は、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。</p> <p>人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。</p>	11、12、15、16、28
	人権擁護施策推進法	<p>1996（平成8）年に、5年間の時限立法として制定された法律。</p> <p>この法律では、「人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを」目的とし、人権教育及び啓発の推進と人権侵害被害者の救済に関する施策の推進を国の責務と定めています。</p>	2
	人権擁護推進審議会答申	<p>1997（平成9）年に、「人権擁護推進審議会」が法務大臣、文部大臣、総務庁長官から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」について諮問を受け、2年余の調査審議を経たのち1999（平成11）年に答申を行ったものです。同答申では、国民一人一人が人権尊重の理念を深めるための施策について、さまざまな観点から検討し、国を始めとするそれぞれの実施主体が人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策について、提言を行っています。</p>	2
	人種差別撤廃条約	<p>1965（昭和40）年の国連総会において採択され、日本は1995（平成7）年に加入していますが、憲法や刑法との兼ね合いから、条約締結にあたって第4条の一部に留保を付しています。</p> <p>正式名称を、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」といい、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。</p> <p>第4条の留保部分：「人種的優越又は増悪に基づくあらゆる思想の流布」、「人種差別の扇動」等について、処罰立法措置をとることを義務づけ</p>	2
す	スクールカウンセラー	いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応のため、児童生徒の臨床心理に対して、高度な専門的知識及び経験を活かしてカウンセリング（相談・解決の助言・援助など）を行う専門家のことをいいます。	18
	鈴鹿亀山消費生活センター	鈴鹿市・亀山市の住民が身近なところで気軽に消費生活に関する相談を受けられるよう、2006（平成18）年4月3日に鈴鹿亀山地区広域連合が開設した相談機関。相談は無料で、専門的な知識を有する消費生活相談員が相談を受け付けています。	22、24
	鈴鹿亀山地区広域連合	1999（平成11）年6月1日、三重県内8番目の広域連合として誕生し、鈴鹿市及び亀山市をその構成団体として、広域市町村圏計画の策定及び連絡調整と介護保険事業を主たる業務としています。	23
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	<p>2000（平成12）年公布、施行。</p> <p>この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的としています。</p> <p>ストーカー：特定の他者に対して執拗につきまとう行為等（つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、監視していると告げる行為等）を行う人間のこと</p>	19
せ	性的指向	性的指向（sexual orientation）は、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。	31

	用語等	説明	掲載P
	性的マイノリティ	人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認など、性に関する場面における少数派＝マイノリティのことを指します。性的マイノリティは、LGBTという総称があります。性的志向としては、L＝レズビアン（女性同士の同性愛者）、G＝ゲイセクシャル（男性同士の同性愛者）、B＝バイセクシャル（両性愛者）があり、性自認については、身体と心の性が一致しないT＝トランスジェンダーがある。この中に、性同一障がいが含まれます。	31
	性同一障がい者	「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。」と定義しています。	31
	成年後見制度	2000（平成12）年から始まった制度。 契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなど、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人に不利益を生じないようにする制度です。 財産管理・遺産相続をめぐるトラブルや介護に携わる職員や家族による虐待など、判断能力が十分でない成年者の人権侵害に対し、従来の民法の禁治産者、準禁治産者制度は権利保護の面で十分ではなかったため、所要の法改正が行われた（民法の改正、任意後見契約に関する法律等の整備）。	22、24
	世界人権宣言	1948（昭和23）年12月10日の国連総会において採択。 資料編に和訳を掲載しています。 人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。	2、5
	セクシュアル・ハラスメント	性的ないやがらせ、相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への接触、性的な関係の強要、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれます。基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシャル・ハラスメントとなります。特に、雇用の場においては、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり（対価型セクシャル・ハラスメント）、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる（環境型セクシャル・ハラスメント）ことがあります。	19、20
そ	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしています。近年、SNSにおけるいじめや誹謗中傷など、子どもが人権侵害や犯罪に巻き込まれるなどの事案が発生しています。	29

た行

	用語等	説明	掲載P
た	多文化共生（社会）	多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）です。 地域に暮らす住民同士が、差別し合うことなく国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、支えあう関係を持って暮らしていくことをいいます。	26
	男女共同参画社会基本法	1999（平成11）年公布、施行。 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。	19

	用語等	説明	掲載P
	男女共同参画週間	期間は、6月23日から6月29日まで。 「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である1999（平成11）年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。 この週間を中心として、三重県内の市町が連携し、県内各地で映画祭を開催しています。（三重県内男女共同参画連携映画祭）	12、20
	男女雇用機会均等法	1985（昭和60）年公布、1986（昭和61）年施行。 正式名称を、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないと定めています。その後も改正が繰り返され、2006（平成18）年の改正では、男女双方に対する差別の禁止や間接差別の禁止などを規定しました。	19、20
ち	地域包括支援センター	すべての地域住民の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3職種のスタッフにより、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護を行います。 場所：総合保健福祉センターあいあい1階④番窓口 地域包括支援センター「きずな」	24
て	出会い系サイト	異性交際の出会いの場として提供されているインターネットサイトの総称で、次の4要件を満たすサイトと定義されています ・異性交際を希望する者のために運営されていること。 ・異性交際希望者の希望情報やプロフィール等をインターネット上に公開し、閲覧可能にしていること。 ・異性交際希望者同士が1対1で連絡を取り合えるようになっていること。 ・有償・無償を問わず、反復継続して運営されていること。 「出会い系サイト」を利用した結果として、犯罪に巻き込まれるケースが後を絶たない状況となっています。	29
と	東京都議会でのセクハラ野次	2014（平成26）年6月18日に開催された東京都議会で、女性の支援拡充を訴える女性都議会議員に、男性議員がセクシャル・ハラスメントとも取れる野次を飛ばしたことから、この女性に対する人権侵害に値する発言に対し、都議会としての責任と対応が厳しく問われることとなりました。	19
	同和問題	同和問題とは、明治時代になって封建社会の身分制度は廃止され、本来は身分差別がなくなるはずでしたが、現在も同和地区と呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、不当な差別を受けるという問題です。	2、9、13、27、28
	同和対策審議会答申	1961（昭和36）年に、「同和対策審議会」が内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行い、1965（昭和40）年に答申を行ったものです。同答申は、戦後の同和行政の大きな指針となったものであり、その中で、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると述べています。	2
	同和対策事業特別措置法	1969（昭和44）年に、「同和対策審議会答申」の理念に基づき、10年間の時限法として制定された法律です。後に期限が3年間延長されました。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。 同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標達成のために必要な特別措置を定めています。	2、27

	用語等	説明	掲載P
	DV防止法	2001（平成13）年に公布、施行。 正式名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といい、2013（平成25）年の改正で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称変更。配偶者からの暴力を、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者から身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。なお、配偶者には、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。	3、19
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者間、又は恋人など親密な関係にある者から受ける暴力をいいます。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。	19、20

な行

	用語等	説明	掲載P
に	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。	22、24
	認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態をいいます。2004（平成16年）から「痴呆」に替わって行政用語として使用することとなりました。	3、23、24
	認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものです。	24
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受けた人。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。	24
	認知症初期支援集中チーム	地域包括支援センターなどに配置され、認知症が疑われる人やその家族などを訪問し、的確にアセスメントを行い、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら、初期の支援を包括的、集中的に行う。メンバーは、看護師・介護福祉士などの専門職2名と専門医1名の計3名以上で構成されます。	24

は行

	用語等	説明	掲載P
は	バリアフリー	高齢者や障がい者などが、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。	7、8、22
	パワー・ハラスメント	平成24年1月30日に、厚生労働省のワーキング・グループ報告において、「職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義し、「上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してさまざまな優位性を背景に行われるものも含まれる」としています。	20
	ハンセン病（患者）	ハンセン病は抗酸性菌の一種で、らい菌（1873年ノルウェーのA・ハンセンによって発見）によって起こる感染症ですが、病原性は弱く、たとえ感染しても発病することはまれです。以前の病名は「らい病」で遺伝性と誤解された時代がありました。新薬プロミンの出現により不治の病ではなくなりました。	31

	用語等	説明	掲載P
ふ	フィルタリング	インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判断し、選択的に排除する機能のこと。フィルタリングの方式としては、ホワイトリスト方式（安全で有益と思われるサイトのリスト「ホワイトリスト」を作り、これに該当しないサイトへのアクセスを制限する方式）やブラックリスト方式（有害なサイトのリスト「ブラックリスト」をつくり、これに該当するサイトへのアクセスを制限する方式）等があります。	29
	フェイスブック	フェイスブック（Facebook）は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトです。日記や考察、つぶやきのような個人的な投稿から、企業の公式ニュースリリースのような投稿まで、世界中で幅広く利用されています。また、フェイスブックに投稿された情報については、投稿者側で制限をしていない限り、誰でも自由に閲覧・シェアすることができます。ライン（LINE）やツイッター（Twitter）に比べると1つあたりの投稿で入力できる文字数が圧倒的に多く、ブログ（blog）のような使い方をすることも可能です。	12
へ	ヘイトスピーチ	人種や国籍、ジェンダーなど特定の属性を有する集団を脅したり、差別や暴力行為をあおったりする言動、侮辱する行動を指します。海外のみならず、国内でも一部の団体等により散見されるようになり、攻撃の対象となる特定の団体に所属する個人が傷ついたり、社会的平等権を侵害されたりして、警察の介入や裁判にまで発展した事案もあります。	3、25
ほ	保護観察	保護観察は、少年を社会の中で生活させながら、自宅から学校や仕事に通い、保護観察所の指導を受け、定期的に保護司という人と面会して生活状況を報告し、親の監督のもとで社会生活を送り、立ち直りを図っていくという制度です。保護観察になったからといって、絶対に少年院に行かなくてすむというわけではなく、保護観察中の行状が悪ければ、少年院に送致されてしまう場合もあります。保護観察の期間は、原則として少年が20歳になるまでです。	31

ま行

	用語等	説明	掲載P
ま	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行い、退職を促す行為のことを指します。妊娠中に嫌がらせによる流産の危険性もあり、男女雇用機会均等法・育児介護休業法・労働基準法に違反する場合も多々見受けられます。 妊娠や出産を理由にした解雇は法律で禁止されているほか、一定の条件を満たせば正社員だけでなく有期契約でも育児休業を取得できると法律で定めています。	20

や行

	用語等	説明	掲載P
ゆ	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。バリアフリーが「障がい者などが生活していく上で障壁となるものを取り除くこと」を指すのに対し、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がないデザイン」のことをいいます。	8、22
よ	養育家庭制度（里親制度）	親の病気や事故など何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。	18

ら行

	用語等	説明	掲載P
ら	ライフステージ	人間の一生を段階区分したもの。障がい者関係では、出生、乳幼児期、就学期（小学校、中学校、高等学校）、成年期、高齢期の各期に区分し、子どもの関係では、妊娠・出産、乳幼児期、就学期に区分する等、分野によって異なります。	22